

# 第2次志賀町総合計画

魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち

2017 ▶ 2026



平成 29 年 3 月

志賀町



# 志賀町民憲章

(平成23年4月1日制定)

私たち志賀町民は、雄大な日本海と緑かがやく山々に抱かれ、活力ある発展をしてきたふるさとを誇りとし、魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまちを創るためにこの憲章を定めます。

## 一 豊かな自然を大切にし、水とみどりの美しい町をつくります

○自然環境の保護や環境保全、環境美化に努め、快適で安全なまちを次世代へ継承するものです。

## 一 思いやりとふれあいの心を育み、優しい町をつくります

○お互いを尊重し、支え合い、協力しながら、交流と協働で明るく笑顔あふれるまちを創っていくものです。

## 一 学び合い、創造力豊かな人と文化を育てる町をつくります

○伝統・文化を大切にし、教養を高め、将来のまちづくりを担う創造的な人と地域文化を育てるものです。

## 一 働くことに誇りと喜びをもち、活力ある町をつくります

○夢や希望をもって働き、地域の振興に努め、活気と賑わいのあるまちを創造するものです。

## 一 スポーツに親しみ、健やかに暮らせる町をつくります

○健康づくりに努め、医療・福祉環境などの充実により、安心して元気に暮らせるまちづくりを進めるものです。

## 志賀町の町章



### 町章デザインの趣旨

志賀町が未来へ向かって飛翔する姿を頭文字の「S」で表現しています。

雄大な日本海と能登半島のスケールの大きさや出会いと交流を青い円で、町をとり巻く豊かな環境を緑のSで、未来に向かう町民の心をオレンジで表現しています。

## 志賀町の町花・町木

町花  
はまなす



町木  
もちの木



## はじめに



本町では、平成 18 年度に策定した第 1 次志賀町総合計画に基づき、これまで町政の推進にあたってまいりました。

この間、能登中核工業団地への企業誘致、ケーブルテレビや下水道の整備のほか、教育環境や産業基盤の強化、防災・減災対策や医療・福祉の充実など、町の将来像である「夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷」の実現のために盛り込まれた施策に取り組んできました。

こうした中、今年度、総合計画の目標年次を迎えるにあたり、北陸新幹線金沢開業による交流人口の拡大、本格的な人口減少時代の到来による地方創生の動きなど、本町を取り巻く大きな環境の変化を踏まえ、平成 38 年度を目標年次とする総合的な町の将来ビジョンと町政のあり方を示した第 2 次志賀町総合計画を策定いたしました。

本計画では、町の将来像を「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」、サブテーマを「定住と交流による、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり」と定め、基本目標として、平成 38 年の目標人口を約 17,400 人、目標世帯数を約 6,900 世帯と設定しております。

そして、目指すべき将来像を実現するため、7つのまちづくりの基本方針のもと、定住人口の確保や交流人口の拡大により地域の活力を創出するとともに、能登半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化から醸し出される地域の魅力を十分に引き出し、大切に守り育て、次代へと引き継いでいくことができるまちづくりに取り組んでいきます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様をはじめ、慎重審議を重ねていただいた策定委員会委員の皆様や関係各位に対しまして、深く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

志賀町長 小 泉 勝

# 目次

## 第1部 序論

第1章 計画の概要	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の構成・期間	4
第2章 志賀町をとりまく状況	6
1 志賀町の概況	6
2 時代の潮流	8
3 町の課題	10

## 第2部 基本構想

第1章 町の将来像	14
1 志賀町の将来像	14
2 基本方針	15
第2章 基本目標	18
1 人口・世帯数	18
2 年齢階層別人口	18
3 就業人口	19
第3章 将来都市構造	20
1 将来都市構造の基本方針	20
2 土地利用の考え方	20
3 交流・連携軸の考え方	22
第4章 施策の体系	24
1 施策の体系	24

## 第3部 基本計画

基本方針1：移住定住と交流によるもてなしのまちづくり	28
基本方針2：次代を担う人を育むまちづくり	36
基本方針3：雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり	46
基本方針4：健康に暮らし続けることができるまちづくり	54
基本方針5：笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり	64
基本方針6：安全で美しく住みよいまちづくり	76
基本方針7：町民に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり	92
施策の達成目標	100

## 巻末資料

1 町民アンケートの概要	108
2 策定体制	112
3 策定の経緯	113
4 関連する条例・要綱	115
5 志賀町創生総合戦略等策定委員会 委員一覧	118





# 第1部 序論

---

第1章 計画の概要

第2章 志賀町をとりまく状況

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

### (1) 計画策定の背景と計画が目指すもの

本町では、平成17年9月1日における志賀町と富来町の合併後、平成19年3月に「第1次志賀町総合計画」を策定し、将来像である「夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷～私たちが主役の新志賀町物語～」の実現に向け、まちづくり施策を展開してきました。

しかし、第1次志賀町総合計画の策定から10年の間に、少子高齢化の進行、人口減少時代の到来や自然災害の多発、情報通信技術（ICT<sup>(※)</sup>）の進展、地方創生の取組など、我が国の情勢は大きく変化しています。また、本町をとりまく環境においても、能越自動車道の整備促進や北陸新幹線の金沢開業、のと里山海道の無料化など、大きな変化がみられています。

こうした状況の中で、本町が将来にわたって持続的に発展を続けていくためには、第1次志賀町総合計画の継続性や一貫性に配慮しつつ、町民と行政が一体となりまちづくりを推進していくことが必要です。

このため、町民が快適で安心して暮らしていくための指針として第2次志賀町総合計画を策定するものです。

### (2) 地方創生の流れとの関連性

我が国は本格的な人口減少時代に突入しており、政府は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この流れを受け、本町でも平成27年10月に人口減少抑制と地域の活性化などを目的とした「志賀町創生総合戦略」及び「志賀町人口ビジョン」を策定しました。

「志賀町創生総合戦略」は、人口減少の克服のため、結婚・出産・子育てへの支援や都市部への一極集中を是正し、本町への人の流れをつくるなど、自然増減・社会増減の両面から、本町の地方創生の具体的な行動計画を示すものです。

また「志賀町人口ビジョン」は、今後、本町の目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものです。

本計画に先立って策定したこれらの戦略等を踏まえ、今後10年間の町政の方向性や町の将来像、施策の展開方針や具体的な施策・事業などを示すものが「第2次志賀町総合計画」であり、本町のまちづくりの総合的指針となります。

※ ICT：「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

### (3) 石川県長期構想での位置付け

石川県は、「石川県長期構想」（平成28年3月策定）において、個性・交流・安心のふるさとづくりを基本目標に据えながら、目指すべき将来像として、「魅力を磨き人・ものを惹きつける『いしかわ』」、「成長を実感でき働く人が輝く『いしかわ』」、「安全・安心とやすらぎを感じる『いしかわ』」の3つを掲げています。

また、この長期構想の中で本町の属する能登中部地域の施策の方向性が示されており、本計画においては、この長期構想の方向性も念頭に置き、まちづくりの方向性を定めます。

※能登中部地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）

【以下、本町に関する内容を抜粋】

#### 将来像Ⅰ 魅力を磨き人・ものを惹きつける「いしかわ」

- 世界農業遺産「能登の里山里海」や能登金剛など地域独特の観光資源の活用や新たな観光魅力の発掘・磨き上げ
- のと里山空港やのと里山海道、能越自動車道などの地域の交流基盤の充実・活用による観光振興
- ジョブカフェ石川能登サテライトにおける就職支援や農業を含むインターンシップ<sup>(※)</sup>の充実、ふるさと教育の充実
- 生活路線バスへの支援などによる公共交通の維持確保
- 日本遺産「灯り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～」など地域固有の文化財の発掘・保存・活用

#### 将来像Ⅱ 成長を実感でき働く人が輝く「いしかわ」

- 世界農業遺産「能登の里山里海」やのと里山海道など地域の強みを活かし、本社機能の誘致を含めた戦略的な企業誘致の推進
- 能登野菜や能登牛、加能ガニなど地域の特色ある農林水産物の産地化・ブランド化の促進

#### 将来像Ⅲ 安全・安心とやすらぎを感じる「いしかわ」

- 米町川などの河川改修による洪水災害に対する防災・減災対策、原子力防災対策の強化
- 世界農業遺産「能登の里山里海」に象徴される豊かな自然環境の保全
- 医師・看護職員の確保、他地域も含めた医療機関相互の連携強化
- 出会いの機会を増やす取組など結婚支援の充実、子育て支援の充実

※インターンシップ：在学中の学生や農業従事希望者などが企業・農業法人等に一定期間、就業体験をすること。

## 2 計画の構成・期間

### (1) 計画の位置付け・構成

本計画は、今後10年間の長期的展望に立って、本町の将来像や基本方針の実現に向け、まちづくりの方向性を示すものであり、本町の最上位計画に位置付けられるものです。

また、計画内容は、「序論」「基本構想」「基本計画」で構成するとともに、計画の実現に向けては、予算と連動した「実施計画」を年度毎に策定し、各施策の進捗を見据えながら、必要性や効果の高い施策を進めていきます。

### (2) 計画の内容

#### ①序論

基本構想・基本計画に先立ち、本計画の概要や町の概況、時代の潮流などを示し、本町の課題を示すものです。

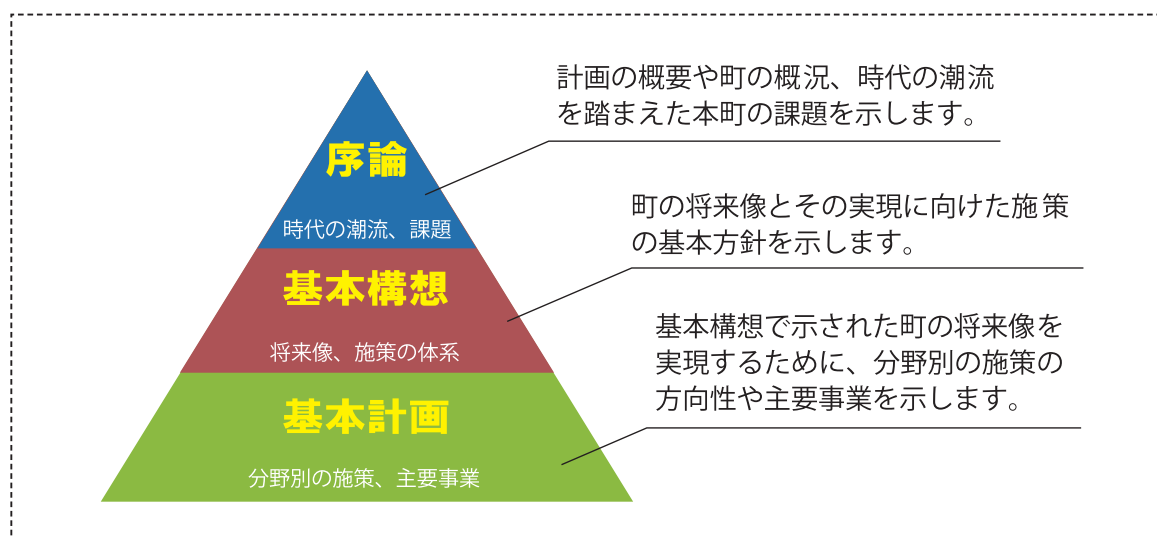
#### ②基本構想

本町のまちづくりのビジョンであり、町の将来像とそれを達成するための施策の方向性を示すものです。

#### ③基本計画

基本構想で示された町の将来像を実現するために、分野別の具体的な施策の方向性や主要な事業を定めるものです。

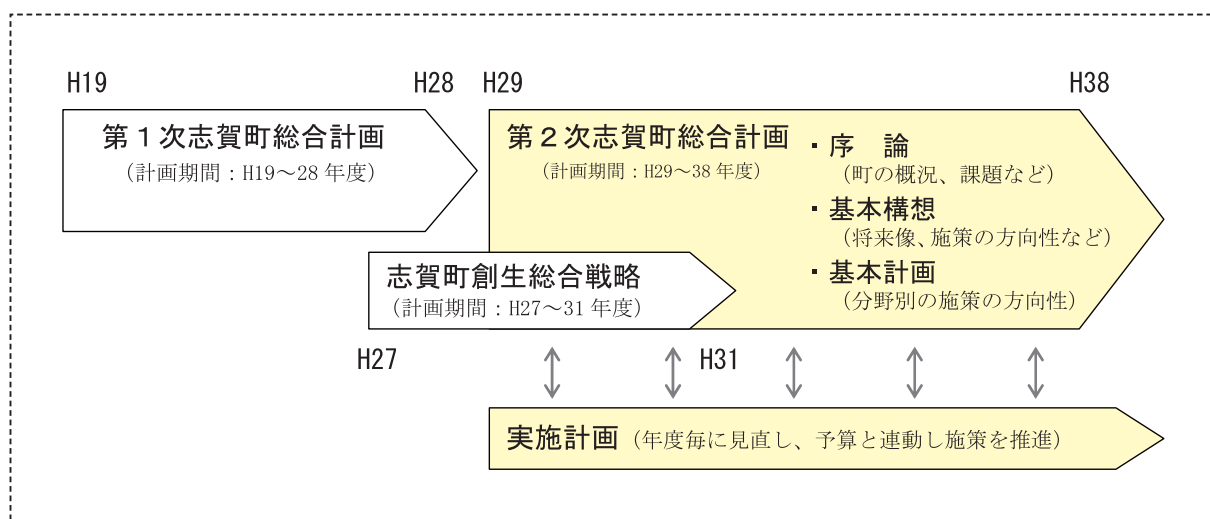
【総合計画の構成】



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

#### 【総合計画の計画期間等】



## 第2章 志賀町をとりまく状況

### 1 志賀町の概況

#### (1) 位置・地勢

本町は、石川県能登半島のほぼ中央に位置し、東西12.7km、南北31.0km、面積は246.76km<sup>2</sup>で、西は日本海に面しており、東は眉丈山に連なる丘陵地帯、南は羽咋市に隣接しています。

土地は、林野が65.7%を占めており、耕地12.1%、宅地3.3%、その他18.9%となっています。

また、本町は豊かな自然に恵まれ、海岸線には、奇岩、怪石や白砂青松の能登金剛といった美しい景勝地が見られます。まちの中央部のなだらかな丘陵地には、リゾートホテル、ゴルフ場、森林住宅地を有する志賀の郷リゾートなど多様な観光資源を有しています。

#### (2) 歴史・沿革

本町の歴史は古く、縄文時代や弥生時代、古墳時代の遺跡が多く存在しています。

古代には渤海国との交流がありました。また、藩政期には、福浦港は北前船の西廻り航路の北陸唯一の寄港地として栄え、日本最古の木造灯台である旧福浦灯台が今も残っています。

かつての福野潟は於古川の運ぶ土砂により福野平野へと変わり、海岸部は天然の良港を擁し、高浜地区は若狭から漁師が移住して栄えました。

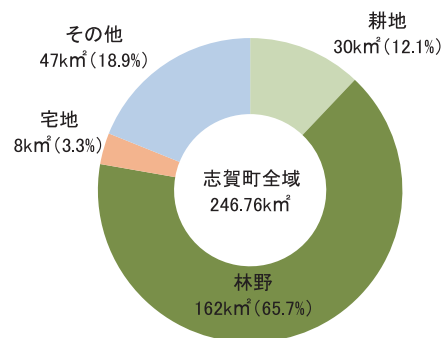
文化的遺産としては、松尾神社本殿が国指定重要文化財に、平家庭園が県指定文化財となっているほか、八朔祭りなどの伝統行事や太鼓が伝承されています。

本町の町域は、平成17年9月1日、志賀町と富来町が合併し、現在の町域となりました。

【志賀町の位置】



【土地利用現況】



資料：石川県統計書（H26）

【各地に息づく歴史資源】



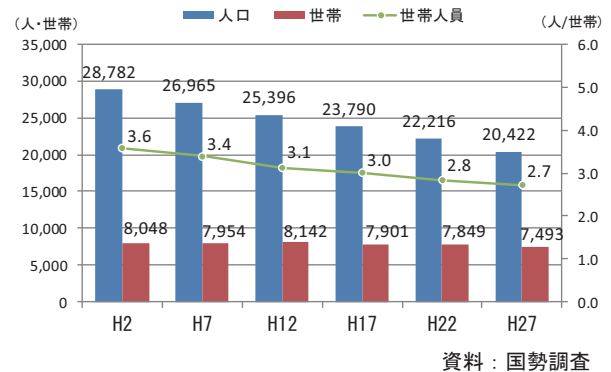
### (3) 人口

本町の人口は、平成27年で20,422人であり、減少が顕著です。また、世帯数においても平成12年から減少に転じるなど、人口・世帯数の減少に歯止めがかかっていない状況です。

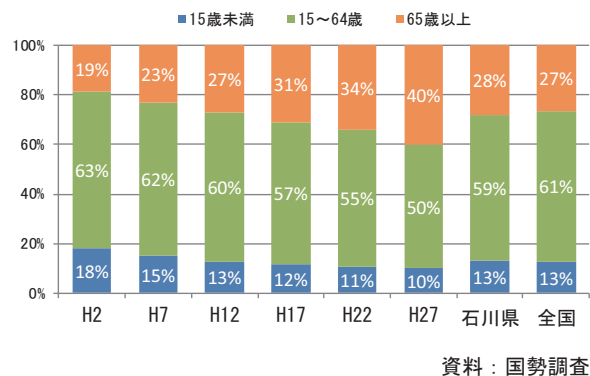
また、本町では少子・高齢化が進行し、高齢化率は40%と国や県に比べて高くなっています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も減少を続け、2060年には現在の約4割に減少すると予測されています。

【人口・世帯数の推移】



【年齢別人口の推移】

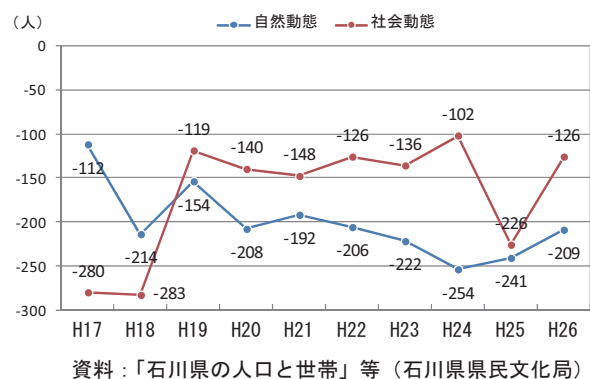


### (4) 自然動態・社会動態

自然動態（出生者数と死亡者数の差）は毎年200人ほどの減少、また社会動態（転入者数と転出者数の差）では毎年100人以上の減少となっています。

本町では、死亡と転出のどちらも人口減少の要因となっており、毎年300人以上の減少となっています。

【自然動態・社会動態の推移】

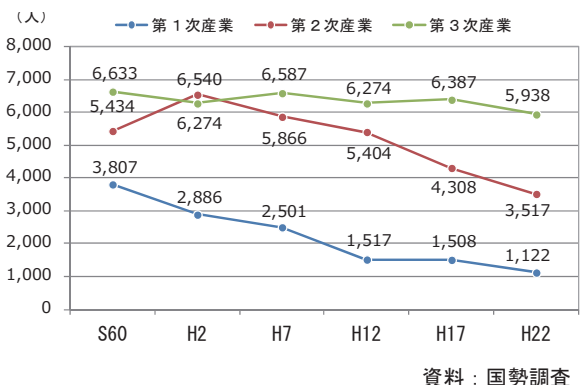


### (5) 産業

産業別就業人口は、第1次・第2次産業の減少が続いていますが、全国平均や県平均よりも就業割合は高く、地域特性を活かした農林水産業、能登中核工業団地や堀松工場団地における製造業などが本町の基幹産業となっています。

また、観光産業としては、能登金剛や増穂浦海岸、志賀の郷リゾートなどが、本町の貴重な観光資源となっているほか、近年では、大学生などによる地域交流型合宿が増加しています。

【産業別就業人口の推移】



## 2 時代の潮流

近年の時代の動きや変化など、本町をとりまく社会情勢について、以下の3つにまとめました。今後の本町のまちづくりは、これらの社会情勢を念頭に置きながら進めていきます。

### (1) 全国的な動き

#### ①環境問題やエネルギー問題の深刻化、顕在化

美しく豊かな自然環境を次代へと継承し、かつ、食料・水・エネルギーをいかに確保していくかが求められています。

#### ②交通ネットワークの広域化と都市間競争の激化

近年、国内の都市間競争が激化しており、北陸新幹線の金沢開業や広域道路ネットワークの充実が図られつつある中、周辺市町との差別化を図り、都市間競争力の強化を図っていくことが求められています。

#### ③情報通信技術（ICT）の急速な進展

近年の情報通信技術（ICT<sup>(\*)</sup>）の進展は著しく、今後も交通、医療、教育、防災など、幅広い分野において技術革新が加速度的に進展していくことが想定されており、これらのICTの進歩に合わせ、情報インフラの整備に当たっては、人・システムづくりの両面から情報化に対応していくことが求められています。

#### ④大規模な自然災害やインフラの老朽化

近年、地球温暖化の進行による異常気象や、東日本大震災など大規模な自然災害が日本各地で多発しているほか、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進行しており、安全・安心を確保していくことが求められています。

※ ICT：「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。



### (2) 転換期を迎えた町の動き

#### ① 急激な人口減少、少子化

人口減少時代に入った我が国の中でも、本町は出生者数が死亡者数を大きく下回り、転出超過の状況が続いているなど、将来におけるさらなる人口減少・少子化に伴う地域活力の低下が懸念されます。今後は、出生率の改善や転出抑制による人口減少の歯止めなど、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

#### ② 異次元の高齢化の進展

本町の高齢化率は、平成27年時点で40%となっており、全国平均を13ポイント上回っています。高齢化の流れは将来さらに加速し、これに伴い社会保障費の増加が想定されることから、さらなる高齢化を見据えたまちづくりを進めていくことが求められています。

#### ③ 安全・安心なまちづくり

本町でも災害への備えは喫緊の課題であり、インフラの計画的な長寿命化や更新をはじめ、原子力防災対策の強化など、安全・安心なまちづくりを進めていくことが求められています。

### (3) 地方創生の流れの加速

#### ① 地方創生の幕開け

平成26年の「まち・ひと・しごと創生法」の施行を受け、地方においても人口減少抑制や地域の活性化を推進する「地方創生」の流れが加速しつつあります。本町でも「志賀町創生総合戦略」や「志賀町人口ビジョン」に沿って、「まち・ひと・しごと」の充実を図っていくことが求められています。

#### ② 価値を増す地域の文化や宝

地域で培われてきた文化や特色ある自然や景観などの地域資源は、かけがえのない地域の宝であり、それらに触れ、楽しむことがこれまで以上に求められています。そのために、地域文化の保全や継承、そしてそれらを結びつける「郷土愛」や「おもてなしの心」を育てていくことが求められています。

#### ③ 厳しさを増す自治体の行財政

地方自治体の財政状況は厳しさを増しており、行政サービス水準の確保や向上を図っていくため、行財政改革などによる安定した行財政運営が長期的に持続できるよう、自主財源の確保や事務事業の見直しなどを推進していくことが求められています。

### 3 町の課題

本町の概況や社会情勢の変化などを踏まえた町の主な課題は以下のとおりであり、本計画においては、これらの課題も念頭に置きながら基本構想を定めます。

#### (1) 定住人口の確保と交流人口の拡大

本町では、転出者数が転入者数を上回る転出超過の状況が続いており、若年層をはじめとした人口流出に歯止めをかける必要があります。

一方で本町は、豊富な自然環境や歴史・文化遺産、伝統芸能など、多くの地域資源を有しており、北陸新幹線の金沢開業や能越自動車道の整備など、広域的な交通アクセスも向上しています。

今後は、これらの地域資源を活用した魅力的な交流・体験プログラムを展開し、観光振興や交流人口の拡大を図るとともに、移住定住に繋がるよう支援を充実させることで、都会から地方へ、新しい人の流れをつくっていくことが必要です。

#### (2) 次代を担う人を育む、子育て支援・教育の充実

晩婚化・非婚化による少子化が進む中、本町では、出生者数が死亡者数を大きく下回り、人口減少の大きな要因になっており、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

また、地域を守り、育て、支えていくのはそこに住む「人」であり、今後さらに町民一人ひとりの役割が重要になっていくことから、次代を担う人を育むため、教育環境の充実や地元への愛着醸成を図ることが必要です。

#### (3) 安定した雇用の確保と産業の活性化

本町の就業人口は、少子高齢化の影響などにより減少を続けており、特に基幹産業とも言える第1次産業・第2次産業の減少が顕著にみられています。また、近年は能登中核工業団地をはじめとする町内企業が求める従業員を十分に確保できないといった課題も生じています。

町民が生まれ育ったふるさとで働き続けることができるように、積極的な企業誘致などにより魅力のある安定した雇用の場を確保するとともに、地場産業の育成・支援を図り、持続的な活力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

#### (4) 高齢化に対応できる保健・医療・福祉体制の充実

本町の高齢化率は40%と高くなっています。さらに、2025年には団塊の世代が後期高齢者<sup>(※1)</sup>となることもあり、社会保障費の増加も含め、今後の保健・医療・福祉はさらに厳しさを増すと想定されています。

今後のさらなる高齢化に対応するため、健康寿命<sup>(※2)</sup>の延伸に向けた取組や、保健・医療・福祉体制の充実・連携を図り、町民の誰もがいつまでも健康で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていくことが必要です。

※1 後期高齢者：75歳以上の高齢者。平成20年から開始された「後期高齢者医療制度」の対象となる。65歳から74歳までは前期高齢者。

※2 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

### (5) 生涯学習とスポーツ活動の充実

魅力ある地域づくりとともに、本町に愛着を持って住み続けてもらうためには、地域の歴史、文化遺産、伝統芸能などの伝統文化を大切に守り、継承していくことが重要です。

今後は、町民が生涯にわたって生きがいを持てるよう、文化芸術活動の支援に取り組むほか、文化活動などを通じた「郷土愛」や「おもてなしの心」の醸成、イベントや交流機会のさらなる拡充を図り、町民相互の積極的な交流を促進することが必要です。

また、町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現や町外からのスポーツ合宿の誘致に向けて、環境の整備・充実を図ることが必要です。

### (6) 都市基盤の充実による安全で快適なまちづくり

本町は、能登金剛や増穂浦海岸などの豊富な自然資源を有しており、今後もこれらの美しい自然環境を保全していくことが必要です。

一方、社会基盤整備は進んでいますが、自然災害への関心の高まりや老朽化した施設の増加、公共交通の利便性の低さなどの課題が指摘されています。

今後は、志賀町に「住んでみたい、ずっと住み続けたい」と思ってもらうため、既存の都市基盤の長寿命化や更新に努めるほか、防災対策の強化や快適で便利な生活環境の充実を図るなど、安全・安心で快適なまちづくりを進めることが必要です。

### (7) 行財政運営の効率化と行政サービスの充実

本町の歳入では、普通交付税の合併算定替<sup>(※1)</sup>の終了や固定資産税の減少、歳出では、高齢化による社会保障費の増加に加え、社会基盤の整備や維持管理、高度情報化の進展などに伴い行政サービスコストが増大しており、財政運営は一層厳しさを増すと予想されています。

今後は、施設の老朽化対策などに備えるための財政調整基金<sup>(※2)</sup>や特定目的基金<sup>(※3)</sup>の計画的な積立てと活用を行い、安定した財政運営が長期的に持続できるよう努めるとともに、自主財源の確保、事務事業の見直しなどを一層推進していくことが必要です。

また、多様化する町民ニーズに的確に、かつ、きめ細やかに対応するために、町民参画による開かれた行政運営を今後さらに進めていくことが必要です。

※1 合併算定替：合併後10年度間は別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らないようにし、その後の5年度は段階的に縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう配慮すること。

※2 財政調整基金：年度間の財源不足に備えるため、自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

※3 特定目的基金：一定の公共施設の整備など、条例で定められた目的（特定目的）を計画的に実施できるよう資金を積み立てるもの。



# 第2部 基本構想

---

第1章 町の将来像

第2章 基本目標

第3章 将来都市構造

第4章 施策の体系

## 第1章 町の将来像

### 1 志賀町の将来像

#### (1) 基本的な考え方

これまで本町は、豊かな自然を活かした志賀の郷リゾート、能登金剛、増穂浦海岸などを活用した交流人口拡大の受け皿づくりを進めるとともに、能登中核工業団地などの整備による地域の活性化に取り組んできました。また、均衡あるまちの発展を目指し、ケーブルテレビや下水道などの社会基盤整備に取り組んできました。

一方で、本町では少子高齢化や人口減少が顕著になりつつあり、これまでの積極的な社会基盤整備中心のまちづくりから、今ある資源を最大限に有効活用していく、持続可能なまちづくりへと転換していく必要があります。

これからは、定住人口の確保や交流人口の拡大により、地域の活力を創出し、町民と本町を訪れた人全てが幸せになれるまちを目指すために、能登半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化から醸し出される地域の魅力を十分に引き出し、大切に守り育て、次代へと引き継いでいくことができるまちづくりを進めていきます。

#### (2) 将来像

#### 「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」

～定住と交流による、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり～

本町は、雄大な日本海と緑かがやく山々などの豊かな自然に恵まれています。また、町民が培ってきた「もてなしの心」は、志賀町が誇るべき「宝」です。これらの「宝」をこれからも大切にし、魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまちを創り上げていきます。

そのため、本町の将来像（テーマ）については、町民憲章の理念を引き継ぎ、『魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち』と設定します。

また、一方で、本町が直面している人口減少を克服するためには、定住人口の確保や交流人口の拡大により、新たな魅力を創出し、本町が有する「まち・ひと・しごと」を、次の世代へ確実に引き継いでいく必要があります。

そのため、本町の将来像（テーマ）とともに、『定住と交流による、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり』をサブテーマとして設定します。

## 2 基本方針

将来像である「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」を実現するための本町の方向性として、以下の7つの基本方針を定めます。

### (1) 移住定住と交流によるもてなしのまちづくり

人口流出に歯止めをかけ、将来における目標人口を確保するために、定住促進住宅地や公営住宅の整備をはじめとした定住促進策により、若者層を中心とした、本町への移住定住を推進します。

また、観光産業に関しては、観光資源の洗い出しや魅力的な交流・体験プログラムの充実、PR活動の拡大などにより、本町を知ってもらい、来てもらい、そして体験してもらうことで、交流人口の一層の拡大を図ります。

さらに、町民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、訪れた人を温かく迎え入れることができるもてなしのまちづくりを推進します。

#### 【施策の柱】

- ①若者の移住定住の促進
- ②観光振興による交流促進
- ③大学との地域連携の推進

### (2) 次代を担う人を育むまちづくり

結婚したい、子どもが欲しいと望む人全ての願いが叶えられるように、男女の出会いや妊娠・出産などに対するサポートの充実を図ります。

また、様々なニーズに対応できる保育サービス・子育て支援施策の充実や小中学校における教育環境の充実により、安心して子育てができ、かつ次代を担う子どもたちの健全な育成が図られるまちづくりを推進します。

#### 【施策の柱】

- ①結婚・子育てサポートの充実
- ②保育施設・サービスの充実
- ③教育環境の充実
- ④ふるさと教育の推進

### (3) 雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり

企業誘致や立地企業の支援を推進するとともに、企業ニーズと就業希望者のマッチングにより就業者の確保を図るなど、本町における「しごと」の充実を図ります。

また、農林水産業の担い手の育成や支援に努めるとともに、6次産業化<sup>(※)</sup>や生産基盤の保全・充実を図ります。

さらに、起業・創業や既存の商工業への支援により、地域活力の維持・創出を図ります。

#### 【施策の柱】

- |           |        |
|-----------|--------|
| ①企業誘致の推進  | ③商業の振興 |
| ②農林水産業の振興 |        |

### (4) 健康に暮らし続けることができるまちづくり

本町でいつまでも安心して健康に暮らし続けることができるように、地域に根付いた保健・福祉・医療サービスの連携の強化とともに、健康づくり活動の推進や医療体制のさらなる充実を図ります。

また、高齢者や障害者の福祉体制の充実や活動支援を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### 【施策の柱】

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ①健康づくりの推進 | ③高齢者福祉の充実 |
| ②医療体制の充実  | ④障害者福祉の充実 |

### (5) 笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり

地域の伝統文化、生涯学習、スポーツなどの活動を積極的に支援することで、地域の繋がりや活力を維持し、それらの活動を通じた交流により、町民が生きがいを持って、いきいきと生活できるまちづくりを推進します。

また、国際・広域交流や男女共同参画の推進など、多様な文化や考え方への理解を深め、思いやりのある心を持つ町民を育みます。

#### 【施策の柱】

- |            |             |
|------------|-------------|
| ①地域活動の支援   | ④伝統文化の継承    |
| ②生涯学習事業の推進 | ⑤国際・広域交流の推進 |
| ③スポーツの振興   | ⑥男女共同参画の推進  |

※6次産業化：農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めること。



## (6) 安全で美しく住みよいまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」に代表される豊かな自然環境の積極的な保全、日本遺産「キリコ祭り」等の守り継がれた文化など、新たな魅力の創出を図るとともに、美しいふるさとを次代へと継承します。

また、本町に住む全ての住民が安全で快適に暮らすことができるように、自然災害への備えをはじめとした防災体制の充実や交通安全・防犯対策の徹底を図るとともに、原子力防災対策の強化に取り組めます。

さらに、道路や上下水道などの都市基盤の充実を図るとともに、公共交通のさらなる充実を図ります。

### 【施策の柱】

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| ①自然環境の保全                     | ⑤良質な生活基盤の充実 |
| ②循環型社会 <sup>(※)</sup> づくりの推進 | ⑥防災体制の充実    |
| ③交通ネットワークの充実                 | ⑦交通安全・防犯の充実 |
| ④公共交通の充実                     | ⑧原子力防災対策の強化 |

## (7) 町民に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり

町民に開かれた行政となるよう、広報や公聴体制の充実を図るとともに、行政情報の電子化による便利な行政システムの構築を図ります。

また、行財政が厳しさを増す中でも行政サービスを維持できるように、一層の行財政改革を進めるとともに、更新時期を迎えつつある公共施設の戦略的な維持管理を推進します。

### 【施策の柱】

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ①広報・公聴体制の充実 | ③行財政改革の推進      |
| ②行政情報の電子化   | ④公共施設の戦略的な維持管理 |

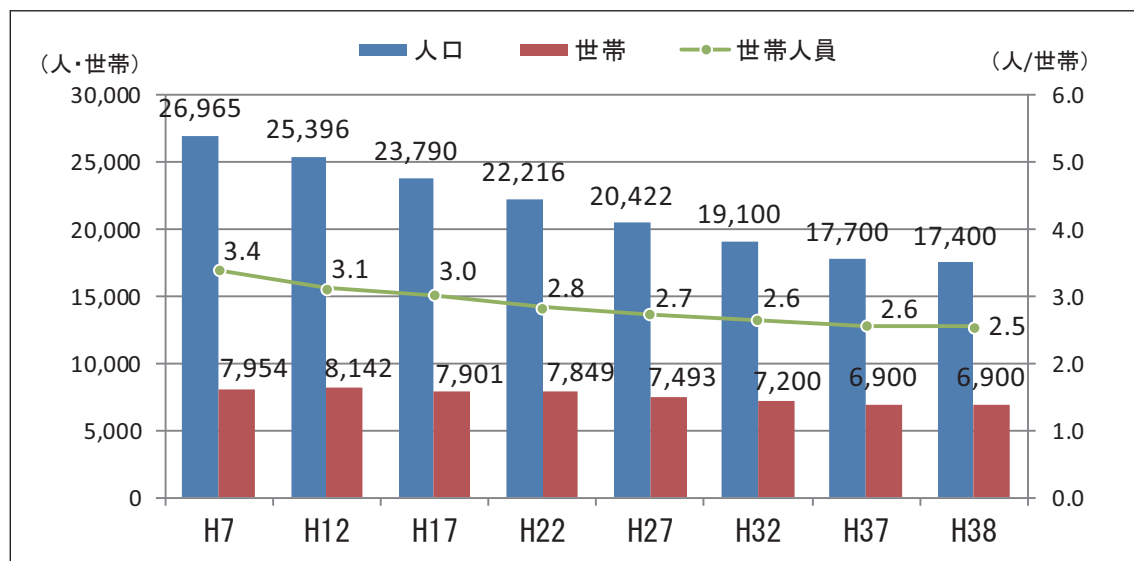
※循環型社会：大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

## 第2章 基本目標

### 1 人口・世帯数

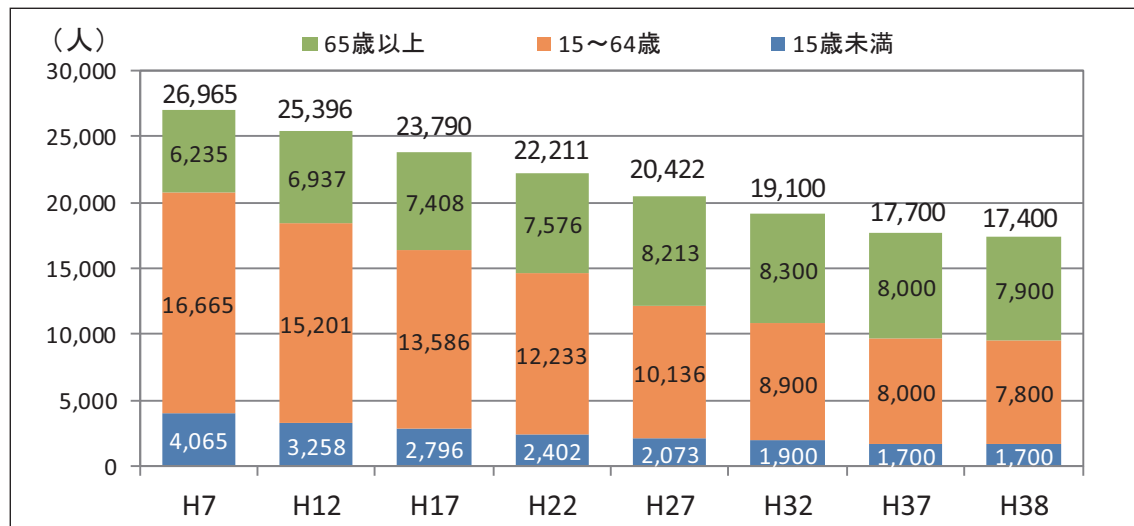
志賀町人口ビジョンでは、将来人口の推計を行っており、本計画においても人口ビジョンの考え方を踏襲し、目標年次である平成38年の目標人口を約17,400人と設定します。

また、世帯数については、世帯人員の推移より、約6,900世帯と設定します。



### 2 年齢階層別人口

人口ビジョンでの考え方を踏襲した推計結果より、目標年次である平成38年の人口については、15歳未満を約1,700人、15～64歳を約7,800人、65歳以上を約7,900人と設定します。

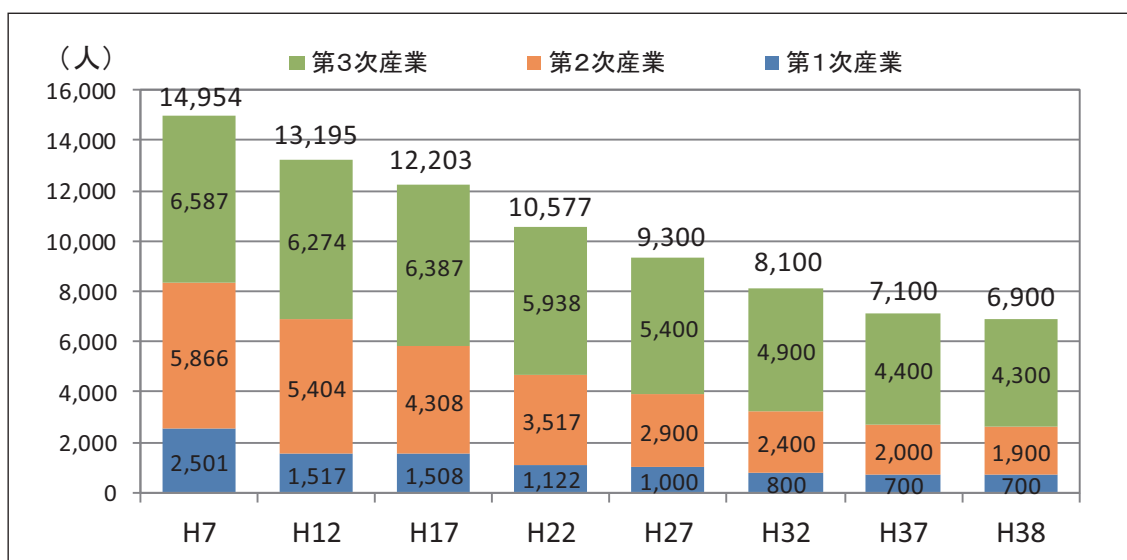


※H22の年齢階層別人口は、年齢不詳のデータがあり、総人口の数値と異なる

### 3 就業人口

総人口の推移と総人口に対する就業人口割合の推移から、就業人口を推計し、平成38年の目標就業人口を約6,900人と設定します。

また、産業別就業人口については、第1次産業を約700人、第2次産業を約1,900人、第3次産業を約4,300人と設定します。



※H27の国勢調査の数値公表がH29年4月に予定されていることから、H22の国勢調査の数値により設定

## 第3章 将来都市構造

### 1 将来都市構造の基本方針

南北に長い本町は、西側が日本海に面し、町土の大半は緑豊かな丘陵地帯となっており、日本海に面した平野部には、志賀地域・富来地域それぞれに市街地が形成されている一方、まちの中央部には、原子力発電所や能登中核工業団地といった産業が集積しています。

また、町の東部には広域的なネットワークを形成する、のと里山海道が整備され、町の中心を国道249号が縦貫しており、それぞれ本町の重要なネットワークとなっています。

今後は、既存の土地利用を継承しつつ、都市機能が集積する3つのエリアを重点地域としてその機能を充実し、互いの連携を強化することにより、町全体の機能や魅力の向上を目指すとともに、町外に向けて本町の魅力を発信していきます。

また、既存集落においては、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全・安心に暮らし続けられるよう、居住環境の向上に取り組みます。

### 2 土地利用の考え方

#### (1) 賑わい創出エリア

賑わい創出エリアは、志賀地域の市街地ゾーンを中心に行政、教育、文化、商業などの都市機能の充実を図り、特に、道の駅の活用や既存商業施設の支援、起業・創業支援などを促進し、市街地の賑わい創出を目指します。

また、若者定住の核となる、みらいとうぶへの移住定住を促進するとともに、既存の住宅地においても空き家バンク<sup>(※)</sup>の登録や住まいづくり奨励金などにより定住促進を図ります。

一方、志賀の郷や大島キャンプ場などは、既存施設が集積しているメリットを活かし、町内外の人々が憩い、交流できる場としての利用を促進します。

#### (2) 交流促進エリア

交流促進エリアは、富来地域の市街地ゾーンを中心に行政、医療、教育、文化、商業などの都市機能の充実を図り、特に、増穂浦海岸や道の駅、シーサイドヴィラ渤海、富来漁港などの観光資源の集積を活かして、町内外の人々の交流を促進します。

また、若者定住の核となる公営住宅などの整備を促進するとともに、既存の住宅地においても空き家バンクの登録や住まいづくり奨励金などにより定住促進を図ります。

一方、町立富来病院は、本町の医療拠点として機能の充実や他施設との連携を図ります。

※空き家バンク：地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

### (3) 活力創出エリア

活力創出エリアは、能登中核工業団地における企業誘致や立地企業の支援を積極的に推進します。  
また、原子力防災対策を徹底し、原子力発電所との共生を図るとともに、アリス館志賀や花のミュージアムフローリィなどの関連施設の活用を推進します。

### (4) 各ゾーン

#### ①市街地ゾーン

市街地ゾーンは、都市基盤の整備充実や公共交通の利便性向上、身近な商業機能の確保を図り、住みやすい居住環境を形成するとともに、地域内の既存の公共施設の有効活用や充実を図ります。

#### ②移住・定住ゾーン

移住・定住ゾーンは、みらいとうぶの定住促進住宅地や志賀町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づく公営住宅などの整備を図り、移住定住の拡大に向けて積極的な情報発信を行います。

#### ③農林・集落ゾーン

農林・集落ゾーンは、環境保全に配慮しつつ、農地の適正管理とともに農林業基盤を充実して、生産の効率化・合理化を図ります。

また、良好な居住環境の充実を図り、周辺の自然環境や農業環境と調和した、住みよい集落の形成を図ります。

#### ④景観保全・漁業ゾーン

景観保全・漁業ゾーンは、能登半島国定公園に指定される個性的な海岸景観の能登金剛や白砂青松の海岸を保全し、能登地域の重要観光拠点の一つとして魅力を発信するとともに、積極的な活用を推進します。

また、海岸景観や環境の保全に配慮しつつ、漁港や漁場の整備・充実を図り、持続可能な漁業の振興を目指します。

#### ⑤山間地ゾーン

山間地ゾーンは、豊かな自然環境、森林に囲まれた集落や棚田などの美しい里山景観を適正に保全・継承するとともに、土砂災害などへの防災対策を推進します。

### 3 交流・連携軸の考え方

#### (1) 広域交流軸

広域的なアクセス道路であるのと里山海道や能越自動車道を「広域交流軸」と位置づけ、金沢・関西方面や富山・名古屋方面とのネットワークとしての機能の維持に努めるとともに、人・ものの広域な交流のための基盤整備と活用を促進します。

また、のと里山空港や北陸新幹線の活用についても、本町が誇る伝統文化、恵まれた自然環境や食文化などの観光資源の磨き上げにより誘客の促進を図ります。

#### (2) 地域連携軸

本町を縦貫する国道249号や志賀富来線などの南北幹線道路及び各地域とのと里山海道を連絡する東西幹線道路を地域幹線道路と位置づけ、町内のネットワーク強化や広域的なアクセスの充実を図ります。

また、町内に点在する集落と重点地域を連絡する道路を地域連絡道路と位置づけ、これらの道路網や公共交通を充実して町内の連携を強化し、生活利便性の向上を図ります。

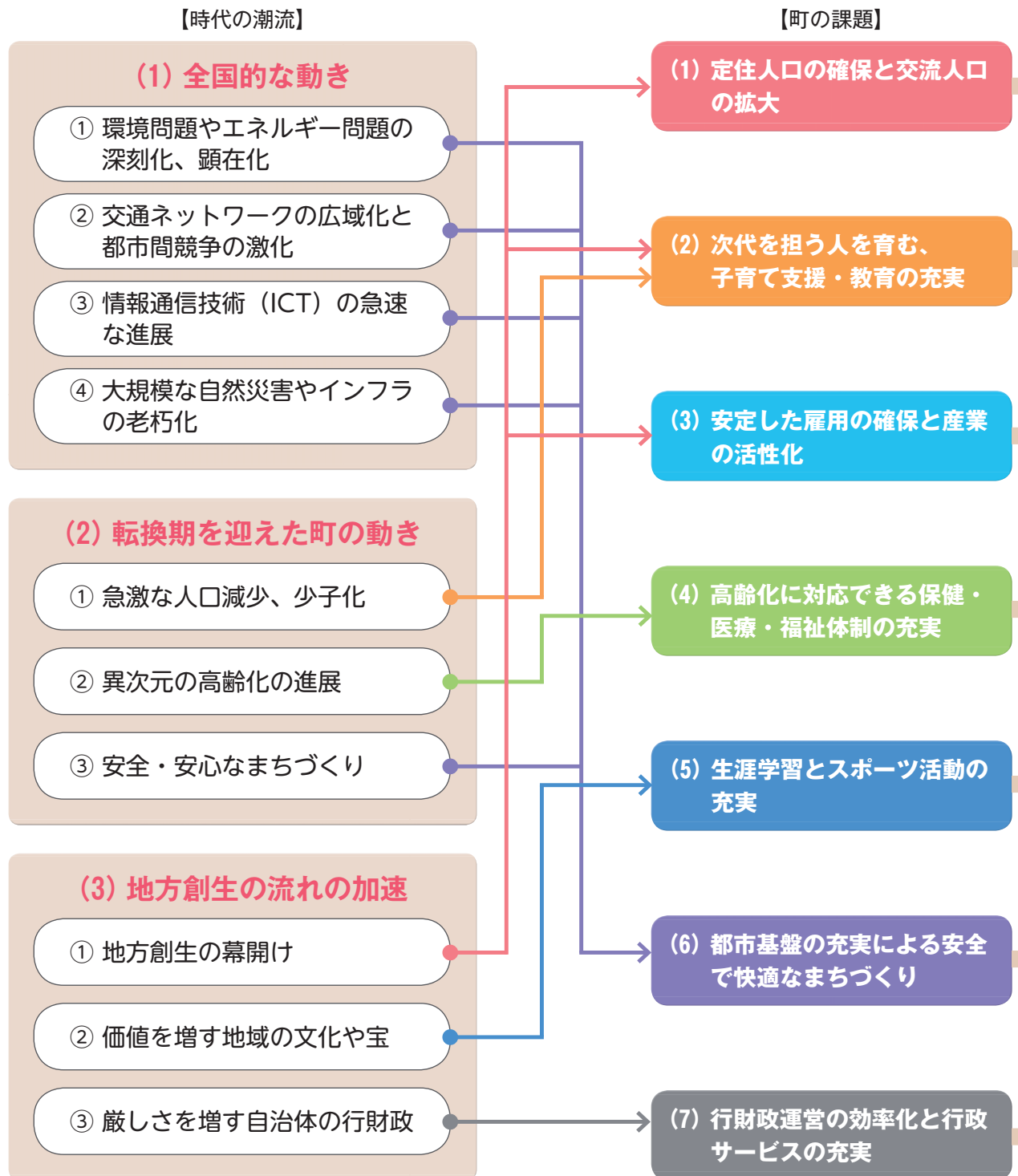
【将来都市構造図】



## 第4章 施策の体系

### 1 施策の体系

時代の潮流から将来像、7つの基本方針から施策の柱に至る一連の内容を体系づけて整理したものを以下に示します。









# 第3部 基本計画

---

基本方針1：移住定住と交流によるもてなしのまちづくり

基本方針2：次代を担う人を育むまちづくり

基本方針3：雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり

基本方針4：健康に暮らし続けることができるまちづくり

基本方針5：笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり

基本方針6：安全で美しく住みよいまちづくり

基本方針7：町民に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり

施策の達成目標

※基本計画の主要事業における **創生** は、志賀町創生総合戦略の事業を示しています。

### 基本方針1： 移住定住と交流によるもてなしのまちづくり

#### 1-1. 若者の移住定住の促進

##### 【現状と課題】

- 人口の転出超過が、本町の人口減少の大きな要因となっています。このため、本町では、これまで西山台ニュータウンやみらいとうぶの宅地造成など、交通アクセスが良好な箇所において宅地整備を進めてきました。
- 若者をはじめとした流出傾向は現在も続いており、将来における人口の確保のためには、本町の魅力を知ってもらうとともに、さらなる定住促進策を進め、特に若者層の定住確保を図っていく必要があります。

##### 【施策の方向性】

- 官民連携によるPR活動の推進をはじめ、ホームページや相談窓口の充実、移住体験ツアーの開催など、本町の魅力を知ってもらうための取組を進めます。
- 若者定住の受け皿として、住宅地や公営住宅の整備を進めるとともに、移住定住を促進するため、住宅取得に対する支援の充実を図ります。
- 賃貸住宅の家賃や空き家リフォームに対する助成など、町外からの移住定住を促進します。



みらいとうぶ



移住体験モニターツアー

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
移住希望者に対するワンストップサービス <sup>(※)</sup> の強化 <b>創生</b>	庁内に設置した移住定住の総合窓口と関係各課の連携を強化し、町外からの移住希望者に対するワンストップサービスの充実を図ります。
移住体験事業 <b>創生</b>	短期移住体験モデル事業の実施や移住体験モニターツアーの開催により移住定住を促進します。
官民連携による移住定住促進事業 <b>創生</b>	移住候補地として知名度の向上を図るため、大和ハウス工業(株)との協定に基づき、官民が連携して東京・大阪本店での移住PRコーナーの充実、セミナーの開催、移住体験ツアーの開催、空き家情報の提供等を行います。
地域おこし協力隊事業 <b>創生</b>	地域ブランドや地域製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援、農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への移住定住を促進します。
定住促進住宅地整備事業 <b>創生</b>	移住定住を促進するため、「みらいとうぶ」住宅地を順次整備し分譲します。 ○Cブロック：32区画(分譲中) ○Bブロック：31区画(整備中) ○Aブロック(整備予定) ※平成28年度時点の状況
みらいとうぶ定住促進奨励金事業 <b>創生</b>	「みらいとうぶ」に住宅を取得する人に対し、奨励金を交付し、移住定住を促進します。 ○基本奨励金(単身・家族)＋みらいとうぶ加算額＋町内業者施工加算額＋町立富来病院看護師等就労加算額
公営住宅整備事業	志賀町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、建替えを含めた公営住宅整備事業等を推進するとともに、既存の公営住宅においても点検の強化や早期の管理・修繕により更新コストの削減を図ります。
移住定住促進事業 <b>創生</b>	移住定住専用のホームページ「しかまちぐらし」を更新し、情報提供の充実を図ります。また、住まいづくり奨励金、賃貸住宅家賃助成金、空き家リフォーム再生等助成金を交付して町外からの移住定住を促進します。

※ワンストップサービス：関連するすべての作業・手続を、一度あるいは1カ所で完了できるようになっているサービス。

### 1-2. 観光振興による交流促進

#### 【現状と課題】

- 本町には、豊かな里山里海、昔から継承されてきた伝統行事が多く存在するとともに、観光の拠点となり得る施設も充実しています。
- これらの魅力ある観光資源を今後も積極的に活用し、さらには観光資源のさらなる掘り起こしと磨き上げを図り、本町の魅力を向上させていく必要があります。
- 本町を訪れてもらうためには、町の魅力を知ってもらうとともに、各種団体との連携を図り、町を訪れる人に満足いただけるよう「おもてなし」体制の充実を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 北陸新幹線の金沢開業により石川県への関心が高まっている好機を逃さないよう、本町の観光資源や里山里海の自然資源の活用に取り組むほか、観光関連施設・商品の充実を図ります。
- 地域の祭りやイベントに対する支援や、町内への合宿に対する助成等により、地域内・地域間交流の促進を図ります。
- 本町の魅力を県内外へと積極的に発信するとともに、来訪者と地域住民がともに楽しむための受入れ組織の育成やプログラムの充実等により、志賀町ファンを拡大する取組を強化します。
- レンタカー利用者への助成等による来訪者の利便性向上を図るとともに、のと里山空港の利用促進など、様々な視点での観光振興を図ります。



西能登里浜イルミネーション ときめき桜貝廊



大漁起舟祭

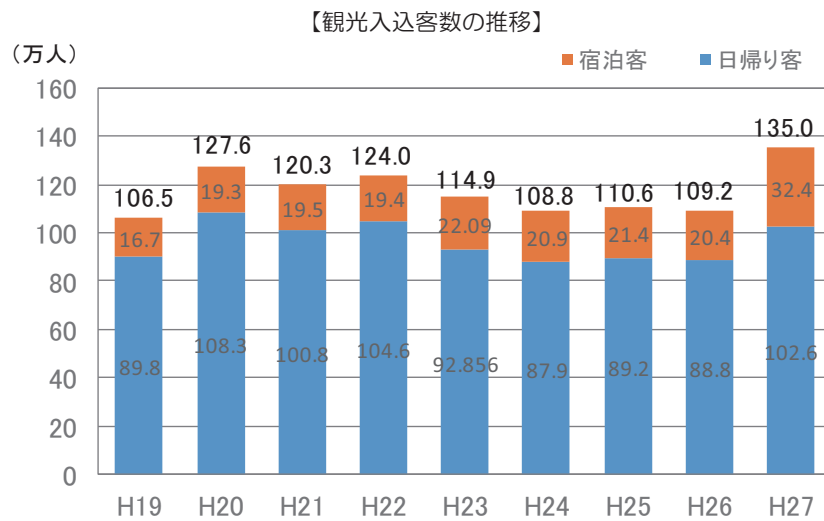
## 【主要事業】

事業名	事業の概要
能登の里山里海振興事業 <b>創生</b>	本町の里山里海を題材にした絵画展の開催支援や世界農業遺産活用実行委員会への支援を行います。 ○首都圏向け魅力発信の強化、企業とのタイアップによるスタディツアーの実施、佐渡との相互交流の促進 等
能登スマートドライブプロジェクト実証事業 <b>創生</b>	世界農業遺産に認定された能登の里山里海を活用した取組の一環として、電気自動車用の充電スタンドと公衆無線LAN <sup>(※)</sup> 環境を活用し、交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。
観光地魅力アップ事業 <b>創生</b>	能登半島国定公園内の景勝地は、起伏の激しい岩場等で形成されている場所が多く、その荒々しさが魅力となっている反面、危険箇所も多いことから、安全に散策できるよう対策工事を行います。
新ほっと石川観光プラン推進ファンド事業	県と連携して「ほっと石川観光プラン推進ファンド」を活用し、北陸新幹線等の充実した交通インフラを活用した広域連携による周遊観光を促進する等、効果的・機動的な誘客に取り組みます。
観光施設改修事業	滞在型観光の拠点施設として交流人口の拡大を図るため、シーサイドヴィラ渤海やいこいの村能登半島の改修を行います。
アクアパークシオン改修事業	交流人口の拡大を図るため、道の駅の拠点施設としてアクアパークシオンの改修を行います。
町祭事業 <b>創生</b>	志賀町地域づくり振興基金の運用益を活用し、町祭に対する補助を行い、地域活性化と交流促進を図ります。 ○夏：西能登やっちゃ祭り、冬：大漁起舟祭
地域交流型合宿等助成金交付事業 <b>創生</b>	町内の宿泊施設に延べ30人泊以上する大学・高校合宿等に対して助成を行います。(1人1,000円/1泊、上限30万円)
観光イベント支援事業 <b>創生</b>	本町の魅力を全国にPRする観光イベントに対する補助を行い、交流人口の拡大を図ります。 ○これでもか太鼓事業補助金 等
西能登志賀町魅力向上プロジェクト事業 <b>創生</b>	本町の魅力向上を図るため、イベントや祭り体験ツアーの開催、インターネットや広告媒体を用いて首都圏に向けての幅広いPRを行います。

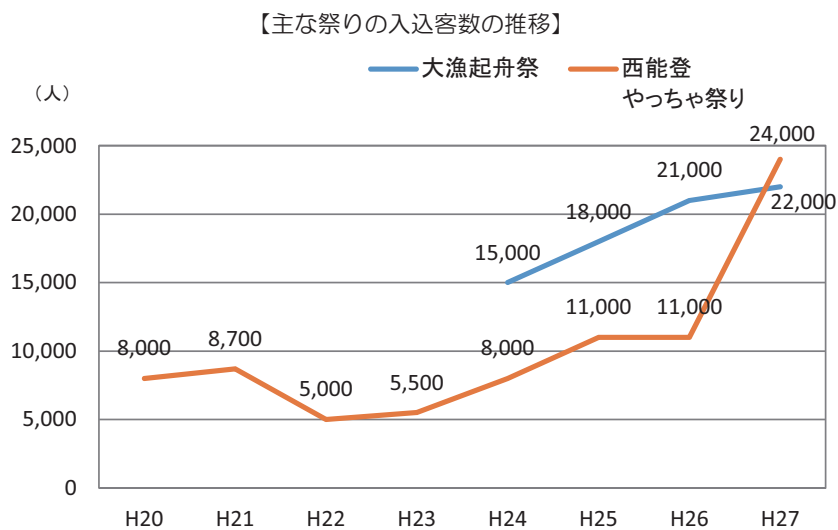
※公衆無線LAN：外出先などで無線LAN（Local Area Network）を利用してインターネットへの接続を提供するサービス。無線LANは、電波でデータの送受信を行う構内通信網のこと。



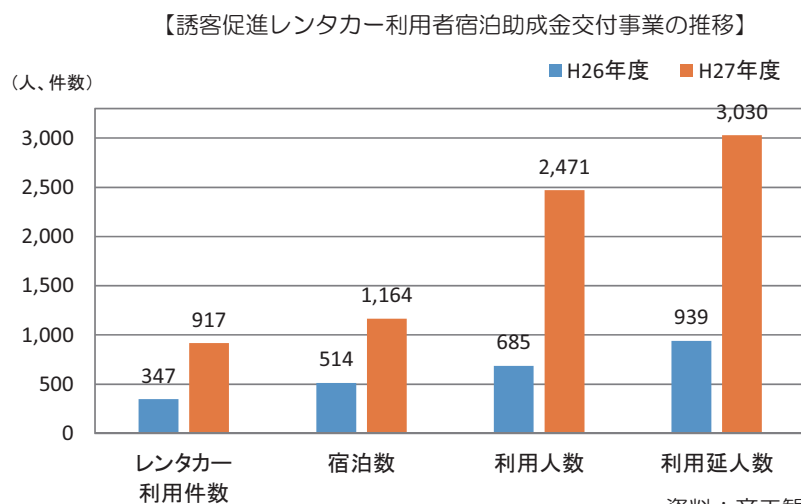




資料：商工観光課



資料：「統計から見た石川県の観光」(石川県観光戦略推進部)



資料：商工観光課

### 1-3. 大学との地域連携の推進

#### 【現状と課題】

- 大学と地域との連携活動は、将来にわたる継続的な交流活動、移住定住人口の増加につながる可能性を秘めています。本町では、これまでも県内大学を中心とした交流活動を進め、農林水産業を通じた交流やまちの魅力発掘、地域の祭りへの参加など、様々な交流プログラムを実施してきました。
- 今後においても、地域の資源を活用した大学との連携・交流活動を継続し、さらに拡大していくことが求められます。
- 大学との幅広い分野での積極的な連携が、人口減少を抑制するために重要な取組となります。

#### 【施策の方向性】

- 県内外の大学の講義や課外活動において、町内の公共施設や民間施設を利活用してもらうことで、地域の活性化を図るとともに、地元の子どもたちや町民との交流を促進します。
- インターンシップ<sup>(※)</sup>等を通じて地元企業への理解の促進を図るとともに、町内企業への就職率の向上、地元での起業等を支援します。
- 地域資源を活用した大学との連携や交流活動を促進するとともに、町内の体育施設や宿泊施設を活用した地域交流型合宿の誘致を積極的に推進します。

※インターンシップ：学生が在学中に企業に一定期間、就業体験をすること。



学生ワークショップ



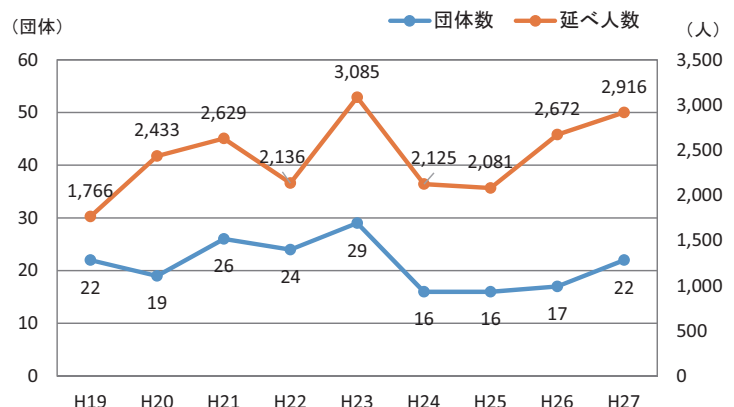
大学との協定調印式

【主要事業】

事業名	事業の概要
大学との地域連携推進事業 <b>創生</b>	日本体育大学、金沢美術工芸大学、金沢大学等の県内外の大学の講義や課外活動において、町内の公共施設や民間施設を利活用してもらうことで、地域の活性化を図るとともに、地元高校や町民との交流を促進します。 ○日本体育大学 平成27年5月22日付けで体育・スポーツ振興に関する協定を締結（体育・スポーツでの交流） ○金沢美術工芸大学 平成28年6月23日付けで志賀町との連携に関する協定を締結（志賀町を描く美術展等での連携） ○金沢大学大学院先進予防医学研究科 平成28年4月9日付けで志賀町との連携に関する協定を締結（健康づくり推進のための連携） ○金沢大学 地域連携推進センターとの地域連携事業の推進
地（知）の拠点大学による地方創生推進事業	県内の全自治体と8大学が連携して実施する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業） <sup>(※)</sup> 」により、学生が地域に関心をもつきっかけづくりやインターンシップ等の取組を推進することにより、町内の雇用を創出し、学生の定着を促進します。 ○石川県内就業率を平成31年度末時点において、平成26年度末に比して10%向上させる取組
地域交流型合宿誘致事業	連携協定を締結している大学をはじめ、町内の体育施設や宿泊施設を活用した地域交流型合宿の誘致を積極的に推進します。

※地(知)の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）：文部科学省が平成27年度から実施している事業で、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として、大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援するもの。「COC」は「Center of Community（地域の中核的存在）」の略称。

【地域交流型合宿等助成金交付事業の推移】



資料：商工観光課

# 基本方針2：次代を担う人を育むまちづくり

## 2-1. 結婚・子育てサポートの充実

### 【現状と課題】

- 本町は、県内でも出生率が比較的高く、「子どもがほしい」というニーズが高いことがうかがえます。しかし一方で、若い世代の人口が少なく、出会いの場が少ないなどの理由もあり、未婚化・晩婚化が進んでいます。このことは、結果として少子化にも繋がってしまう可能性があり、独身男女の出会いを行政からも支援していく必要があります。
- 町民に安心して子どもを育ててもらうためには、経済的支援や制度面から子育て環境を充実させていくことが、今後の少子化対策として重要です。
- 将来の地域活力の低下を防ぐという面で、また何より町民の幸せの実現のために、結婚したい、子どもが欲しいと願う人の希望を叶えていくことを、行政側からも積極的にサポートしていく必要があります。

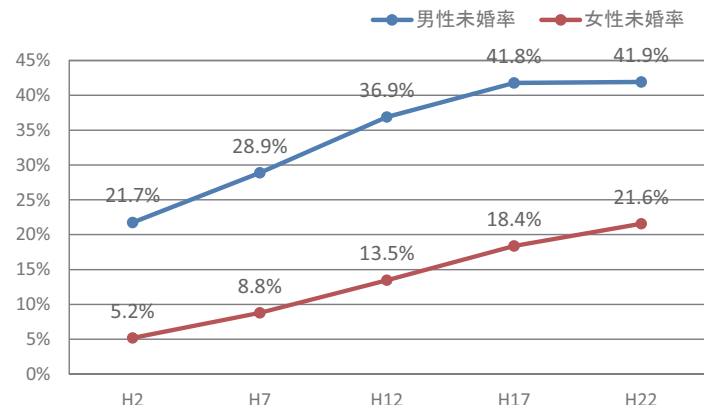
### 【施策の方向性】

- 結婚を希望する人を対象とした男女の出会いの場の創出を図り、本町における未婚率の上昇を抑制し、晩婚化の解消を図ります。
- 不妊治療や妊娠期における経済的負担の軽減を図るとともに、様々な事情を抱える家庭への支援を行います。また、子どもを持つ世帯への医療費等に対する経済的支援や手当の給付を行うなど、結婚から出産・子育てまでのニーズに対応できる、切れ目のない総合的な支援を進めます。



出会いの場の提供

【25歳～45歳男女の未婚率の推移】



資料：国勢調査

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
独身男女の出会いサポート支援事業 (出会い協働プロジェクト事業含む) <b>創生</b>	独身男女の出会いの場を創出するイベント等を主催する団体へ補助金を交付します。 町内企業、団体等とも連携しながら、結婚を希望する独身男女向けにセミナーや婚活 <sup>(※1)</sup> イベントを開催し、出会いの機会の創出を図ります。 県が推進している結婚相談や出会いの仲介を行う「縁結びist」との活動の連携を図ります。
不妊治療費助成事業 <b>創生</b>	特定不妊治療や一般不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費を助成します。
出産祝金交付事業 <b>創生</b>	子育てに伴う家計負担軽減及び定住促進並びに少子化対策として、出産祝金を支給します。 ○出産祝金(商品券) 第1子：5万円、第2子：10万円、第3子以降：15万円
未熟児養育医療費助成事業 <b>創生</b>	未熟児に対して、その医療に要する費用を支給することにより、保護者の高額な医療費の支払を軽減します。
妊産婦医療費助成事業 <b>創生</b>	妊娠・出産のため生じた疾病に係る医療費を助成します。 ○妊娠に伴う医療費(保険診療の自己負担分) ○出産に伴う医療費(出産費用が出産育児一時金を超えた場合に限り、その差額を支給します。ただし、差額が保険診療の自己負担額を上回った場合は、保険診療の自己負担額を支給します。)
乳幼児・児童医療費助成事業 <b>創生</b>	0歳から18歳までの子どもを養育する保護者に医療費を助成します。
ひとり親家庭等・低所得世帯支援事業 <b>創生</b>	ひとり親家庭に対して医療費の助成や入学支度金の支給等を行います。 ○医療扶助費 ○学習支援事業 ○入学支度金 小学校入学時：3万円/人、中学校入学時：3万円/人
多子世帯入学祝金交付事業 <b>創生</b>	子育てに伴う家計負担軽減及び定住促進並びに少子化対策として、多子世帯入学祝金を支給します。 ○多子世帯入学祝金(商品券) 第3子以降の入学時(小、中、高)：10万円/人
要保護児童支援対策事業 <b>創生</b>	虐待を受けている子どもをはじめとする「要保護児童 <sup>(※2)</sup> 」「要支援児童 <sup>(※3)</sup> 」及び「特定妊婦 <sup>(※4)</sup> 」の早期発見や適切な保護支援のため、必要な対策を行います。
子育て世代包括支援事業	母子保健施策と子育て支援策の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

※1 婚活：「結婚活動」の略。結婚相手を見つけるための積極的な活動のこと。就職活動を表す「就活」をもじった造語。

※2 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童、被虐待児童、非行児童などが含まれる。

※3 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童で、要保護児童にあたらない児童。育児不安を有する親の下で監護されている児童や、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている児童などが含まれる。

※4 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。妊娠中から家庭環境にリスクを抱えている妊婦で、経済的困窮、複雑な家庭内事情、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。

### 2-2. 保育施設・サービスの充実

#### 【現状と課題】

- 本町では、5つの公立保育園を管理運営しており、待機児童<sup>(※1)</sup>はいない状況となっています。しかし、施設の老朽化や園児の減少により休止している保育園もあるなど、本町における保育園の適正数を含め、保育行政のあるべき方向性を検討する必要があります。また、核家族化や共働き等の就労形態などにより、子育て支援に対するニーズも多様化しており、的確な対応が求められています。
- 様々な子育てニーズに対応できる保育環境の充実とともに、子育てに関する施設の適正化や新たな拠点づくりを進めていくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するために、多子世帯等への保育料の無料化を図るとともに、町外の保育園への入所支援や延長保育・休日保育など、様々なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。また、小学校の児童を持つ世帯に対しても、放課後児童クラブ<sup>(※2)</sup>等の支援の充実を図ります。
- 地域の子育て支援機能の強化や公立保育園の統廃合や民営化を検討し、保育の受入れ拠点の充実を図り、さらなる保育ニーズに対応できる環境を整備し、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを進めます。
- 子育ての支援拠点の設置推進により、地域の子育て支援機能の充実、子育て世帯の不安や負担の軽減を図り、子どもの健やかな育成支援を図ります。

※1 待機児童：保育所への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、保育所の不足や定員が一杯であるために入所できない状態にある児童。

※2 放課後児童クラブ：正式には「放課後児童健全育成事業」と言い、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。



とぎ保育園



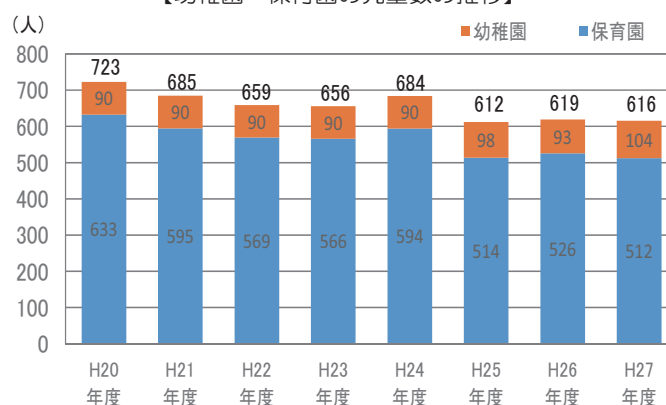
放課後児童クラブ

【主要事業】

事業名	事業の概要
多子世帯保育料無料化事業 <b>創生</b>	多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料を無料化します。 ○年収640万円以上：町単独事業（第3子以降無料化） ○年収360万円～640万円未満：県補助事業（第3子以降無料化） ○年収360万円未満の低所得世帯及びひとり親世帯：第2子以降無料化
保育所運営事業 <b>創生</b>	安心して子どもを産み育てることができるよう、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
民間保育所入所児委託事業 <b>創生</b>	町内外の民間保育園へ通園する児童の支援を行います。
延長保育事業 <b>創生</b>	町内の民間保育園に対し、延長保育に係る費用の助成を行います。
管外保育所委託事業 <b>創生</b>	町外の公立保育園への入所児委託事業を行うことにより、保護者の利便性を図ります。
健やかふれあい保育事業 <b>創生</b>	町内の民間保育園に対し、障害児の円滑な受入れを図るため、保育士の追加配置に必要な経費を助成します。
放課後児童クラブ運営事業 <b>創生</b>	子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについて、質の向上に向けた取組を推進します。 ○志賀地域：志賀小学校敷地内施設、富来地域：富来小学校内
マイ保育園 <sup>(※)</sup> 地域子育て支援拠点化推進事業 <b>創生</b>	育児不安が大きく、支援が必要となる家庭について、子育て支援サービスの利用プランを作成する民間保育園に対し、作成費を助成します。
統合保育園整備事業	既存の公立保育園の老朽化や園児の減少に伴い、新たに統合保育園の整備を検討し、新しい時代に対応した保育サービスの充実を図ります。
ファミリー・サポート・センター運営事業 <b>創生</b>	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、子育て中の保護者の育児支援を充実します。
地域子育て支援拠点事業 <b>創生</b>	地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、支援機能の充実を図り、子育てに対する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

※マイ保育園：妊婦や在宅保育の母親が身近な保育園に登録をすることにより、妊娠期から3歳になるまでの時期に、保育士等から継続的に支援を受けることができる制度。

【幼稚園・保育園の児童数の推移】



資料：住民課・学校教育課

### 2-3. 教育環境の充実

#### 【現状と課題】

- 少子化が進む本町では、小学校の児童数に偏りが生じており、児童・生徒の通学手段に対する配慮が必要となっています。また、日常の通学時や災害時等に、児童・生徒の安全が確保できる対策の充実が求められます。
- グローバル化<sup>(※1)</sup>や情報化の進展が著しい昨今、これらに対応できる魅力的な学習内容の充実が必要となっています。

#### 【施策の方向性】

- 児童・生徒の安全な通学のために、スクールバスによる通学手段の充実を図るとともに、日常の通学時や災害時における児童・生徒の安全を確保するための対策を進めます。
- グローバルな人材を育成する教育環境の充実やICT<sup>(※2)</sup>環境の整備、大学生による学習支援など、魅力的かつ特色のある教育プログラムの充実を図ります。
- 生徒が悩みを相談できる相談員を配置し、生徒の「心の教育」「心のケア」体制の充実を図ります。
- 児童・生徒が自ら考えることができる学習プログラムの充実により、子どもの生きる力の向上を図るとともに、道徳・人権に関する意識の醸成を図ります。
- 出生率の向上や保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを促進するとともに、保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の助成を行います。

※1 グローバル化：社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

※2 ICT：「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。



ALT (外国人教師) による授業



ICT (電子黒板) を活用した授業



## 【主要事業】

事業名	事業の概要
スクールバス購入事業 <b>創生</b>	遠距離通学児童・生徒の登下校時用のスクールバスを購入します。
スクールバス運行事業 <b>創生</b>	遠距離通学児童の登下校時にスクールバスを運行し、通学手段の充実を図ります。
通学費補助事業 <b>創生</b>	遠距離通学する生徒の通学定期代金を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、自転車通学する新入生徒にヘルメットを給付し、通学時の安全を図ります。
小中学校非構造部材耐震化対策事業 <b>創生</b>	学校施設は未来を担う児童・生徒がいきいきと学び、生活する場であり、災害時には地域住民を受け入れ、地域の避難施設として重要な役割を果たすため、地震対策として天井材や照明器具等の非構造部材の耐震対策を行います。
小中学校空調設備機能強化事業	志賀中学校等の空調設備を改修することにより、生徒の教育環境の充実を図ります。
外国語教育推進事業 <b>創生</b>	各小中学校に1名外国語指導助手(A L T)を配置することにより、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成と、国際理解教育の推進を図ります。
学習サポート事業 <b>創生</b>	夏季・冬季休業期間を利用し、大学生を講師に招いて受験対策に特化した学習支援を行い、生徒の学力向上や教育費の負担増に伴う保護者の経済的負担の軽減を図ります。
I C T環境整備事業 <b>創生</b>	児童・生徒の学力向上を図るため、大型モニターやタブレット <sup>(※)</sup> 等のI C T環境を整備し、時代に適した情報教育の充実を図ります。
部活動バス等購入事業	部活動の充実のため、部活動バス等の購入と積極的な活用により、部活動の日常的な利便性向上や町外との交流活動の活性化を図ります。
部活動における支援体制の充実	地域おこし協力隊やスポーツ振興基金を活用して、スポーツ指導員を配置し、部活動の支援体制の充実を図ります。
学校給食共同調理場改修事業	学校給食共同調理場の施設・機器を計画的に改修し、児童・生徒に安全で安心な給食を提供します。また、共同調理場の民営化について検討します。
小学校特別支援員設置事業 <b>創生</b>	特別な教育的支援を必要とする児童に対し、日常生活の介助や学習支援等を行う支援員を配置し、学習環境の向上を支援します。
ハートフル相談員事業 <b>創生</b>	生徒が悩み等を気軽に話すことができ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となり得る人を配置し、生徒が心にゆとりをもてるような環境を提供することで、「心の教育」の充実を図ります。

※ タブレット：ノートパソコンや携帯端末などにおいて、画面やセンサーを指やペンでなぞって使う入力装置。また、画面を直接触って操作する携帯情報端末をタブレット型端末といい、略してタブレットともいう。

事業名	事業の概要
道徳教育・人権教育の推進	小中学校において、児童・生徒が自ら考え、議論する「特別の教科道徳」の充実により、道徳や人権問題等への関心の向上や道徳意識の醸成を図ります。
学校給食費助成事業	保護者の負担軽減を図るため、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある対象児童生徒を2人以上扶養している保護者を対象に第2子以降の学校給食費を助成します。
志賀高校教育振興会補助事業	<p>志賀高等学校と地域との連携を強化し、人材の育成や特色ある学校づくりを通じた地域教育の向上を図るとともに、生徒に対する通学環境の整備を図ることにより、同校への就学を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育振興会事業：人材育成や特色ある学校づくりを通じた地域教育の向上を図ります。</li> <li>○バス路線代替運行事業：バス路線の廃止や乗継困難地区に居住する通学生徒に対し、バス代替運行を実施します。</li> <li>○通学費補助事業：バス通学者に対し、月額上限5千円を補助します。</li> <li>○進路指導強化対策事業：生徒が受験する模擬試験や各種検定・資格取得に係る検定料の一部を補助します。</li> <li>○学習サポート事業：生徒の高校時の基礎学力向上や教育費の負担増に伴う保護者の経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>

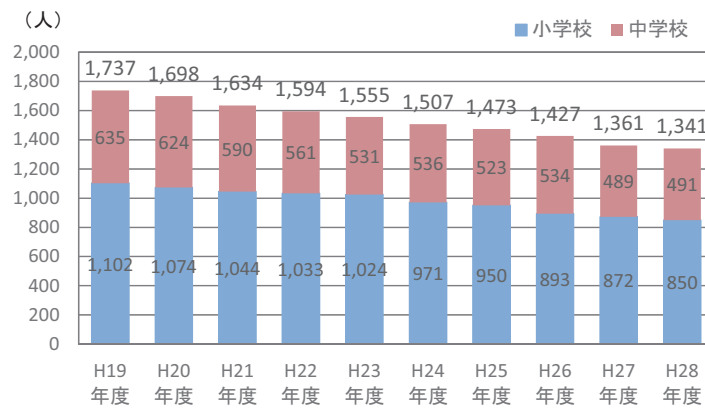


大学生による学習サポート



志賀小学校

【児童・生徒数の推移】



資料：学校教育課

【学校施設の概況（平成28年5月1日現在）】

学校名	学級数		児童・生徒数(人)	校舎			体育館		その他施設
	普通	特別支援		建設年次	構造	面積(m <sup>2</sup> )	構造	面積(m <sup>2</sup> )	
志賀小学校	21	4	662	平成28年	RC 3階	8,977	RC 2階	1,444	—
富来小学校	7	3	188	昭和49年	RC 3階	4,342	RC平屋	1,082	プール
志賀中学校	11	1	365	平成18年	RC 3階	9,643	RC 2階	4,406	プール
富来中学校	5	1	126	昭和38年	RC 3階	4,762	S平屋, RC平屋	2,694	—

資料：学校教育課



コンサートの実施（志賀小学校）



スクールバスの運行（志賀小学校）



卓球部の活動（富来中学校）



学校給食共同調理場

### 2-4. ふるさと教育の推進

#### 【現状と課題】

○本町には、古くから祭りや伝統芸能など、地域ごとに独自に育まれてきた豊かな伝統文化があります。これらに理解を深め、ふるさとに誇りと愛着を持ち、本町を訪れる人にふるさとの魅力を伝えることができる、次代の担い手として地域に貢献できる人材を育成していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 豊かな里山里海、歴史や伝統等の地域資源を活用し、地域と連携を図りながら、児童・生徒が「ふるさと志賀町」を学び、未来へ継承する教育の充実を図ります。
- 勉強・スポーツ・文化、体験活動など、地域住民と子どもたちとの交流の場をつくり、世代間交流の促進や地域への愛着醸成を図ります。



放課後子どもプラン事業



版画教室

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
志賀町放課後子どもプラン事業 <b>創生</b>	子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強・スポーツ・文化、体験活動・地域住民との交流活動等の取組を実施します。
心の教育推進事業 <b>創生</b>	健全な青少年の人間形成を目指し、学校・家庭・地域が連携した心の教育を推進するとともに、心豊かでたくましい子どもたちの育成を図ります。
もてなしのまちづくり推進事業 <b>創生</b>	町民一人ひとりがもてなしの心を育み、本町に誇りと愛着を持ち、本町を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことができるまちにする取組を推進します。
ふるさと教育の推進	地域の歴史や文化に関する資料を活用した町民向け講座や小中学校への授業の実施など、ふるさと教育の推進と地域に誇りを持つことができる学習の充実を図ります。
世代間交流事業 <b>創生</b>	P T A会長をはじめ保護者や地域の高齢者の協力を得て、児童・生徒が様々な体験を通して郷土を知り、郷土を愛するきっかけを育てるため、世代間交流事業を行います。



放課後子ども教室



地引網を通じた世代間交流

### 基本方針3： 雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり

#### 3-1. 企業誘致の推進

##### 【現状と課題】

- 能登中核工業団地や堀松工場団地には、グローバルに活動する企業が多く立地し、本町の若者の定住、就業機会の確保など、極めて重要な役割を担っています。
- 住民アンケートにおいては、企業誘致の推進が強く求められています。国内全体に景気回復の兆しがみられ、安い電気料金、手厚い補助金制度、災害リスク対策等を理由に、本町への企業立地の機運の高まりも見受けられます。
- 今後のさらなる活力ある地域づくりや町内への就業人口の確保のために、これらの工業団地をはじめとした町内企業への支援の充実が求められます。

##### 【施策の方向性】

- 本町の工業団地への企業誘致を促進するとともに、既存企業の新增設への支援や、本社機能の立地促進のための補助や税制の特例措置等を行い、これらの情報を発信することで、産業振興に向けた継続的な支援の充実を図ります。
- 工場設置奨励金等により、団地以外の町内企業の新增設への支援を行うとともに、町内企業の魅力発信等を進め、町内企業の企業価値を高めます。また、それによりU I J ターン<sup>(※1)</sup>希望者の町内就業等へと繋がります。
- 「いしかわ就職・定住総合サポートセンター」や首都圏でのワンストップ窓口「いしかわ移住U I ターン相談センター」と連携して、新規学卒者やU I ターン希望者の町内企業への就業を促進します。



能登中核工業団地

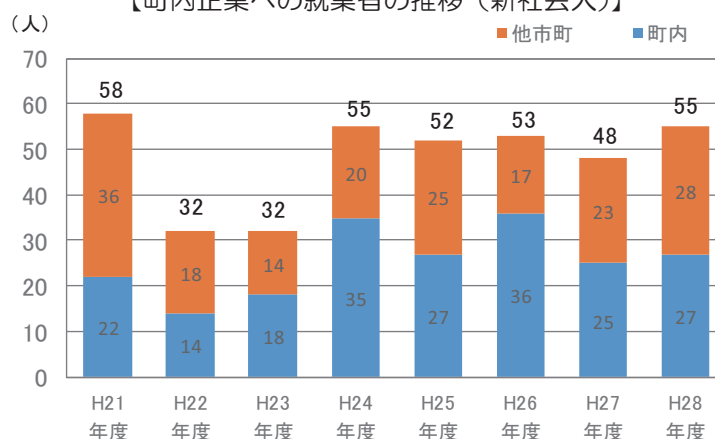
## 【主要事業】

事業名	事業の概要
企業誘致推進事業（補助金・奨励金） <b>創生</b>	能登中核工業団地及び堀松工場団地への立地企業に対し、投資額の一部を助成し、企業誘致を推進します。 また、能登中核工業団地及び堀松工場団地における新增設を促進するため、取得した土地・建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を奨励金として交付し、企業の投資を支援します。
本社機能の立地促進等の戦略的企業誘致 <b>創生</b>	研究・開発部門や業務統括部門の新增設に対する補助制度や町税の特例措置等の情報を発信しながら、本社機能の立地促進を図ります。
国際標準化機構 <sup>(※2)</sup> 規格認証取得支援事業費補助金	国際規格の認証の取得に要する経費の一部に対し補助金を交付することにより、中小企業の品質管理体制の強化を促進するとともに、環境管理の促進を図ります。
能登中核工業団地コミュニティ施設改修事業	勤労者の健康と福祉の増進を図るため、若葉台福祉施設、体育館等の改修を行います。
工場誘致奨励金制度	町内における新增設を促進するため、取得した土地・建物及び償却資産に係る固定資産税相当額を奨励金として交付し、企業の投資を支援します。
ふるさと就業促進奨励金事業	本町に就職する人等を対象に、町独自の奨励金制度を創設し、若者等の移住定住や人口流出の抑制を図ります。
能登地域活性化人材確保推進事業	ジョブカフェ石川能登サテライトや能登地域活性化人材確保推進実行委員会、地元企業と連携し、若者の就職支援やと就職フェア、企業交流会等を開催し、学生の地元就職や県外からのU I ターン就職を促進します。
いしかわ就職・定住総合サポートセンターとの連携強化	県内での就職を希望する人の就職・移住相談と県内企業とのマッチングを一体的にサポートする「いしかわ就職・定住総合サポートセンター」（ILAC）と連携し、移住体験と就業体験を合わせたツアーを開催するなど、町内企業のPRと就業人口の拡大を図ります。

※1 U I J ターン：大都市圏等の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは、生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、再び故郷に移住すること。Iターンは、故郷から別の地域に移住すること。Jターンは、故郷から都会へ移住した後、故郷に近い地方都市に移住すること。

※2 国際標準化機構：「International Organization for Standardization」（略称ISO）のことで、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気・通信及び電子技術分野を除く全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の作成を行っている。

【町内企業への就業者の推移（新社会人）】



資料：商工観光課

### 3-2. 農林水産業の振興

#### 【現状と課題】

- 本町の広大な農地、林地、優良な漁場から、豊富な農林水産物が年間を通して生産されています。
- 第1次産業の就業割合は、全国や石川県よりも高い状況にありますが、耕作放棄地のさらなる増加や将来における就業人口の減少、担い手の不足等が懸念されます。
- 今後の農林水産業の維持・振興のためには、担い手の育成・確保や新規就農者の受入れとともに、生産基盤の充実や老朽施設の更新・長寿命化により、生産性の向上を図っていくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 農林水産業の担い手育成への積極的な支援や経営基盤の強化を図るとともに、集落営農<sup>(※)</sup>の法人化、各生産基盤の整備・充実、新規就農者への支援等により、農林水産業の振興を図ります。
- 農林水産業・商業・工業が連携し、新たな加工品・ブランド品の開発や6次産業化を推進し、農林水産品の高付加価値化を図ります。
- 農林水産業施設の防災化や整備・更新・長寿命化等により、生産基盤の強化だけでなく、地域の防災機能の向上と里山里海の環境保全を図ります。

※集落営農：集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。



ふるさと納税返礼品



## 【主要事業】

事業名	事業の概要
機構集積協力金交付事業 <b>創生</b>	農地中間管理機構 <sup>(※1)</sup> を活用した担い手への農地集積・集約化のため、農地を貸し付けた地域及び個人に対して協力金を交付します。
耕作放棄地対策事業	農業者等が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に取り組みます。
新規就農総合支援事業 <b>創生</b>	就農前後の青年就農者に対する給付金の給付、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力等を養成する農業者経営教育機関等に対する支援、就農に関する相談体制の整備により、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。
中山間地域等担い手収益力向上支援事業	中山間地域等において、その地域の特性に応じた収益力の向上を図るため、農地中間管理機構から新たに農地を借り受ける担い手や、収益力の高い作物の導入を図る担い手などの取組を支援します。
農業インターンシップ事業	他産業からの農業参入やU I J ターンにより都市部から担い手を受け入れ、就農・定住に向けたきっかけづくりを行うため、農業インターンシップ <sup>(※2)</sup> 事業を行います。
漁業振興事業 <b>創生</b>	漁業振興を図るため、漁協4支所1出張所及びこれらで構成する水産振興協議会等が実施する各種事業へ補助を行います。
漁業近代化資金利子補給事業 <b>創生</b>	漁業振興を図るため、漁業の近代化資金に係る利子に対して補助金を交付します。
県営ほ場整備事業	大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業技術の向上と省力化を図ることにより、農業を魅力ある産業にします。
農業共同利用施設等改修事業費補助事業	高品質米・良質米生産の基軸となる育苗施設、カントリーエレベーター <sup>(※3)</sup> 等の農業共同利用施設について、J A 志賀が計画している改修事業の取組を支援します。
優良特産品推奨事業 <b>創生</b>	特産品としてふさわしい地場産品の品質の改善や向上、販路拡大に資するため、優良特産品の推奨事業を充実します。また、優良特産品は、ふるさと納税 <sup>(※4)</sup> の返礼品として活用を推進します。

※1 農地中間管理機構：耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り受けて再生・整備し、経営規模拡大を旨とする農業者にまとめて貸し出す組織。農地の「中間的受け皿」の役割を担うもので、農地集積バンク、農地バンクともいう。

※2 農業インターンシップ：在学中の学生や農業従事希望者などが企業・農業法人等に一定期間、就業体験をすること。

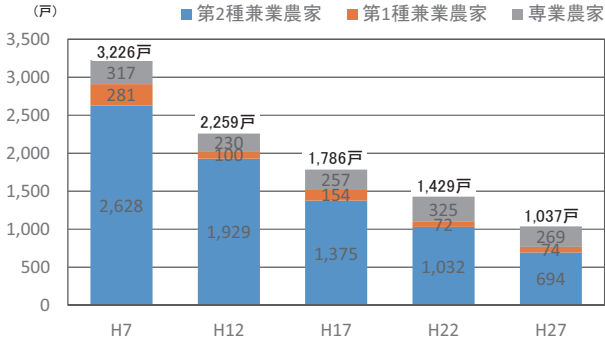
※3 カントリーエレベーター：穀物の乾燥・選別・貯蔵などを行う農業施設。サイロ（貯蔵施設）と、これに穀物を搬入するためのエレベーターなどからなる。

※4 ふるさと納税：自分の故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県・市区町村へ寄付することで、個人住民税の一部が控除される制度。

事業名	事業の概要
ふるさと納税推進事業	ふるさと納税ポータルサイト <sup>(※1)</sup> や電子収納によるインターネット受付環境を整備するとともに、受付・謝礼品発注管理・精算等の業務を(株)JTB西日本へ運用代行させることで、利便性の高いポイント制の採用、各種メディアへの豊富な広報、旅行コンテンツの充実により、寄附額の増額、特産品の知名度向上、生産者の所得向上等を図ります。
6次産業化推進事業	農林水産物を活用した新たな商品の開発・販路の拡大とさらなる付加価値化を図ります。また、これらの農林水産物の6次産業化を推進します。
地域特産品パワーアップ事業	J A志賀が取り組んでいる地理的表示保護制度(G I) <sup>(※2)</sup> に認定された「能登志賀ころ柿」の安定供給に向けた産地づくりや体制づくり、付加価値の向上等を支援します。
有害鳥獣被害対策事業 <b>創生</b>	近年イノシシ被害が急速に増加しており、町独自の補助制度を充実し、農作物への被害を防止します。
中山間地域等直接支払交付金事業 <b>創生</b>	急傾斜地等の農業生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、一定の基準を満たした活動組織に対して支援を行い、地域の農業や集落活動を維持します。
多面的機能支払交付金事業 <b>創生</b>	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進します。
農村地域防災減災事業 <b>創生</b>	ため池ハザードマップ <sup>(※3)</sup> の作成や耐震調査及び整備を実施することにより、地域のため池の保全・管理体制を構築します。
環境保全型農業直接支援対策事業	農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等を図るため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を推進します。
県単・町単土地改良事業	補助事業の採択基準に満たない小規模かつ緊急的な土地改良施設の整備を行い、維持管理費の軽減及び農作業の利便性と効率化を図ります。
土地改良施設維持管理適正化事業	老朽化した土地改良施設の更新を行い、維持管理労力の軽減と効率化を図ります。
県営老朽溜池整備事業 <b>創生</b>	老朽溜池を整備し、農業用水の確保と災害の未然防止を図ります。
水産基盤ストックマネジメント <sup>(※4)</sup> 事業	各漁港施設の老朽化及び更新時期の管理を体系的に捉えた機能保全計画を策定するとともに、施設の長寿命化を行い、更新コストの平準化・縮減を図ります。
水産流通基盤整備事業	水産業の振興を図るため、富来漁港の水産流通基盤整備事業を促進します。(県事業として要望)

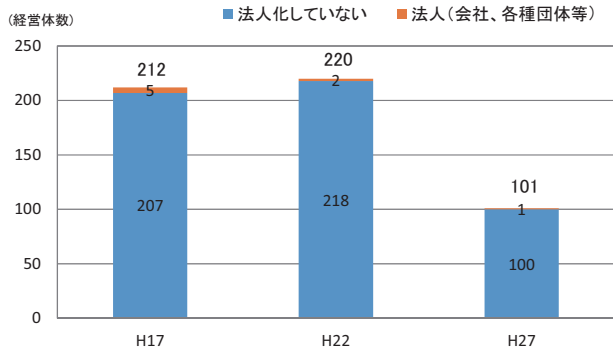
※1 ポータルサイト：インターネットを利用して目的の情報に行き着くため、閲覧者が最初にアクセスする入口の役割をもったウェブサイト。  
 ※2 地理的表示保護制度(G I)：農産物の優れた品質や社会的評価が、地理的な気候や風土、歴史などに由来する特徴として原産地と関連づけられる場合、知的財産としてその名称を保護する制度。略称GI (Geographical Indications) 制度。  
 ※3 ハザードマップ：様々な自然災害を予測しその被害範囲を図上に示したもの。  
 ※4 スtockマネジメント：既存の施設(Stock)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

【町内農家数の推移】



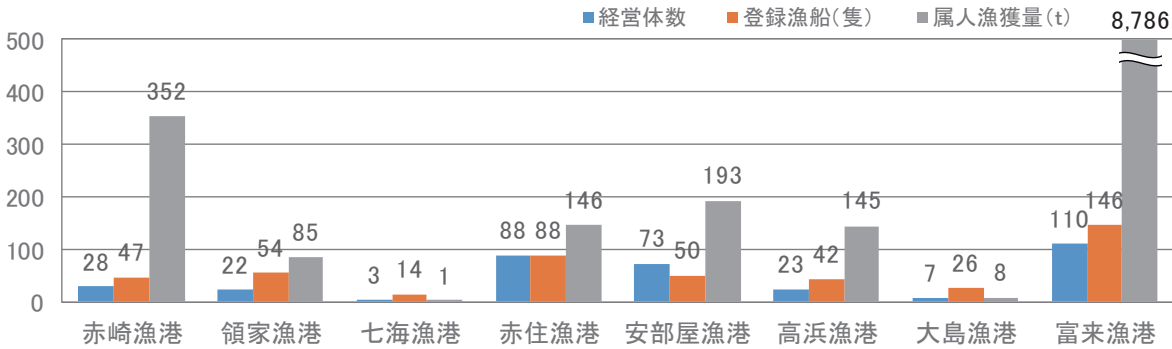
資料：農林業センサス

【組織形態別林業経営体数の推移】



資料：農林業センサス

【町内漁港の現状 (H26年度)】



資料：県港勢調査



### 3-3. 商業の振興

#### 【現状と課題】

- 本町の商業に関しては、役場や支所を中心に商業施設が立地していますが、景気の停滞や町外の大型商業施設の存在等により、既存商店数の減少や売上の低迷が懸念されています。
- 既存の商店の減少は、高齢者等の日常の買い物の利便性が低下するだけでなく、地域の活力低下にもつながります。そのため、行政と商工会との協働関係の構築等により、地域の商業の活性化を図っていくことが必要です。
- 本町の就業者数が減少傾向にある中、地域の活性化や就業の場の確保のために、さらには、町外からの定住の一つの契機となるよう、町内において起業・創業をしやすい環境づくりを構築することが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 既存商業施設や商店の育成支援、行政と商工会、各種団体が連携した商業振興に取り組めます。
- 商工業従事者の確保のため、外国人技能実習制度の取組への支援を行います。
- 町内への起業・創業促進のため、起業・創業資金に対する助成や、空き店舗・土地のあっせん・活用に関する補助など、起業・創業に対するチャレンジ意欲の向上を図ります。
- 中小小売業者の活性化に向けた自主的活動を支援するため、人材育成、経営改善、イベントの開催などへの支援を充実します。



地域の商業イベント

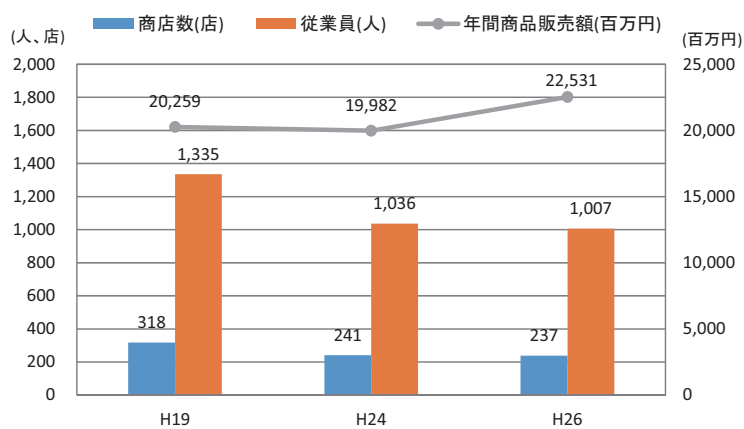


観光協会による出店

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
商工会助成事業	志賀町商工会や富来商工会に対し補助金を交付し、町内商工業者の経営改善普及事業の強化と中小小売商業者の活性化に向けた自主的努力を支援します。
制度金融資金利子補給事業	中小企業者等の事業活動等に必要な資金を、町が実施する制度金融に基づき金融機関が融資する際に、その利子相当を補給します。
志賀町外国人技能実習生受入事業	技能実習生への技能等の移転を図り、経済発展を担う人材育成を目的とした外国人技能実習生受入事業を実施する商工会の取組を支援します。
起業・創業支援事業 <b>創生</b>	地域経済の活性化や雇用機会の拡大を図るため、町内で新たに起業する人に対して商工会、金融機関と連携して支援を行います。

【商店数・商業従業者数・年間商品販売額の推移】



資料：商業統計

## 基本方針4： 健康に暮らし続けることができるまちづくり

### 4-1. 健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

- 医療体制の進展等により、我が国の平均寿命は世界でもトップクラスとなり、「世界に誇る長寿大国」となりつつあります。今後は、いつまでも健康に、元気で生活できるように、健康寿命<sup>(※1)</sup>の延伸を図っていくことが必要です。
- 健康であり続けるためには、普段から積極的に生活習慣と向き合い、定期的に検診を受けるなど、疾病を未然に防ぎ、早期発見に努める健康づくりへの町民の意識の高揚が必要です。
- 保健・医療・福祉サービスの相互連携が図られるよう、これらの拠点となる施設の充実を図っていくことが求められます。

#### 【施策の方向性】

- 各種検診や予防接種に対する支援を行い、特定健康診査受診率、特定保健指導率の向上により、疾病の早期発見や早期治療を促進します。
- 健康管理システムの活用等により、日常的な健康相談や健康教育、訪問指導体制を充実するとともに、健康づくり活動への参加を促し、健康づくりへの意識の高揚を図り、ライフサイクル<sup>(※2)</sup>を通じた生活習慣病の発症と重症化の予防を行います。
- 「志賀町保健事業実施計画」に基づき、健康寿命の延伸と医療費の抑制を図ります。



健康ウォーク



検診状況

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
志賀町保健福祉センター改修事業 <b>創生</b>	保健・医療・福祉サービスの拠点である志賀町保健福祉センターの改修を行います。
予防接種事業 <b>創生</b>	予防接種法に基づく個別及び集団による定期接種を実施し、感染症の発生及び蔓延を予防するとともに、疾病の重症化予防と医療費抑制を図ります。
健康増進事業 <b>創生</b>	40歳以上の町民を対象として、健康相談、健康教育、機能訓練、訪問指導、健康診査等の総合的保健事業を推進します。
がん検診推進事業	早期発見、早期治療ががんによる死亡率を減少させることから、がん検診費用の一部補助を行い、壮年期のがん死亡率の減少を図ります。
母子保健推進事業 <b>創生</b>	育児に関する不安や悩みの相談及び疾病・発達障害の早期発見と早期治療・療育を促進します。
町民健康づくり推進活動事業 <b>創生</b>	健康づくりへの意識の高揚を図るため、健康フェア、健康ウォーク等を実施します。 保健推進員、母子保健推進員、老人保健ビジター、食生活改善推進員の活動を支援します。
保健・福祉・医療の連携強化	基本健康診査、各種がん検診、予防接種事業等に関して、健康管理システムの活用や運用拡大により、高齢化が進む本町の保健・福祉・医療の連携強化を図ります。
国民健康保険事業の適正運営	保険者努力支援制度 <sup>(※3)</sup> における評価指標に基づき、特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品 <sup>(※4)</sup> の普及促進など、国民健康保険事業の適正運営を図ります。

## 【特定健康診査の実施状況】

- ※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- ※2 ライフサイクル：誕生から死にいたる人の一生。生活周期。
- ※3 保険者努力支援制度：全国保険者共通の6指標と国固有の5指標について、その達成状況に応じ点数化され、各保険者の特別調整交付金を加減算する制度。
- ※4 ジェネリック医薬品：後発医薬品ともいい、新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに、他の製薬会社が新薬と同じ有効成分で製造する価格の安い医薬品。

	H20年度	H27年度
特定健康診査対象数	4,915人	4,442人
特定健康診査受診数	1,555人	2,582人
受診率	31.6%	58.1%
特定保健指導実施率	17.1%	61.7%

資料：健康福祉課

### 4-2. 医療体制の充実

#### 【現状と課題】

- 地域医療においては、町立富来病院や志賀クリニックの充実を図っていますが、勤務医が充足しているとは言い難い状況であり、休日・夜間・急病時に対応できる医療体制の確保が必要です。
- 日常的に受診することができ、万一の急病の際でも対応できる医療体制が町内に整っていることが重要です。また、医療技術の進歩、医療需要の多様化に対応するため、一定の水準の医療行為が可能となる体制を確保することが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 身近な地域で質の高い医療が受けられるよう、町立富来病院と志賀クリニックの病院設備の充実を図ります。また、町立富来病院と志賀クリニックの施設改修により、地域医療体制の充実を図ります。
- 休日・夜間等でも受診が可能となる切れ目のない医療体制のために、町立富来病院の24時間救急受入れ体制や広域連携を含めた当番医制度の確保を図ります。また、通院が困難な高齢者に対し、在宅医療の充実に努めるなど、医療体制の確保・充実を図ります。
- 医療機関や保健・福祉機関との連携強化や機能分担の促進を図り、高齢化社会に対応した医療体制の整備を図ります。
- 安心・安全な地域医療を守り、将来にわたり、安定的かつ継続的に良質な医療を提供できるよう、民間が有する経営ノウハウや高度な医療技術等を活用し、柔軟かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度<sup>(※1)</sup>の導入等を検討します。



町立富来病院



最新の医療機器による検診



## 【主要事業】

事業名	事業の概要
志賀クリニック・デイケアセンター改修事業	地域医療体制の整備・充実を図るため、志賀クリニック・デイケアセンターの改修事業を行います。
町立富来病院改修事業	地域医療体制の整備・充実を図るため、町立富来病院の改修事業を行います。
医療機器更新事業	身近な医療機関で質の高い医療が受けられるよう、計画的に医療機器の更新を行います。
富来病院看護師等修学資金貸与事業	富来病院の看護師等を確保するため、修学資金貸与事業を行います。また、免許取得後、直ちに富来病院の看護師等になり、一定勤務した場合、修学資金の返還を免除します。
休日当番医制事業	<p>【休日当番医制】</p> <p>休日における第1次救急医療体制の確保及び地域住民に対する救急医療知識の普及・啓発活動を図るため、羽咋郡市医師会に業務を委託します。</p> <p>【小児休日当番医制】</p> <p>管内の小児急病患者的の医療を確保する事業を能登中部小児休日診療協議会に委託します。</p>
救急告示病院の充実	救急告示病院として、365日24時間で救急隊により搬送される傷病者に関する医療に対応するため、二次救急医療体制 <sup>(※2)</sup> の確保を図ります。
羽咋病院事業の充実	地域の医療機関として、富来病院や志賀クリニックがありますが、町内で対応できない高度医療を必要とする重病患者等のため、公立羽咋病院の事業と連携し、地域医療の充実を図ります。
指定管理者制度 <sup>(※1)</sup> の導入等検討	町立富来病院と志賀クリニックについて、持続可能で地域住民にとって利便性の高い病院経営を目指すため、民間が有する経営ノウハウや高度な医療資源を活用できるよう指定管理者制度の導入等を検討します。

※1 指定管理者制度：地方公共団体が設置した公の施設の管理運営を、民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

※2 救急医療体制：救急医療体制は、重症度に応じて3段階体制をとっており、一次救急は、軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療。二次救急は、中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療。三次救急は、重症患者（集中治療室入院患者）に対する救急医療。

### 4-3. 高齢者福祉の充実

#### 【現状と課題】

- 将来のさらなる高齢化を見据え、保健・福祉・医療が互いに連携し、効率的かつ効果的な体制を構築していくことが必要です。
- 高齢者がいつまでも健康で元気に活躍できるよう、介護予防事業に重点を置き、要介護認定者の増加抑制を図ることが必要です。
- 高齢者が地域で安心して生活できるように、一人ひとりの特性に応じて、経済的支援や日常的な生活支援サービス等の充実を図るとともに、地域が一体となって支え合う体制づくりが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 保健・福祉・医療の拠点となる施設のさらなる充実を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした高齢者支援体制の充実を推進します。
- 高齢者が自立した生活を送り続けることができるように、相談体制の充実や介護予防に関する取組の充実を推進します。
- 地域の福祉活動の中心となる福祉施設の改修や、介護保険事業に対する安定的な運営支援とともに、民生委員・児童委員等による地域との連携など、本町の福祉体制のさらなる充実を図ります。
- 高齢者が安心して生きがいを持って働けるよう、関係機関と連携を図りながら、社会参加の促進に取り組むとともに、地域福祉計画の策定を進めます。



老人クラブの運動会



老人会による文化活動

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
地域包括支援センター事業	65歳以上の高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、総合相談の実施や、介護予防につなげる事業等の支援を総合的に行います。
介護職員研修費助成事業	介護職員の研修に関する費用を一部助成することで、職員の資質向上や介護体制の充実を図ります。
高齢者等除雪対策事業 <b>創生</b>	一人暮らし高齢者等の要援護者に対して小型除雪機による除雪支援を行います。
地域支え合い体制づくり事業 <b>創生</b>	民生委員・児童委員が収集した要援護者情報、本町における身体障害者手帳情報等をもとに、要援護者情報を一元化したシステムを運用し、地域の見守り等に活用します。また、高齢者等に緊急の事態が起きた場合に、適切な処置が速やかに受けられるようにするため、医療情報や連絡先等の必要な情報を保管する緊急医療情報キットを配布します。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 <b>創生</b>	高齢者の生きがい対策として羽衣大学（講演等）を開催し、高齢者福祉の向上を目指します。
介護予防事業 <b>創生</b>	高齢者の自立した生活を維持するため、介護予防に向けた各種事業の充実を図ります。
地域包括ケアシステム整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実と強化を図ります。
地域福祉推進チーム活動事業 <b>創生</b>	民生委員・児童委員が中心となり、保健推進員や老人保健ビジターとともに、一人暮らし高齢者等に対し、身近な福祉サービスを実施する活動に支援を行います。
地域密着型サービス等基盤整備事業	介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス等の施設整備に必要な経費や開設準備等に必要な経費に支援を行います。
とぎ地域福祉センター大規模改修事業	町民の保養と健康増進、余暇活動の場を提供するため、老朽化したとぎ地域福祉センターの大規模改修を行います。
老人福祉施設改修事業	高齢者人口の増加に伴い、デイサービスセンター、ショートステイの施設利用者は年々増加しており、実情に応じた改修を行います。

事業名	事業の概要
福祉関係団体補助事業	高齢化が進む中で、社会福祉協議会の役割はますます増えており、地域福祉活動推進事業、総合相談事業、高齢者生きがい事業、移送サービス事業、福祉団体の事務局（ボランティア協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ等）等を実施している社会福祉協議会への活動支援を行います。
シルバー人材センター運営事業	地域の高齢者が自主的にその生活している地域を単位に連帯して共に働くことで、積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ることができるよう、志賀町シルバー人材センターへの活動支援を行います。
自立支援型住宅リフォーム推進事業 <b>創生</b>	介護を要する高齢者等及び身体障害者の居住する住宅のリフォーム（改修）に対して費用を助成します。
養護老人ホーム措置事業	身体的・精神的な理由や経済的・家庭環境等の理由によって自宅で生活ができないと判断される自立した高齢者を受け入れる養護老人ホームへの措置費を負担します。
敬老福祉金支給事業	町内に引き続き5年以上現に住所を有する高齢者に敬老の意を表し、福祉金を支給します。
地域福祉計画策定事業	住み慣れた地域で自立し安心した生活を送るため、地域での助け合い・ボランティアや福祉サービス等の地域福祉推進を目指す計画を策定します。
後期高齢者医療対策制度の適正運営	後期高齢者 <sup>(※)</sup> に対して、医療費に係る経済的負担を軽減することにより、後期高齢者が安心して継続的に医療を受けられるための環境づくりを進めます。

※後期高齢者：75歳以上の高齢者。平成20年から開始された「後期高齢者医療制度」の対象となる。65歳から74歳までは前期高齢者。



「そくさい会」でのレクリエーション

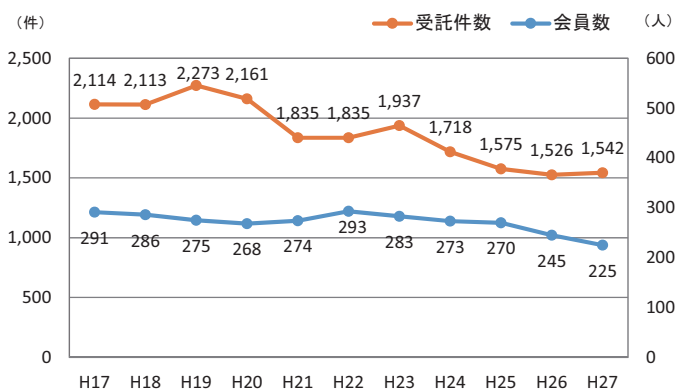


「健幸教室」でのストレッチ体操

### 4-3. 高齢者福祉の充実

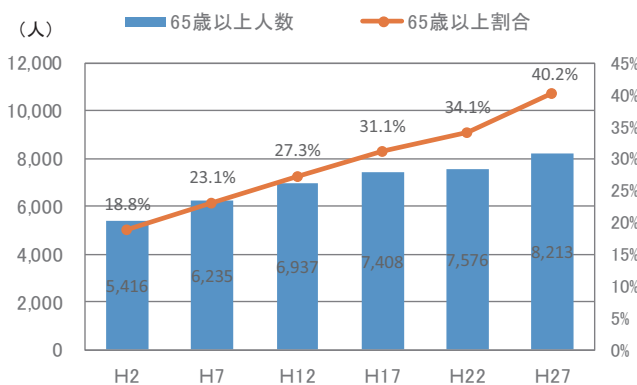


【シルバー人材センター登録会員数等の推移】



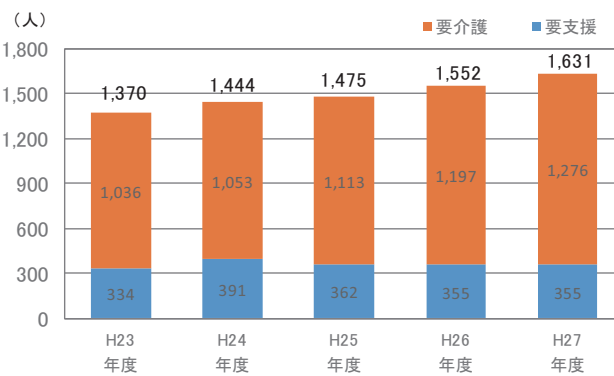
資料：商工観光課

【65歳以上人口・割合の推移】



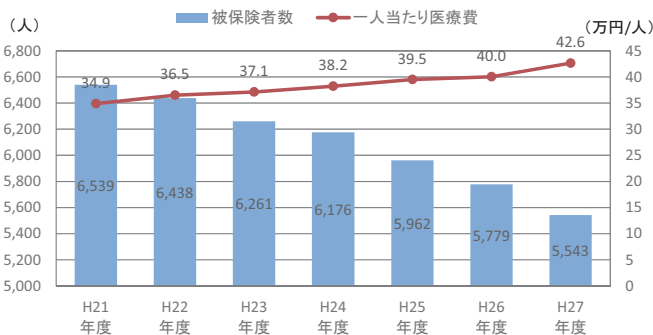
資料：国勢調査

【要支援・要介護認定者数の推移】



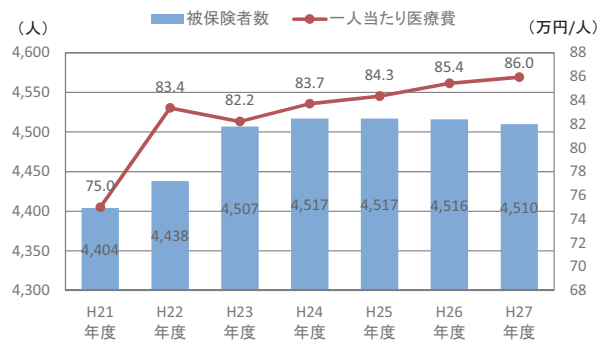
資料：健康福祉課

【国民健康保険の被保険者数・医療費の推移】



資料：住民課

【後期高齢者医療保険の被保険者数・医療費の推移】



資料：住民課

### 4-4. 障害者福祉の充実

#### 【現状と課題】

- 障害者が自立して日常的に生活できるよう、生活支援サービス等を充実することが必要です。
- 障害者が自立して社会参加し、住み慣れた町で地域住民と支え合い、安心して生活できるよう、町民、福祉事業者、行政等が連携し、地域全体で支援していく必要があります。
- 障害を持つ人も持たない人も、全ての人の人権が尊重される社会を形成するため、障害に対する理解を広げていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 障害者に対する医療費の助成や扶養手当の支給など、経済的な支援を図るとともに、日常生活における生活支援体制の構築や装具の給付など、様々な面からのサポートの充実を図ります。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種サービス、助成制度の充実を図ります。
- 日常的に生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、就労支援や社会参加の促進に取り組みます。
- 障害者福祉に関する計画の策定とともに、障害への理解を深めるための意識啓発（ノーマライゼーション<sup>(※1)</sup>や心のバリアフリー<sup>(※2)</sup>等）に取り組みます。

※1 ノーマライゼーション：高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

※2 心のバリアフリー：施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリア（障壁）を取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。



障害者就労施設

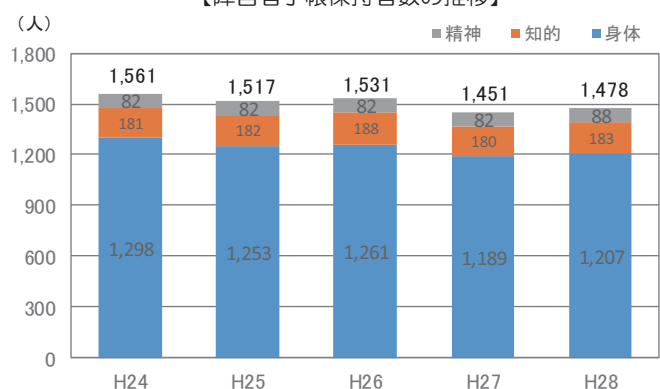


石川県障害者スポーツ大会

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
障害者医療事業 <b>創生</b>	障害者手帳で認められている障害そのものを軽減するための医療で、指定医療機関での負担金の全部又は一部を公費負担することで、日常生活の負担軽減を図ります。
難聴児補聴器購入助成事業 <b>創生</b>	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児(0～18歳)に対して、補聴器購入費の一部を助成します。
遺児及び心身障害児扶養手当支給事業 <b>創生</b>	遺児及び障害児を養育する人へ扶養手当を支給します。
心身障害者医療費助成事業 <b>創生</b>	身体障害者手帳の交付を受けた人に対し、医療費の一部を助成して心身障害者の健康と福祉の増進を図ります。
障害者福祉タクシー助成事業 <b>創生</b>	重度の心身障害者及び通院介護を必要とする人及び移動手段の確保が困難な一人暮らし高齢者に対して、社会参加を促進するため、タクシー利用料金の一部を助成します。
障害者自立支援給付事業	障害者に対する居宅介護、短期入所、施設入所支援、訓練等のサービスの提供、補装具等の給付を行うことにより、障害者福祉の向上を図ります。
障害児通所支援事業 <b>創生</b>	18歳未満の障害児に対して通所サービス（放課後デイサービス等）及び必要な支援を行います。
地域生活支援事業 <b>創生</b>	障害者等が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を提供し、地域生活の支援を図ります。
障害者計画・障害福祉計画策定事業	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に、障害者計画・障害福祉計画を策定します。

【障害者手帳保持者数の推移】



資料：健康福祉課

## 基本方針5： 笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり

### 5-1. 地域活動の支援

#### 【現状と課題】

- 人口減少、高齢化の進展に加え、情報化や国際化等が進行する状況で、社会は多様化・複雑化しており、まちづくりにおいては、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難な状況となっています。また、価値観の多様化等の理由により、かつてと比べ、コミュニティの希薄化も懸念されます。
- これからのまちづくりにおいては、町民や企業等が主体的に活動するとともに、行政との連携・協働により、まちづくりを推進していくことが求められています。
- 地域住民による自主的・主体的な活動は、コミュニティの維持や活力維持につながります。そのため、地域に根付いた組織を活用し、地域組織活動を積極的に進めていくことが求められます。

#### 【施策の方向性】

- 地域活動の核となる地区集会所の整備や増改築を促進し、コミュニティ活動への支援とコミュニティの維持・形成を図ります。
- 町民や企業と行政の連携・協働によるまちづくりにおいて、担い手として期待されるNPO<sup>(※1)</sup>、ボランティア、各種団体等の活動支援や人材の育成・支援に努めます。



ボランティアによる海岸清掃



## 【主要事業】

事業名	事業の概要
集会所施設整備事業 <b>創生</b>	地区の集会所施設の新築、増築等に補助金を交付し、地区コミュニティの活性化を図ります。
バス停留所整備事業	路線バスやコミュニティバス <sup>(※2)</sup> 、スクールバス等の安全運行や利用者の円滑な利用を促進するため、バス停留所施設設置事業に対する支援を行います。
地域づくり団体等の活動支援事業	地域づくり活動に関するNPO <sup>(※1)</sup> の設立支援、活動団体やボランティアの活動支援等に取り組みます。
地域の担い手・リーダー育成事業	現在の地域組織のリーダーはもとより、元気な高齢者や新たな移住者等を対象として、まちづくりを担う人材の育成を図るため、地域の課題解決を図る担い手やリーダー育成講習会の参加等に対する支援を推進します。
地域協働活動支援事業	町民参加による地域協働活動を支援するため、河川や公共施設管理等に対する経費の一部を助成します。

※1 NPO：「Non-Profit Organization（非営利組織）」の略で、政府や企業などではできない社会的な問題に非営利で取り組む民間団体。

※2 コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス。



### 5-2. 生涯学習事業の推進

#### 【現状と課題】

- 町民一人ひとりの人生を生きがいある充実したものにするため、あらゆる世代が生涯を通じて学ぶことができる学習機会の創出が必要です。
- 生涯学習への参加促進のために、学ぶ機会の拡充と学ぶ意欲の向上を図る取組の充実が求められます。

#### 【施策の方向性】

- 生涯学習の拠点となる施設の改修等により、生涯学習を実施しやすい環境の整備を図ります。
- 文化活動を行う団体活動への支援や、生涯学習プログラムの充実、各種講座の開催により、生涯学習の魅力向上や参加促進を図ります。



花づくり推進事業



生涯学習フェア

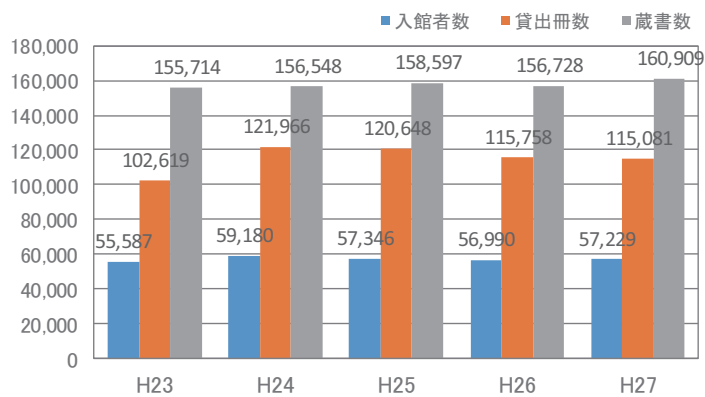
【主要事業】

事業名	事業の概要
生涯学習施設改修事業 <b>創生</b>	文化活動の拠点である文化ホールや富来活性化センターの改修事業を行います。
公共施設利活用事業	旧福浦小学校を新たな生涯学習施設の拠点として利活用を図ります。また、今後も町内に分散している生涯学習施設の集約を進めます。 ○草木染め教室、陶芸教室 等
図書館運営事業	図書館資料の充実と、それに伴う保管施設の整備を推進し、町民の図書館利用を促進します。
生涯学習センター事業 <b>創生</b>	生涯学習活動の促進を図るため、生涯学習センターで各種講座を開催します。また、町民からの要望が高い教養講座の開催・充実、町内サークルの活動を支援します。
花づくり推進事業 <b>創生</b>	心豊かなまちづくりを推進する運動の一環として、町内団体に花苗を配布し、「花いっぱい運動」を実施します。
文化振興特別事業	志賀町を描く美術展の開催経費を補助し、活動を支援します。
公民館活動補助事業	地域の生涯学習の拠点としての地区公民館事業に助成し、それぞれの地域の特性や独自性を活かした事業の展開を支援します。



図書館内での朗読

【志賀町立図書館の推移】



資料：生涯学習課

### 5-3. スポーツの振興

#### 【現状と課題】

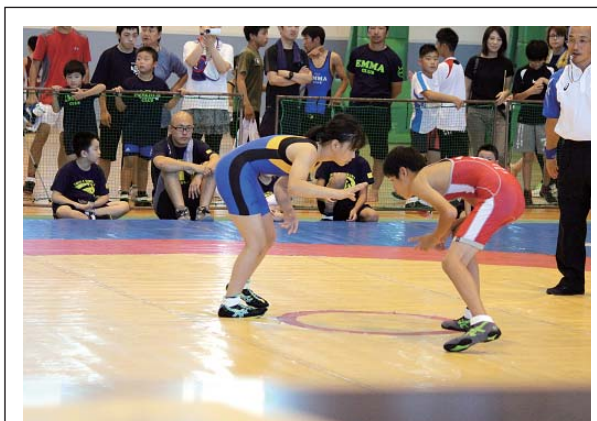
- 本町では、総合体育館や野球場、テニスコート、ホッケー競技場など、多種多様なスポーツ施設が充実していますが、経年劣化が進行している施設もあり、計画的な改修が必要です。
- 町民の活力維持と心身の健全な発育を促すための生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興のために、スポーツイベントの開催とともに、町内におけるスポーツ施設の改修や充実、様々なプログラムに対応できる体制づくりが必要です。

#### 【施策の方向性】

- スポーツ施設の改修や充実、必要な運動機器の整備により、誰もが気軽にスポーツに親しみ、そしてスポーツの競技力向上を図ることができる環境の整備を図ります。
- 各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通じて、町民の健康づくりや交流促進、スポーツに慣れ親しむ環境づくりを進めます。また、本町の競技施設を利用した町外からのスポーツ合宿の受け皿づくりにより、スポーツを通じた交流人口の拡大を促進します。
- 各種スポーツ活動団体への支援を行い、本町のスポーツ振興を図ります。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、スポーツの振興はもとより、地域の活性化、交流人口の増加、国際交流促進を図るため、大会における各国の事前合宿誘致を推進します。



町駅伝競走大会

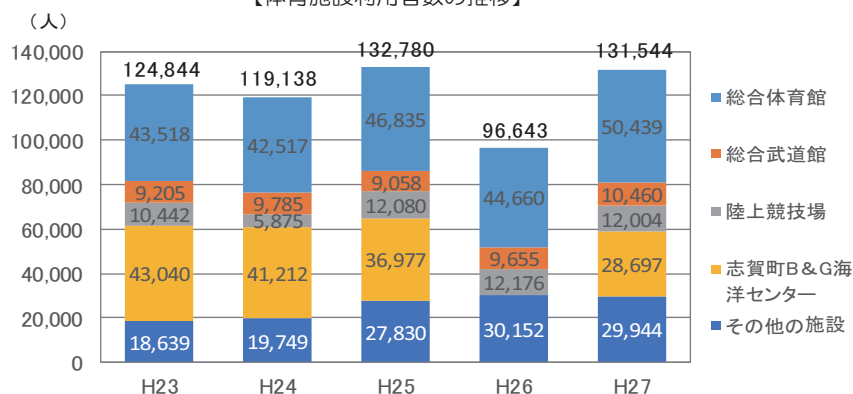


レスリング大会

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
総合体育館運動機器整備事業	町民の健康増進施設として、トレーニング機器の充実は必要不可欠であり、スポーツ合宿にも必須の設備であることから、今後の東京オリンピック事前合宿誘致も見込んで、運動機器の充実を図ります。
体育施設指定管理事業	総合体育館周辺の体育施設等の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、指定管理制度を導入するとともに、地域資源を活用した合宿誘致を推進します。
体育施設改修事業	町民の健康づくりやスポーツを通じた交流人口の拡大を促進するため、経年劣化による改修が必要な野球場、陸上競技場、健民ホッケー競技場、テニスコート等の改修を行います。
スポーツ大会等開催事業 <b>創生</b>	町民の体力向上、健康増進を図るため、各協会等が主催する各種スポーツ大会への支援を行います。
スポーツ教室等開催事業 <b>創生</b>	各協会等で行うジュニア育成のためのスポーツ教室の開催等に対して支援を行います。
生涯スポーツ促進事業	生涯スポーツの促進を図るため、志賀町体育協会、スポーツ推進委員、全国大会出場助成等のスポーツ活動を支援します。また、地域のスポーツ指導を担う人材養成を図ります。
東京オリンピック事前合宿誘致事業 <b>創生</b>	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国や世代、文化をこえた交流を通じて、日本を夢や希望にあふれた社会にする千載一遇のチャンスです。 本町では、スポーツの振興はもとより、地域の活性化、交流人口の増加、国際交流促進を図るため、大会における各国の事前合宿誘致(レスリング競技)に取り組みます。

【体育施設利用者数の推移】



資料：生涯学習課（※H26は、B&amp;G海洋センター改修工事実施）

### 5-4. 伝統文化の継承

#### 【現状と課題】

- 本町は、「富木八朔祭礼」や「西海祭り」等の伝統行事や、加能作次郎に代表されるふるさとが輩出した郷土人、また歴史的建造物や史跡など、文化・歴史に関する地域資源を数多く有しています。
- 地域に愛着を持っていつまでも住み続けてもらうために、地域に根付いた伝統文化を大切に継承し、積極的な交流活動が行われるよう努めていくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 郷土資料の記録・保存や郷土の伝統芸能活動への支援など、地域文化活動の継承や振興を図ります。
- 町内の優れた文化の更なる向上と裾野の拡大を図るため、文化団体が実施する文化活動への支援を行います。
- 歴史や伝統文化等に関するふるさと学習を通じて、郷土を愛する心や誇りに思う心を育みます。
- 有形・無形文化財や民俗文化財、史跡・名称・天然記念物などの歴史的文化遺産の発掘や、その適切な保存、活用を進めます。



富木八朔祭礼



西海祭り

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
郷土資料整備事業 <b>創生</b>	本町の郷土関係者や文化、文献資料を映像、音声、文章等により記録・保存します。
郷土文学推進事業 <b>創生</b>	郷土文学の理解と振興を図るため、加能作次郎文学賞や坪野哲久文学奨励賞等の支援を行います。
郷土芸能育成事業 <b>創生</b>	郷土の伝統芸能を育成するため、各種イベントや後継者への支援等を行います。
地域文化活性化事業 <b>創生</b>	町内の優れた文化の更なる向上と裾野の拡大を図るため、いしかわ県民文化振興基金を活用し、文化団体が実施する館開嫁ほめ詞等の文化活動への助成を行います。
文化財保護事業	貴重な有形・無形文化財等を継承するため、行政の指定による保存措置を図ります。また、文化財保護のため、専門職員による調査研究に取り組みます。

【指定文化財の件数（平成28年度時点）】

区 分		総 数	指 定		
			国指定	県指定	町指定
有形文化財	建 造 物	12	1	2	9
	美術工芸品	71	1	8	62
無形文化財		2			2
民俗文化財	有 形	2			2
	無 形	3			3
記 念 物	史 跡	14		2	12
	名 勝	4		1	3
	天然記念物	31		4	27
総 数		139	2	17	120

資料：生涯学習課

### 5-5. 国際・広域交流の推進

#### 【現状と課題】

- 地域経済の活性化を図るため、人・モノの広域な交流が求められています。
- グローバル化<sup>(※1)</sup>が進む中、国際的な視野を持った人材の育成や異文化への理解のため、海外の文化を学ぶ機会の創出や国際交流を推進することが求められます。
- 国際感覚を備えた人材を育成するため、本町の子どもたちが海外の文化とふれあうことができる機会を設け、若いうちから異文化との交流を進めていくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

- ふるさと応援団や姉妹都市等との連携を推進し、多分野にわたる交流や魅力発信を通じて相互理解を深めるとともに、産業の振興や交流人口の拡大等による地域経済の活性化を図ります。
- 交流都市との連携・協働により、子どもたちを海外へ派遣することで、次代を担う子どもたちをはじめ、町民の国際感覚の育成と異文化への理解の醸成を図ります。
- ジャパンテント<sup>(※2)</sup>において、町内の各家庭でのホームステイを通じて、町民と外国人との交流活動を行います。

※1 グローバル化：社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

※2 ジャパンテント：日本各地で学ぶ世界各国からの留学生300人を石川県に招いて開催する国際交流イベント。



青少年海外派遣事業



ジャパンテント



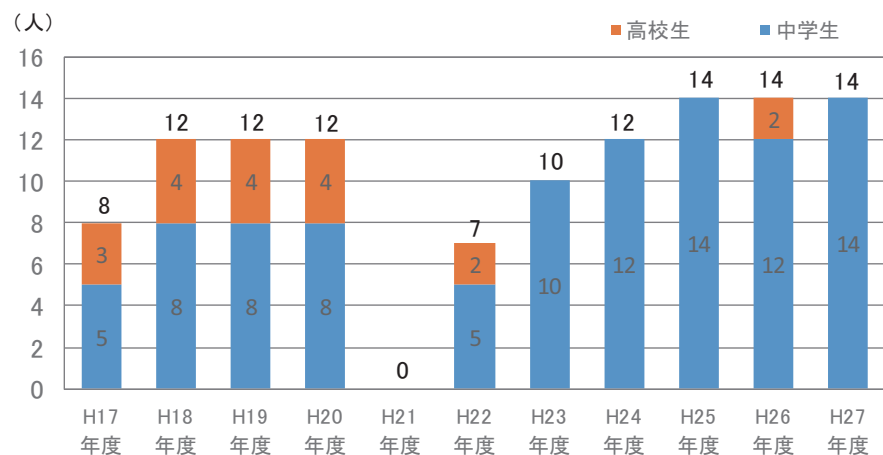
## 【主要事業】

事業名	事業の概要
ふるさと応援団支援事業 <b>創生</b>	移住定住、ふるさと納税 <sup>(※1)</sup> 、優良特産品の販売等の促進を図るため、本町の出身者（関東志賀町会、高校の同窓会等）のネットワークを構築します。
道の駅交流事業 <b>創生</b>	道の駅「ころ柿の里しか」と和歌山県九度山町の道の駅「柿の郷くどやま」との交流事業を促進します。
姉妹都市等交流事業	姉妹都市である福井県高浜町や災害時相互応援協定を締結した白山市等との交流を図ります。
グリーンツーリズム <sup>(※2)</sup> 推進事業	豊かな自然や農村文化を活用し、都市部の人に本町の魅力を知ってもらうため、都市と農村との交流を促進します。
青少年海外派遣事業 <b>創生</b>	本町の中学生や高校生を海外へ派遣し、語学研修、異文化を体験することにより豊かな国際感覚の育成を図ります。
国際交流団体の活動支援	ジャパンテント留学生の活動に対する支援や本町で異文化交流活動を行う団体等への支援を推進します。

※1 ふるさと納税：自分の故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県・市区町村へ寄付することで、個人住民税の一部が控除される制度。

※2 グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

【青少年海外派遣事業 参加者の推移】



資料：学校教育課

### 5-6. 男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

- 男女が性別による差別を受けることがなく、それぞれの役割を尊重しながら、互いに助け合っていくことができる社会の形成が求められています。
- 男女の平等意識は町民に浸透しつつありますが、男性の家事への参加や雇用の場における男女間の格差解消など、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革が必要です。

#### 【施策の方向性】

- わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進を図ります。
- ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>の啓発や普及により、就業面からの男女共同参画の推進や就労環境の改善を図り、社会活動に男女が平等に参画できる環境づくりを推進します。



男女共同参画出前講座

※ワーク・ライフ・バランス:「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
男女共同参画推進活動事業	男女がそれぞれの人権を尊重し、個々の意欲と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、各課が連携して男女共同参画推進活動を推進します。
ワーク・ライフ・バランスの啓発 <b>創生</b>	企業に対して、仕事と家庭の両立のための対策の必要性等の情報を提供し、企業が自主的な取組を行うよう働きかけます。また、女性の登用に積極的な企業や活躍する女性の好事例の収集及び情報提供を図ります。
「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」の啓発 <b>創生</b>	県が取り組んでいる「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の周知を図り、企業の男女共同参画を促進します。

【いしかわ男女共同参画推進宣言企業の一覧】

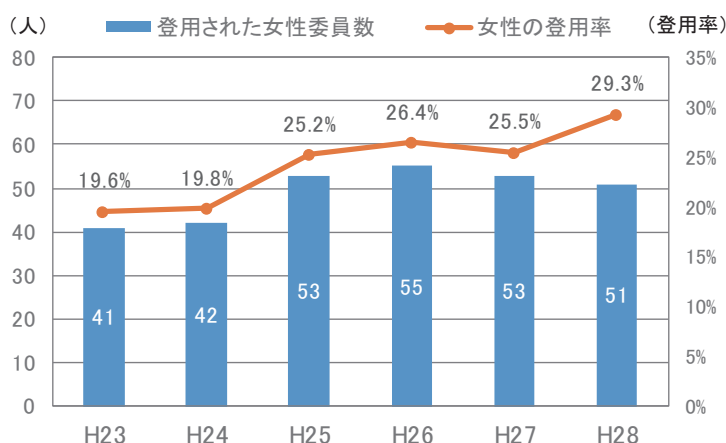
認定年度	企業（団体）名
平成24年度	富来町商業近代化協同組合
〃	志賀農業協同組合
平成25～27年度	建設業3社

※「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の概要：

石川県が、男女共同参画推進の具体的な取組を宣言する企業等を募集し、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定して、広報や各種情報の提供等によりその取組を支援するとともに、取組事例を広く県民等に紹介する制度。

資料：「いしかわ男女共同参画推進宣言企業（各年）」（石川県）

【審議会への女性の登用率の推移】



資料：生涯学習課

## 基本方針6：安全で美しく住みよいまちづくり

### 6-1. 自然環境の保全

#### 【現状と課題】

- 本町には、風光明媚な増穂浦等の海岸部や緑豊かな山間部があり、豊富で貴重な自然に恵まれています。これらの自然環境を大切に保全し、未来への継承を図る必要があります。
- 大規模な自然災害が発生すると住民に甚大な被害をもたらす危険性があることから、未然の防止対策が必要です。
- 富来領家浜では、近年、海岸浸食が顕著にみられています。また、未改修河川においては、増水による被害が各所で発生しています。

#### 【施策の方向性】

- 本町が有する豊かな自然環境の積極的な保全を、町民や行政、企業が一体となって推進することにより、美しく貴重な自然環境や里山環境を次代へと継承するとともに、海岸地域の保安林や景観松林を保全する施策を推進します。
- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進します。
- 海岸保全では、海岸浸食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組みます。また、二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進します。



松くい虫の防除

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
松くい虫奨励駆除事業	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている松の伐倒や薬剤によるくん蒸を実施することにより、松くい虫の駆除を推進します。
松くい虫奨励防除事業	海岸地域の保安林、景観松林を中心に薬剤散布等を実施することにより、松くい虫被害のまん延を防止します。
環境林整備推進事業	「いしかわ森林環境基金事業」と連携し、手入れ不足林を間伐することにより森林の持つ多様な公的機能（水源のかん養・山地災害の防止など）を維持し、次代に引き継いでいくことができるよう森林環境の保全に取り組みます。
県営急傾斜地崩壊対策事業 <b>創生</b>	福浦地区や神代地区の急傾斜地について、対策工事を実施し、土砂災害の未然防止と住民の生命と財産を守ります。
がけ地災害防止対策事業 <b>創生</b>	がけ地の防災工事又は災害により被災した場合の応急防災工事を施工する者に対して、工事費の一部を助成します。
広域河川改修事業	二級河川米町川等の災害等を未然に防止するため、広域河川改修事業を促進します（県事業として要望）。
準用河川整備事業	河川災害等を未然に防止するため、河川の堆積土砂の除去等を推進します。
海岸保全事業	富来領家浜等の海岸浸食の防止と砂浜の回復を図るため、海岸保全事業を促進します（県事業として要望）。



急傾斜地崩壊対策事業



強度間伐後の状況

### 6-2. 循環型社会づくりの推進

#### 【現状と課題】

- 平成23年の東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化に対応し、エネルギー利用の合理化が強く求められてきており、深刻さを増す地球温暖化問題への対応の必要性とも相まって、低炭素・循環型社会<sup>(※1, 2)</sup>の構築を図っていく必要があります。
- 今後、資源循環型の環境に優しい地域社会の形成に向けて、環境保護に対する意識を高め、住民・企業・行政がそれぞれ連携し、地域のごみ減量化や、再生可能エネルギー<sup>(※3)</sup>の導入・活用を実践していくことが求められます。
- 海岸には、毎年、漂着物等のごみが散乱し、景観・自然環境等に悪影響が及ぶことが懸念されています。
- ごみの減量化を目指したごみの分別には、引き続き、地域の協力が求められます。

#### 【施策の方向性】

- ごみの減量化と限りある資源の有効活用のため、適切なおみ収集体制の構築とともに、ごみの発生抑制、減量化、再使用や再資源化等に取り組みます。
- 公共施設等における再生可能エネルギーの導入等により、自然と共生した低炭素・循環型のまちづくりを推進し、美しく貴重な自然環境を次代へと継承します。
- 海岸漂着物が多い地域や海岸利用者が多い地域等において、海岸漂着物やごみの回収等を推進します。
- 地域の環境美化に向けて、町民の美化意識を高める取組を推進します。

※1 低炭素社会：地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

※2 循環型社会：大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

※3 再生可能エネルギー：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。



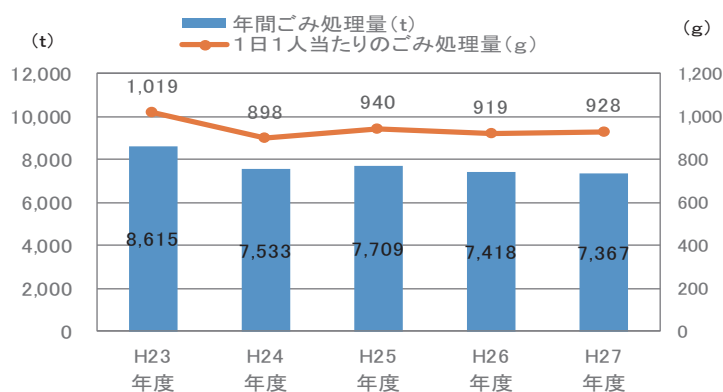
公共施設における太陽光パネルの設置

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
ごみ対策事業（生ごみ処理機器設置費補助金）	町内の一般家庭から排出される廃棄物の資源化及び減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機器等の設置について補助金を交付します。
3 R活動の普及・啓発促進	町民全体のごみ減量化に対する意識を高めるため、町民・企業・行政を対象に、3 R活動（Reduce：減量化／Reuse:再使用／Recycle:資源化）を促進することにより、全町的なごみ減量化や適正処理を図ります。
地球温暖化対策事業（住宅用太陽光発電システム設置補助金） <b>創生</b>	地球温暖化防止対策の一環として、町内におけるクリーンエネルギー <sup>(※)</sup> の導入を推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する費用に対して補助金を交付します。
再生可能エネルギー等導入事業	大規模災害時に公共施設や避難所等で必要となるエネルギーを確保するため、蓄電池を備えた太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入を推進し、災害に強く、環境への負荷の小さい地域づくりを推進します。
エネルギー構造転換理解促進事業	再生可能エネルギーの促進などエネルギー構造転換に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を推進します。
石川県海岸漂着物地域対策推進事業	海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物が深刻な影響を及ぼしている現状に鑑み、海岸漂着物の回収や処理を実施します。
環境保全への啓発促進	本町の豊かな自然環境を維持・保全するため、環境美化に対する意識を高める啓発活動を促進します。

※クリーンエネルギー：大気汚染物質を発生しないエネルギー。風力・太陽熱・水力・地熱・潮力などをさす。

【ごみ処理量の推移】



資料：環境安全課

### 6-3. 交通ネットワークの充実

#### 【現状と課題】

- のと里山海道の無料化により、金沢市をはじめ周辺市町との交通ネットワークの充実が図られつつあります。一方、国道249号の狭小区間や、その他の道路の未整備区間が存在しているなど、ネットワークとして不十分な箇所も存在しています。
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要があります。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要があります。

#### 【施策の方向性】

- のと里山海道柳田ICからのと里山空港IC間の4車線化事業や国道249号の整備促進を国・県へ働きかけ、広域交通ネットワークの充実を目指します。また、人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を進めます。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な修繕に取り組みます。
- 安全で安心な歩行環境を確保するため、歩道の路面舗装等の改良を推進します。
- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、融雪施設の整備を推進します。



生活道路における融雪施設の整備



歩道のカラー舗装化の推進



## 【主要事業】

事業名	事業の概要
のと里山海道の4車線化の事業促進 <b>創生</b>	交流人口の増加等を図るため、のと里山海道の4車線化事業（柳田IC～のと里山空港IC）を促進します。 （県事業として要望）
国道249号の道路整備の事業促進 <b>創生</b>	交流人口の増加等を図るため、国道249号道路整備事業（直海～荒屋）を促進します。 （県事業として要望）
県道改良舗装事業	道路交通の円滑化を図り、安全性・快適性を強化するため、主要県道の改良舗装事業を推進します。
地方創生 <sup>(※)</sup> 道整備推進交付金事業 <b>創生</b>	地域における経済基盤の強化や生活環境の整備を図るため、道路整備を総合的に推進します。
道路老朽化対策事業（防災・安全交付金）	道路施設の老朽化度点検を行い、道路状況を適切に把握、維持管理することで、道路利用者や第三者への被害を防止します。
道路構造物定期点検事業（防災・安全交付金）	トンネルや橋梁等について、安全・安心な道路環境の確保を目的とした効率的な維持管理を実施するために点検を行い、補修の必要性がある損傷箇所については応急措置を講じます。
町道橋梁長寿命化補修事業（防災・安全交付金）	橋梁補修を的確に行うことにより橋梁の長寿命化を図り、大規模修繕や架け替え時期の平準化を図ります。
道路側溝等補修事業（防災・安全交付金）	道路側溝の改良・補修により、車両や歩行者の安全を確保するとともに、今後の維持管理の軽減や住民生活の向上を図ります。
町道法面改修事業（防災・安全交付金）	道路法面（コンクリート吹付等）の老朽化により、落下物による第三者被害が危惧されていることから、法面を改修することで被害の防止を図ります。
町道改良舗装事業	集落内の生活道路や通学路などで、冬季を含めて通行者の安全確保が困難な町道について、地域住民の利便性向上や通行者の安全確保を図るため、必要な改良や舗装工事等に取り組みます。
都市計画道路整備事業	市街地における交通環境を向上させ、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路の整備に取り組みます。
歩道カラー舗装化事業（防災・安全交付金）	高齢者や子どもたちの安全・安心な交通環境を確保するため、通学路の危険箇所に対して、歩道のカラー舗装化を行います。
町道融雪設備整備事業（防災・安全交付金）	通学や防災上の観点から冬期間の町道の安全確保が必要であり、融雪施設を整備することで、機能性・安全性の向上を図ります。

※ 地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

### 6-4. 公共交通の充実

#### 【現状と課題】

- 本町には鉄道がないため、バス交通が町内を巡る重要な交通手段となっています。現在、本町では、バスが20路線（コミュニティバス<sup>(※1)</sup>が14路線、民間バスが6路線）運行していますが、今後さらなる高齢化が想定される中、路線バス、コミュニティバス等へのニーズは、ますます高まり、さらなる利便性の向上が求められます。
- 人口集積の度合いが低く、住居が点在する地域においては、デマンド交通<sup>(※2)</sup>を含めた公共交通のあり方を検討すること等により、自動車を運転しない人も外出しやすい交通環境を整えることが求められます。

#### 【施策の方向性】

- 町民や利用者のニーズを的確に把握し、本町におけるコミュニティバス・路線バスの運行体系の整備・充実を図るとともに、バス交通相互の連携強化により、利便性の向上や効率的な運行を行い、利用促進を図ります。
- 定期バスの利用が少ないと考えられる地域については、デマンド交通等の町民のニーズに合った公共交通のあり方を検討します。

※1 コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス。

※2 デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態。利用者がいなければ走らないため、経費削減効果が期待される。

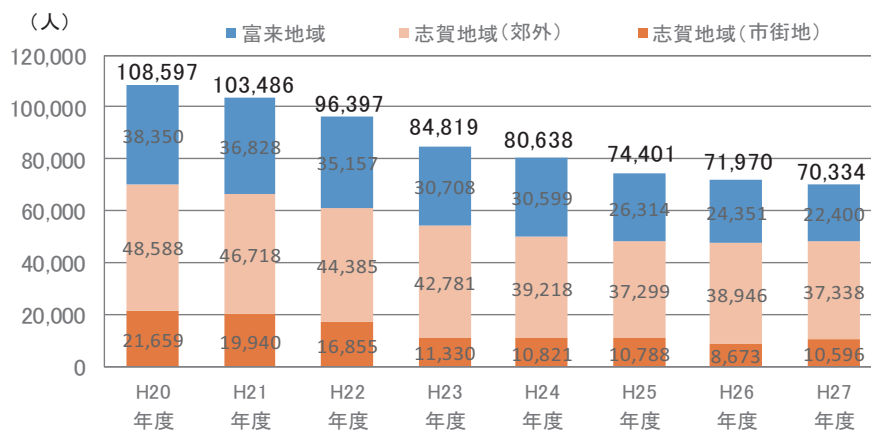


コミュニティバス「なないろバス」

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
コミュニティバス運行事業 <b>創生</b>	町内14路線（志賀地域8路線、富来地域6路線）の運行委託を行い、地域住民の利便性を確保します。また、デマンド交通の実証実験に併せて、コミュニティバスや路線バスの利便性の向上や効率的な運行を行うため、「志賀町地域公共交通会議」を開催し、志賀町生活交通ネットワーク計画を策定するとともに、運行形態や運賃等の見直しを行います。
志賀町生活バス路線維持対策費補助金事業 <b>創生</b>	地域住民の生活に必要なバス路線の運行を維持するために、必要な補助金を交付します。
デマンド交通の実証実験 <b>創生</b>	利用が少ないコミュニティバスの路線について、デマンド交通の実証実験を行い、ニーズの把握と利便性の向上を図ります。

【コミュニティバス利用者数の推移】



資料：企画財政課

### 6-5. 良質な生活基盤の充実

#### 【現状と課題】

- 空き家の増加に伴い、防犯・防災上や景観上の観点から、緊急に対応すべき危険度の高い物件については、適正に管理していくことが求められます。
- 地籍調査<sup>(※)</sup>事業の完了までは、今後10余年の期間を要する見込みです。過疎化・高齢化が進む中、計画的で適切な土地利用の実現には、早期に調査を行い、正確な土地情報を残しておくことが必要です。
- 上水道普及率は、平成28年4月時点で92.4%であり、ほぼ町全域に整備されています。一方で、耐震化が必要な施設や管路、老朽化した施設や管路については、計画的な更新が必要です。
- 下水道普及率は、平成28年4月時点で96.3%の整備が完了しています。一方で、既存施設の経年劣化により、今後は管路や処理施設の更新費用の大幅な増加が見込まれます。また、過疎化、少子化に起因した人口減少に伴う料金収入減と多額の企業債残高が今後の課題となっています。

#### 【施策の方向性】

- 老朽化が進み、放置されている空家等について適正管理を促しながら、空き家を有効活用するため、空き家情報の登録と周知を行い、都市部からの移住定住を目的とした施策にも取り組みます。
- 地籍調査は、土地取引、民間開発、インフラ整備の円滑化、防災や被災後の復旧・復興の迅速化等に貢献できることから、今後もさらなる推進体制の充実を図り、積極的な事業推進に取り組みます。
- 上水道施設の適正な維持管理・耐震化を推進します。また、下水道事業については、中長期的な計画に基づき、老朽施設や設備の改修・更新はもとより、施設の統廃合による管理経費の削減を推進するなど、安定的で持続可能な事業運営を行います。
- 公共下水道等への接続を一層促進するとともに、健全な事業運営を行うため、使用料金の適正化を推進します。また、経営基盤の強化と明瞭な経営状況把握のため、公営企業会計を適用し、弾力的な経営を図ります。
- 豪雨時に道路排水が滞留し、冠水する箇所について、住民が安全に通行できるよう、雨水排水対策事業を推進します。

※ 地籍調査：一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
空家等対策事業	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、志賀町空家等対策協議会において、空家等対策計画を定め具体的な対策を推進します。
地籍調査事業	志賀地域の調査は概ね完了したことから、今後は、富来地域の調査を促進し、地籍調査事業の早期完了を目指します。
街灯管理修繕事業	維持管理費や二酸化炭素排出量の削減を図るため、街灯のLED <sup>(※1)</sup> 化を計画的に推進します。
水道施設の耐震化事業	配水池等の主要構造物について、耐震診断結果を踏まえて優先度の高い施設から順に耐震工事を進め、安定性・安全性の確保を図ります。
水道管路の耐震化事業	災害時にも安定的な給水を確保するため、基幹管路の耐震化を図ります。
老朽管路の更新事業	水道水の安定供給のため、更新時期を迎えた老朽管路については、計画的な更新を図ります。
農業集落排水整備事業 (機能強化)	施設の老朽化による突発的な故障を予防するため、施設を機能強化し、施設の汚水処理能力の維持を図ります。併せて、公共下水道事業との統合や既存施設の統廃合を検討します。
公共下水道事業 (ストックマネジメント)	下水道施設の耐震化等の機能向上を含めた長寿命化計画を策定し、予防保全的な管理と計画的な改修等を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコスト <sup>(※2)</sup> の最小化を図ります。
地方公営企業会計導入事業 (下水道事業)	人口減少等に伴う料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の把握、弾力的な経営を図ります。
公共下水道等の啓発推進	公共下水道等のさらなる普及促進を図るため、未接続世帯への早期接続のための普及啓発活動を推進します。
公共下水道事業 (雨水排水)	豪雨時に道路排水が路面冠水している箇所があるため、既設水路の拡張等の対策事業を行います。

※1 LED：「Light Emitting Diode」の略で、発光ダイオードのこと。寿命が長く、省エネで、二酸化炭素の排出量が少ない。

※2 ライフサイクルコスト：製品や構造物の企画・設計から施工、維持管理、補修、廃棄に至るまでに必要な経費の合計額。

### 6-6. 防災体制の充実

#### 【現状と課題】

- 近年の複雑・多様化する大規模災害に備えて、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策など、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策が求められます。
- そのためには、ハード面での対策はもちろんですが、ソフト面での防災に係る情報伝達手段の強化や自主防災組織の充実を図りつつ、防災に係る資機材の整備を推進することにより、地域防災力を向上させていくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 消防施設や設備の充実を図るため、耐震性防火水槽の設置や消防車両の更新・整備を推進します。また、消防活動の充実を図るため、消防団の再編を検討します。
- 災害時の被害状況や避難・救助・支援に関する情報を迅速かつ正確に伝える情報伝達手段の構築を推進します。
- 地域防災組織の充実や防災に係る資機材の充実など、地域防災力の向上により、町民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 地域防災力の向上を図るため、町民の防災に関する意識を醸成する取組を推進します。
- 地震発生時における木造建物の倒壊等の被害に備えて、建築主による補強工事を促進するため、簡易耐震診断を実施します。



消防分団



防災体制の充実

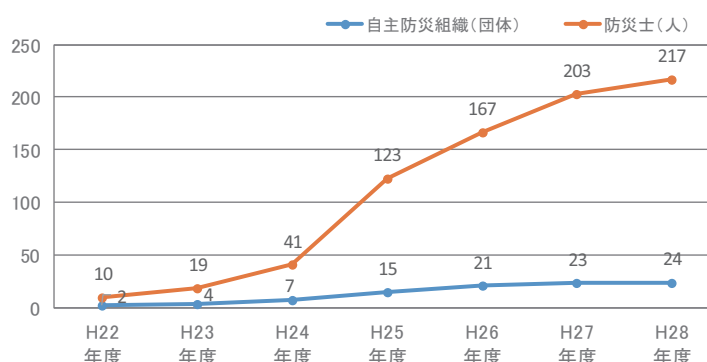
## 【主要事業】

事業名	事業の概要
防火水槽等新設事業 <b>創生</b>	消防水利を確保するため、耐震性防火水槽40m <sup>3</sup> 級を毎年1基程度設置します。
防火水槽修繕事業	無蓋の防火水槽について危険防止、維持管理、環境保全上の観点から順次有蓋化を進めます。
消防自動車購入事業	火災等の各種災害に迅速に対応できるよう、最新鋭の消防ポンプを備えた消防自動車を購入します。
消防小型動力ポンプ購入事業 <b>創生</b>	地域の自主防災を促進するため、老朽化した小型動力ポンプの更新を支援します。
自衛消防活性化事業 <b>創生</b>	地区や自主防災組織等がホース格納箱、ホース等を整備する事業に補助を行い、初期消火の体制強化を支援します。
消防団の再編事業	消防活動の充実を図るため、消防団員の減少を踏まえた消防団の再編について調整を図ります。
防災行政無線施設整備事業	災害時等非常緊急時における通報や広報活動を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線施設の機器を計画的に更新します。
地域防災組織育成事業 <b>創生</b>	東日本大震災を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という住民防災意識が高まってきていることに鑑み、自主防災組織を立ち上げた地域に防災関連備品を無償貸与し、迅速な救助活動及び災害軽減の実施を図ります。
防災意識の醸成活動の推進	地域防災力の向上を図るため、防災ハザードマップ <sup>(※1)</sup> の充実（避難所内での行動マニュアルの作成等）や防災士 <sup>(※2)</sup> の育成事業を通じて効果的な防災訓練や講習会を実施することで町民一人ひとりの防災意識の高揚を推進します。
住宅・建築物耐震改修事業 <b>創生</b>	既存木造建築物における簡易耐震診断を実施することにより、震災に強いまちづくりを推進します。
既存建築物耐震改修工事費等補助事業	「耐震改修促進計画」に基づく既存建築物の耐震改修工事に対して補助金を交付することにより、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、町民の安全確保を図ります。

※1 ハザードマップ：様々な自然災害を予測しその被害範囲を図上に示したもの。

※2 防災士：地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助にあたる人。日本防災士機構が認定する民間資格。

【自主防災組織・防災士数の推移】



資料：環境安全課

### 6-7. 交通安全・防犯の充実

#### 【現状と課題】

- 交通事故は減少傾向にあるものの、近年は、加害者・被害者に占める高齢者の割合が高くなっています。交通事故の未然防止や交通安全のためには、高齢者への意識啓発や施設整備が必要です。
- 近年の犯罪は、社会の成熟化や情報化の進展とともに、複雑化・多様化する傾向にあります。犯罪の未然防止に向けては、住民意識の啓発や地域の自主的な取組、防犯設備の整備が必要です。
- 町民を取り巻く消費者トラブルが増加しています。近年は、特に、情報通信関連のトラブルや、ネットショッピング<sup>(※1)</sup>、オンラインサービス<sup>(※2)</sup>関連のトラブルが横行しています。

#### 【施策の方向性】

- 交通安全について、特に高齢者の交通安全意識高揚を図り、交通弱者等の安全確保に取り組めます。
- 防犯について、地域の組織活動の充実や防犯資機材の充実など、地域の防犯対策の充実により、町民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 消費者トラブルの未然防止や被害回避を図り、町民が安心して暮らせるために、消費者教育や相談体制の整備を推進します。

※1 ネットショッピング：インターネットを利用して商品やサービスを購入すること。オンラインショッピングともいう。

※2 オンラインサービス：ネットワークを通じて提供される各種のサービスのこと。



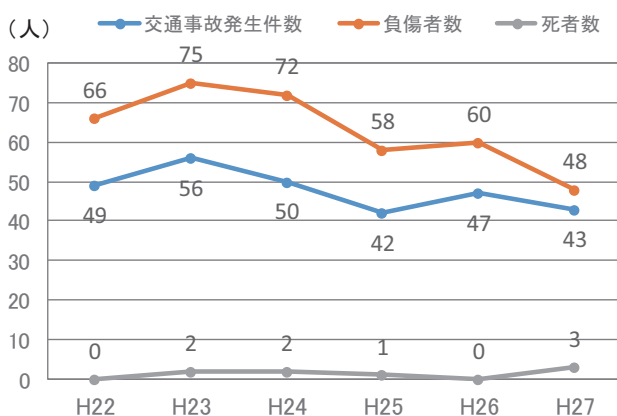
地域の交通安全活動



## 【主要事業】

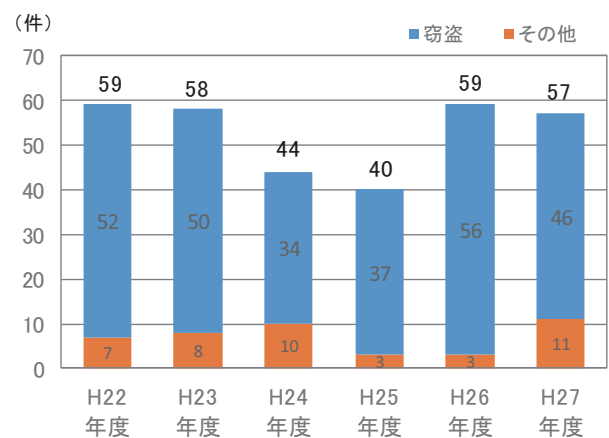
事業名	事業の概要
交通安全対策事業（高齢者運転免許証自主返納） <b>創生</b>	高齢運転者が加害者となる事故が年々増加する中で、65歳以上の高齢者の自主的な運転免許証返納を促進するため、支援事業を実施します。
交通安全対策事業	安全・安心なまちづくりを推進するため、街頭指導や交通安全教室の開催等、交通安全に対する意識の強化を図ります。
防犯対策事業	犯罪の抑止効果を高めるため、防犯パトロールの実施や危険な場所の点検・巡回、連絡体制の整備など、関係機関との連携により、地域ぐるみで未然に犯罪被害を防止する防犯体制の確立を図ります。
消費者行政活性化事業	消費者トラブルの未然防止や被害回避に向けて、年齢に応じた消費者教育の実施、相談窓口の設置や専門相談員の配置、消費者トラブルの防止に向けた情報提供等を推進します。

【交通事故発生件数の推移】



資料：環境安全課

【犯罪発生件数の推移】



資料：環境安全課

### 6-8. 原子力防災対策の強化

#### 【現状と課題】

- 志賀原子力発電所は、平成5年7月の営業運転の開始以来、安全対策を推進してきましたが、東日本大震災を教訓に、全国的な原子力発電所への関心や防災意識の高まりを受け、本町においても万が一の事態を想定し、国・県、関係機関と連携して原子力防災対策を強化することが必要です。
- 原子力災害時に要配慮者等が一時的に屋内退避する施設を整備するとともに、避難時に必要となる防災資機材を備蓄する必要があります。
- 原子力災害時に円滑な避難行動ができるよう、自主防災組織の結成や防災士の育成が必要です。
- 全面緊急事態等になり、広域避難が必要となった場合、円滑な避難行動をとるための実効性のある避難計画を策定する必要があります。
- 放射線防護対策施設へ避難した場合、要配慮者及び支援者等への情報伝達手段の確保が必要です。

#### 【施策の方向性】

- 町地域防災計画に基づき、防災訓練、防災研修等を通し、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図り、住民、職員の防災意識の高揚を図ります。
- 原子力災害時に、避難の円滑化と要配慮者等の負担軽減を図る観点から、避難単位（地区）ごとに必要な放射線防護対策施設の整備を行うとともに、防災資機材のさらなる充実を図り、平時からの備えに万全を期します。
- 原子力災害時に、迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、自主防災組織の結成や防災士の育成により、地域で協力しあう体制や活動（共助）の強化を図ります。
- 要配慮者等の個別計画や住民の避難計画の充実を図り、白山市や能登町への広域避難について、より実効性のあるものとします。
- 放射線防護対策施設に、災害時に対応できる多様な情報伝達のための設備を整備します。

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
原子力防災訓練等を通じた住民の防災意識の高揚	原子力防災訓練や防災研修会を通して、防災関係職員の防災技術の向上を図るとともに、住民等の防災意識の高揚を図ります。
原子力災害対策施設整備事業（防災資機材含む）	原子力災害時に、高齢者や障害者等の要配慮者が一時的に屋内退避を行うための放射線防護対策施設を整備します。 また、放射線防護対策施設に、避難時に必要となる防災資機材（水、食料、衛生用品、寝袋、簡易ベット等）を備蓄します。
地域防災計画及び避難計画の充実	要配慮者の個別計画及び住民の避難手段等の調査に基づいた避難計画を策定し、地域防災計画の充実を図り、原子力災害に伴う住民避難を実効性のあるものとします。
原子力災害に対する地域対策の充実	原子力災害時に、要配慮者等が円滑に避難できるよう、自主防災組織の結成や防災士 <sup>(※1)</sup> の育成を支援し、災害に強い地域対策を推進します。
情報伝達手段の拡充	放射線防護対策施設に防災行政無線の戸別受信機や衛星電話等、多様な通信手段を確保し、災害時における通信規制等の影響を極力避けるとともに、災害時の情報を迅速かつ的確に提供するため、テレビ等のマスメディア、インターネットやSNS <sup>(※2)</sup> 等の情報システムの構築を図り円滑な避難所運営を行います。

※1 防災士：地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助にあたる人。日本防災士機構が認定する民間資格。

※2 SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。



放射線防護施設



災害避難訓練

### 基本方針7： 町民に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり

#### 7-1. 広報・公聴体制の充実

##### 【現状と課題】

- 本町では、「広報しか」の発行やケーブルテレビによる行政情報番組、ホームページ等の様々な媒体で情報発信を行っています。町民と行政が連携・協力してまちづくりを進めるためには、町政の動向を町民に知ってもらい、行政の取組に関心を持ってもらうことが求められます。
- 町民ニーズを町政に反映するために、広く町民の意見や提案を受け入れる機会の充実を図ることが必要です。

##### 【施策の方向性】

- 広報やホームページ、SNS<sup>(※1)</sup>の充実を図るとともに、計画的にケーブルテレビ施設を整備し、これらのツールを活用した積極的な町政情報の公開を推進し、情報の共有化を図ります。特に、更新時期を迎えるケーブルテレビ施設の更新事業には多額の費用が見込まれることから、計画的な事業の運営を行います。
- タウンミーティング<sup>(※2)</sup>、町長談話室等を継続して開催するとともに、パブリックコメント<sup>(※3)</sup>の実施など、町民の意見を聞く機会の充実を図ります。また、これらの取組を通じて、町民によるまちづくりへの参画意識の高揚を図ります。



タウンミーティングの開催



広報しか

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
ケーブルテレビ施設整備事業	当初整備したケーブルテレビ施設について、センター機器・設備等の更新時期を迎えたものから順次、計画的に更新を行います。
「広報しか」の充実	町民の生活に関わりの深い行政情報や地域の行事等をわかりやすく確実に町民に提供する「広報しか」の充実を図ります。
インターネットによる広報体制の充実	行政情報や本町のPRを詳細かつ迅速に提供するため、ホームページ、SNSを活用して情報発信を推進します。
タウンミーティングの開催	町長が地域に出向き、町民と直接意見交換をすることで、町政に対する考え方や要望を把握し、今後の町政運営に活かすため、各種団体や町民を対象にタウンミーティングを開催します。
町長談話室の開催	町長と町民が対談することにより相互に理解を深めるとともに、町民の建設的な意見を町政に反映することを目的とした町長談話室を開催します。
出前講座の実施	自治会や各種団体・グループからの行政情報や施策等に関する問い合わせに対して、町職員が出向いて説明することにより、町政への理解を深めてもらうための出前講座を推進します。

- ※1 SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。
- ※2 タウンミーティング：行政や政治家などが地域住民に対して行う対話型の集会。
- ※3 パブリックコメント：行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。



移住・定住ホームページ



ふるさと納税ホームページ

### 7-2. 行政情報の電子化

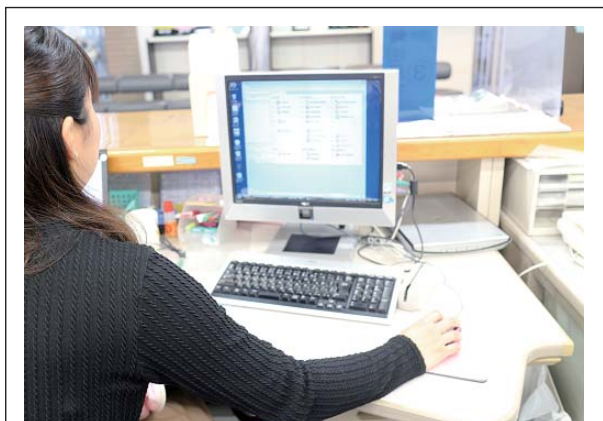
#### 【現状と課題】

- 近年の急激な少子高齢化や社会経済情勢の変化に伴って家族構成やライフスタイルが変化していることを背景として、町民からの行政需要は、ますます複雑化、高度化しています。
- このような変化に対応できるよう行政サービスを高めるため、行政手続きの簡素化や町民にとって便利なサービスの提供等に取り組み、行政運営の効率化や透明性の向上を図ることが必要です。

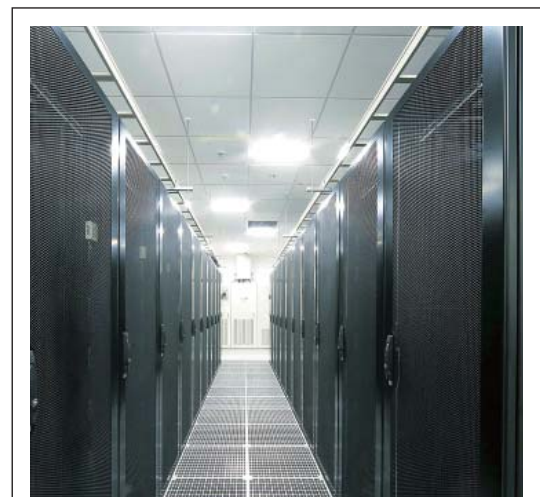
#### 【施策の方向性】

- 各種行政サービスの電子化に併せて、コンビニエンスストアでも対応できるシステムを構築することにより、利用しやすい行政サービスの提供を図ります。
- マイナンバー制度<sup>(※)</sup>の導入に伴って、町民が安全・安心にマイナンバーを取り扱うことができるよう、個人情報のさらなる保護強化を推進します。
- 町民に対する行政サービスのさらなる向上を図るため、システム管理の充実・強化や民間活力の活用等を図ります。

※ マイナンバー制度：国民一人ひとりに12桁の番号を割り当て、税や社会保障に関する情報を一元的に管理する制度。2016年1月から導入されている。



住民情報システムの管理



住民情報システム機器

## 【主要事業】

事業名	事業の概要
コンビニ等収納事業	地方税や使用料金等の収納を休日、深夜にも営業を行っているコンビニエンスストアに委託し、納税者等の利便性や収納率の向上を図ります。また、クレジットカード等による収納についても検討します。
コンビニ交付サービス事業	国は、マイナンバーカード普及のための独自利用の一つとして、全国市区町村に証明書等コンビニ交付サービスの導入を推進しており、本町としても導入を検討します。
社会保障・税番号制度システム整備事業	社会保障・税番号制度における情報連携を行うため、システム整備により適正な運用を図ります。
社会保障・税番号制度に関する個人情報保護強化	志賀町個人情報保護条例に基づいて、町民個人の権利や利益の保護を図るとともに、町民が安全・安心に社会保障・税番号制度を利用できるよう、制度面やシステム面から個人情報の充実・強化を推進します。
住民情報システム更新事業	住民情報システム機器の定期更新を行うとともに、災害等の観点から民間データセンター等にサーバー <sup>(※)</sup> 機器を設置し、羽咋市・宝達志水町等との住民情報システムの共同利用を推進します。

※ サーバー：インターネットの中核で、通信回線で接続されたコンピューターのこと。



コンビニ交付サービスのイメージ

### 7-3. 行財政改革の推進

#### 【現状と課題】

- 高齢化の進行による社会保障関係費の増加に加え、戦後の高度経済成長期に建設された社会基盤が50年以上経過し、維持管理費の増加が予想される等の問題が顕在化しています。
- 限られた予算の中で最大限の行政サービスを提供できるように、新たな自主財源の確保や行政運営の効率化・適正化をより一層進めていくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 一層厳しさを増す財政状況を見据え、事業の選択と集中による予算編成に努める中で、将来の負担につながる地方債の発行を抑制しながら、計画的な基金の積立と繰り上げ償還を実施し、次代につなぐ健全な財政運営を推進していきます。
- 時代の変化に伴って発生する諸問題に対応し、かつ少人数でも適正に対応できる行政システムの構築に向けて、職員の能力の向上や適正配置を図るとともに、事業・計画のPDCAサイクルの実施、各種事務処理の合理化や民間委託等を推進し、行政組織の活性化を図ります。



職員研修



学生×自治体職員による魅力再発見プロジェクト



## 【主要事業】

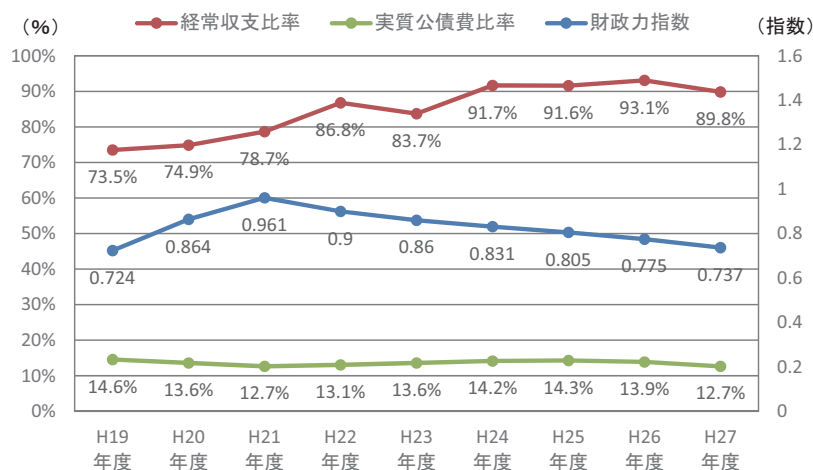
事業名	事業の概要
固定資産（公会計管理） 台帳作成事業	国から示された統一的な基準による財務書類との連動や整合を図るため、固定資産台帳を作成します。
地方公会計導入推進事業	地方公会計制度を導入し、積極的に活用するため、現有の土地、建物、工作物、備品の固定資産台帳を整備し、発生主義・複式簿記の企業会計手法を導入したうえで、統一的な基準による財務書類を作成し公表します。
企業版ふるさと納税 <sup>(※1)</sup> 事業	地方自治体が行う一定の地方創生 <sup>(※2)</sup> 事業に対し企業が寄付を行う場合、現行の損金算入措置に加えて法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置が講じられる制度であり、本町でも対象事業を検討し、積極的な活用を図ります。
P D C Aサイクルの推進	行政改革を推進するため、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）のサイクルを推進し、サービスの改善や業務の効率化に取り組みます。
人材育成の推進	庁内の職員研修や外部の研修に積極的に参加することにより、行政の高度化、専門化に対する知識、技能の習得を図ります。
民間委託の推進	公共施設の管理運営等について、指定管理者制度 <sup>(※3)</sup> の活用、業務委託、業務の民営化等による民間活力の導入を進め、効率的かつ効果的な管理運営を推進します。

※1 企業版ふるさと納税：企業が地方創生につながる自治体の事業に寄付を行った場合、法人税などが軽減される制度。

※2 地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

※3 指定管理者制度：地方公共団体が設置した公の施設の管理運営を、民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

## 【主要財務比率の推移】



資料：企画財政課

### 7-4. 公共施設の戦略的な維持管理

#### 【現状と課題】

- 本町の多くの道路、橋梁やトンネル等の公共施設は、老朽化が進行しており、更新時期を迎えています。
- 老朽化した公共施設は、中長期的な視点から公共施設のあり方を計画的に分析・検証し、更新・統廃合等による適正配置や長寿命化等の維持管理を推進することが求められます。

#### 【施策の方向性】

- 老朽化が進んでいる公共施設について、「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の少子高齢化等を見据え、健全な施設運営と適正な公共サービスの提供を行うために、計画的な補修と更新を優先度の高いものから順次行います。
- 今後の人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら効率的かつ効果的に更新・統廃合等を図ることにより、公共施設の適正配置を推進します。
- 公共施設の整備や維持管理等において、民間の経営ノウハウを活かしたPPP<sup>(※)</sup>等の公民連携事業の導入を検討します。

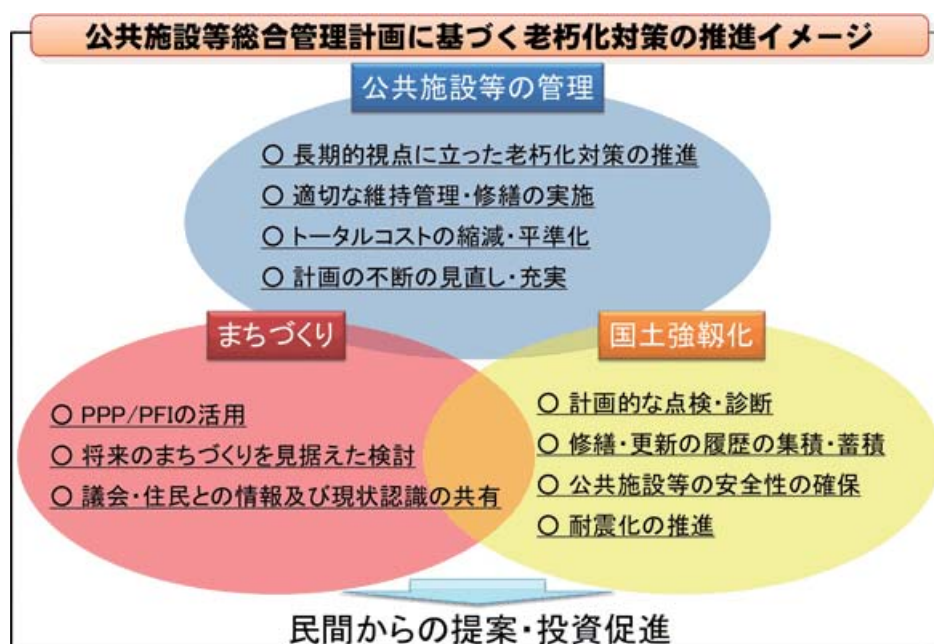
※ PPP：「Public Private Partnership」の略で、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。



## 【主要事業】

事業名	事業の概要
公共施設等総合管理計画実施	公共施設等が老朽化する一方で、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、長期的な視点を持って、今後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進します。
公共施設の戦略的な維持管理・更新等の推進事業 <b>創生</b>	道路、橋梁、トンネル、農道、林道、公共施設や各種防災施設等に関して、アセットマネジメント <sup>(※)</sup> の考え方にに基づき、戦略的に維持・補修を図ることで、施設の適切な長寿命化対策を推進します。
旧小学校解体等整理事業	校区の再編により閉校となった学校施設のうち、老朽化や借地の課題がある施設については、順次解体し借地を解消します。 体育館が避難場所になっている場合は、校舎の解体に併せて出入口やトイレ等の一部改修を図ります。
旧保育園解体等整理事業	施設の老朽化や園児の減少に伴い休止し、利用目的のない保育園については順次解体します。
PPP等の公民連携事業の導入検討	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るため、PPP等の公民連携事業の導入を検討します。

※ アセットマネジメント：資産（アセット）を効率よく管理・運用（マネジメント）すること。一般的には金融資産や不動産などに使われる表現だが、公共インフラを効率的に維持管理・補修していく手法としても使用される。



資料：総務省

## 施策の達成目標

### 【基本方針1：移住定住と交流によるもてなしのまちづくり】

指標名	現状(H27)	目標値(H38)	備考
<b>1-1. 若者の移住定住の促進</b>			
本町への年間移住者数	38人	40人	※現状はH28年度見込み数値 奨励金制度の活用等により志賀町 へ移住した人数
個人面談した年間移住相談者数	70人	70人	※現状はH28年度見込み数値 移住定住相談窓口、首都圏移住フェ ア等で面談した人数
移住奨励金等の年間交付件数	14件	10件	※現状はH28年度見込み数値 住まいづくり奨励金、賃貸住宅家賃 助成金、空家リフォーム再生等助成 金、みらいとうぶ定住促進奨励金
<b>1-2. 観光振興による交流促進</b>			
年間観光入込客数	135万人	152万人	
年間町祭入場者数	46,000人	60,000人	やっちゃん祭り、大漁起舟祭
誘客促進レンタカー利用宿泊助成金年間 交付者数	3,030人	3,500人	助成制度を活用して町内施設に 宿泊した延べ人数
のと里山空港利用促進助成金年間交付件 数	1,046件	777件	
<b>1-3. 大学との地域連携の推進</b>			
大学との地域連携協定の締結数（累計）	3件	5件	※現状はH28年度数値
地域交流型合宿等事業費助成金年間交付 者数	2,916人	4,000人	助成制度を活用して町内施設に 宿泊した延べ人数

**【基本方針2：次代を担う人を育むまちづくり】**

指標名	現状(H27)	目標値(H38)	備考
<b>2-1. 結婚・子育てサポートの充実</b>			
独身男女向け交流イベントの年間開催件数	6件	6件	※現状はH28年度数値 婚活支援事業費補助件数を含む
男女の未婚率	32.3%	抑制	※現状はH22年度国勢調査数値 25歳～45歳
合計特殊出生率 <sup>(※1)</sup>	1.70	1.90	志賀町人口ビジョンの目標値
妊産婦医療費の年間助成件数	22件	25件	※現状はH28年度見込み数値 (H28年度制度開始)
<b>2-2. 保育施設・サービスの充実</b>			
放課後児童クラブ <sup>(※2)</sup> 利用希望者に対する利用割合	100.0%	100.0%	
<b>2-3. 教育環境の充実</b>			
学習サポート事業年間受講者延べ人数	957人	1,000人	※現状はH28年度数値 対象：中学3年生 平成29年度より志賀高校の1、2年生を対象
I C T <sup>(※3)</sup> 環境の整備率	40%	100%	※現状はH28年度数値 大型モニター、児童・生徒タブレット <sup>(※4)</sup> 整備
<b>2-4. ふるさと教育の推進</b>			
放課後子ども教室の年間参加者数	7,789人	3,200人	小学校(2校)×1回当りの参加者数 (20人)×週2回開催(80回)

- ※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均に相当する。
- ※2 放課後児童クラブ：正式には「放課後児童健全育成事業」と言い、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
- ※3 I C T：「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。
- ※4 タブレット：ノートパソコンや携帯端末などにおいて、画面やセンサーを指やペンでなぞって使う入力装置。また、画面を直接触って操作する携帯情報端末をタブレット型端末といい、略してタブレットともいう。

### 【基本方針3：雇用創出と産業振興による活力あるまちづくり】

指 標 名	現状 (H27)	目標値 (H38)	備 考
<b>3-1. 企業誘致の推進</b>			
能登中核工業団地で新規立地した企業数	1社	3社	H29～H38年度立地企業数の累計
能登中核工業団地で増設した既存企業数	4社	10社	H29～H38年度増設企業数の累計
工業団地の従業員数	1,432人	1,620人	能登中核工業団地 堀松工場団地
<b>3-2. 農林水産業の振興</b>			
認定農業者数（累計）	130経営体	増加	
集落営農 <sup>(※)</sup> の法人化数（累計）	26組織	30組織	
担い手への農地利用集積率	48.1%	80.0%	$(\text{担い手の経営耕地面積}) \div (\text{経営耕地面積}) \times 100$
新規就農者数（累計）	8人	10人	
6次産業化の取組をする事業者数（累計）	3団体	5団体	
耕作放棄地面積	142.0ha	減少	
ほ場整備率	61%	68%	$(\text{整備済面積}) \div (\text{整備対象面積}) \times 100$
<b>3-3. 商業の振興</b>			
商工会会員数	758	750	
年間新規創業者数	2件	3件	※現状はH28年度数値 (H28年度制度開始)

※ 集落営農：集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

**【基本方針 4：健康に暮らし続けることができるまちづくり】**

指 標 名	現状 (H27)	目標値 (H38)	備 考
<b>4-1. 健康づくりの推進</b>			
特定健診 <sup>(※)</sup> 受診率 (国民健康保険)	58.1%	60.0%	(受診者数) ÷ (40～74歳の国民健康保険被保険者数) × 100
<b>4-2. 医療体制の充実</b>			
医師数 (富来病院)	8.2人	9.0人	医療法に基づく標準医師数 (常勤職員) + (非常勤職員)
看護師数 (富来病院)	41.9人	43.0人	医療法に基づく標準看護師数 (常勤職員) + (非常勤職員)
医業収支比率 (富来病院)	78.7%	100.0%	(医業収益) ÷ (医業費用) × 100
<b>4-3. 高齢者福祉の充実</b>			
要支援・要介護認定率	19.3%	21.1%	(要支援・要介護認定者数) ÷ (65歳以上の人口) × 100
高齢者 1 人暮らし実態調査数	1,070人	1,100人	
シルバー人材センター登録会員数	225人	240人	
<b>4-4. 障害者福祉の充実</b>			
地域生活支援者数	135人	減少	

※ 特定健診：生活習慣病を予防する目的で、40～74歳までの公的医療保険加入者を対象として、全国の保険者が実施する「特定健康診査・特定保健指導」。「メタボ健診」ともよばれる。国民健康保険の保険者は市町村である。

### 【基本方針5：笑顔になれる、人が輝く魅力的なまちづくり】

指 標 名	現状 (H27)	目標値 (H38)	備 考
<b>5-1. 地域活動の支援</b>			
ボランティアセンター登録団体数	42団体	45団体	
<b>5-2. 生涯学習事業の推進</b>			
文化ホール年間利用者数	40,796人	44,000人	
生涯学習講座の年間参加者数	281人	300人	
1人当たり年間図書貸出し数	5.3冊	5.6冊	
<b>5-3. スポーツの振興</b>			
スポーツを行っている町民の割合	11.0%	15.0%	(体育協会会員数等) ÷ (人口)
体育施設年間利用者数	131,544人	144,000人	
スポーツ教室の実施団体数 (累計)	8団体	10団体	
<b>5-5. 国際・広域交流の推進</b>			
青少年海外派遣事業参加生徒数 (累計)	198人	352人	
国際交流団体数 (累計)	2団体	3団体	
<b>5-6. 男女共同参画の推進</b>			
いしかわ男女共同参画推進宣言企業数 (累計)	5社	14社	第2次男女共同参画推進行動計画
町審議会等委員への女性登用率	25.5%	40.0%	(女性委員数) ÷ (町審議会の委員総数) × 100



【基本方針6：安全で美しく住みよいまちづくり】

指 標 名	現状 (H27)	目標値 (H38)	備 考
<b>6-1. 自然環境の保全</b>			
地域住民による抵抗性クロマツの年間植栽数	521本	増加	
<b>6-2. 循環型社会づくりの推進</b>			
一人一日当たりのごみの排出量 (家庭系可燃ごみ)	480g	404.9g	広域圏目標値
<b>6-3. 交通ネットワークの充実</b>			
町道改良率	44.3%	増加	
<b>6-5. 良質な生活基盤の充実</b>			
空き家バンクへの新規物件登録件数	1件	5件	
地籍調査 <sup>(※1)</sup> 事業進捗率	83.7%	98.9%	$(\text{現地調査済面積}) \div (\text{計画面積}) \times 100$
配水池耐震化率	22.8%	100.0%	$(\text{耐震済み配水池有効容量}) \div (\text{総配水池有効容量}) \times 100$
下水道等水洗化率	74.4%	85.0%	$(\text{下水道等接続人口}) \div (\text{下水道等供用人口}) \times 100$
<b>6-6. 防災体制の充実</b>			
自主防災組織数(累計)	23組織	40組織	
防災士 <sup>(※2)</sup> の登録者数(累計)	203人	300人	
<b>6-7. 交通安全・防犯の充実</b>			
交通事故年間死傷者数	51件	減少	
<b>6-8. 原子力防災対策の強化</b>			
原子力災害対策施設整備数(累計)	7箇所	12箇所	

※1 地籍調査：一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

※2 防災士：地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助にあたる人。日本防災士機構が認定する民間資格。

### 【基本方針7：町民に開かれた、効率的な行政運営によるまちづくり】

指 標 名	現状 (H27)	目標値 (H38)	備 考
<b>7-1. 広報・公聴体制の充実</b>			
インターネット利用契約数（累計）	2,571件	3,450件	町のCATV回線を利用したインターネット契約数
<b>7-2. 行政情報の電子化</b>			
マイナンバーカード交付率	3.0%	31.0%	(交付枚数累計) ÷ (人口) × 100
<b>7-3. 行財政改革の推進</b>			
経常収支比率 <sup>(※)</sup>	89.8%	抑制	(経常経費充当一般財源額) ÷ (経常一般財源総額) × 100
実質公債費率	12.7%	抑制	
<b>7-4. 公共施設の戦略的な維持管理</b>			
指定管理を行っている公の施設数	26施設	36施設	

※ 経常収支比率：地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用される。経常一般財源（地方税や普通交付税など毎年の収入）に対する経常経費充当一般財源（人件費や扶助費などの支出）の割合。低いほど財政運営に弾力性がある。

# 卷末資料

---

- 1 町民アンケートの概要
- 2 策定体制
- 3 策定の経緯
- 4 関連する条例・要綱
- 5 志賀町創生総合戦略等策定委員会 委員一覧

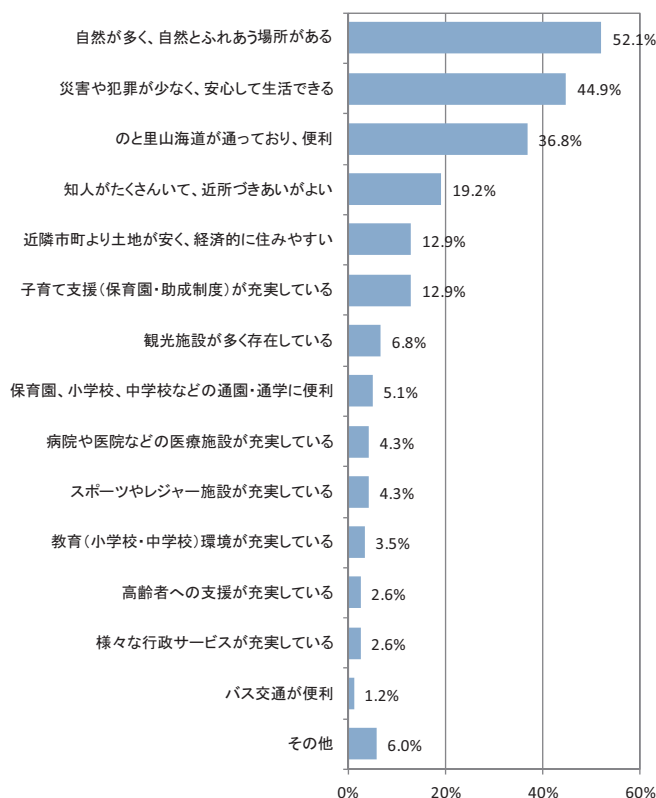
# 1 町民アンケートの概要

## ① 調査の概要

- ・調査対象：満18歳以上の町民2,500名
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：郵送（無記名回収）方式
- ・調査期間：平成27年6月25日～7月21日
- ・回収数：1,253票（回収率：50.1%）

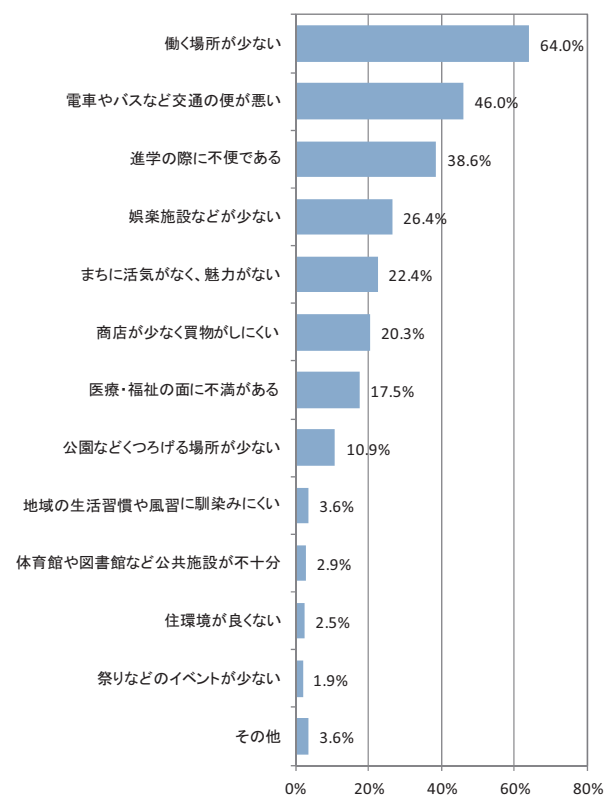
## ② 志賀町で自慢できるもの

「自然が多く、自然とふれあう場所があること」が最も多く52.1%を占め、次いで「災害や犯罪が少なく、安心して生活できること」が44.9%、「のと里山海道が通っており、便利なこと」が36.8%となっています。



## ③ 志賀町に不足しているもの

「働く場所が少ない」が最も多く64.0%を占め、次いで「電車やバスなど交通の便が悪い」が46.0%、「通学の際に不便である」が38.6%となっています。

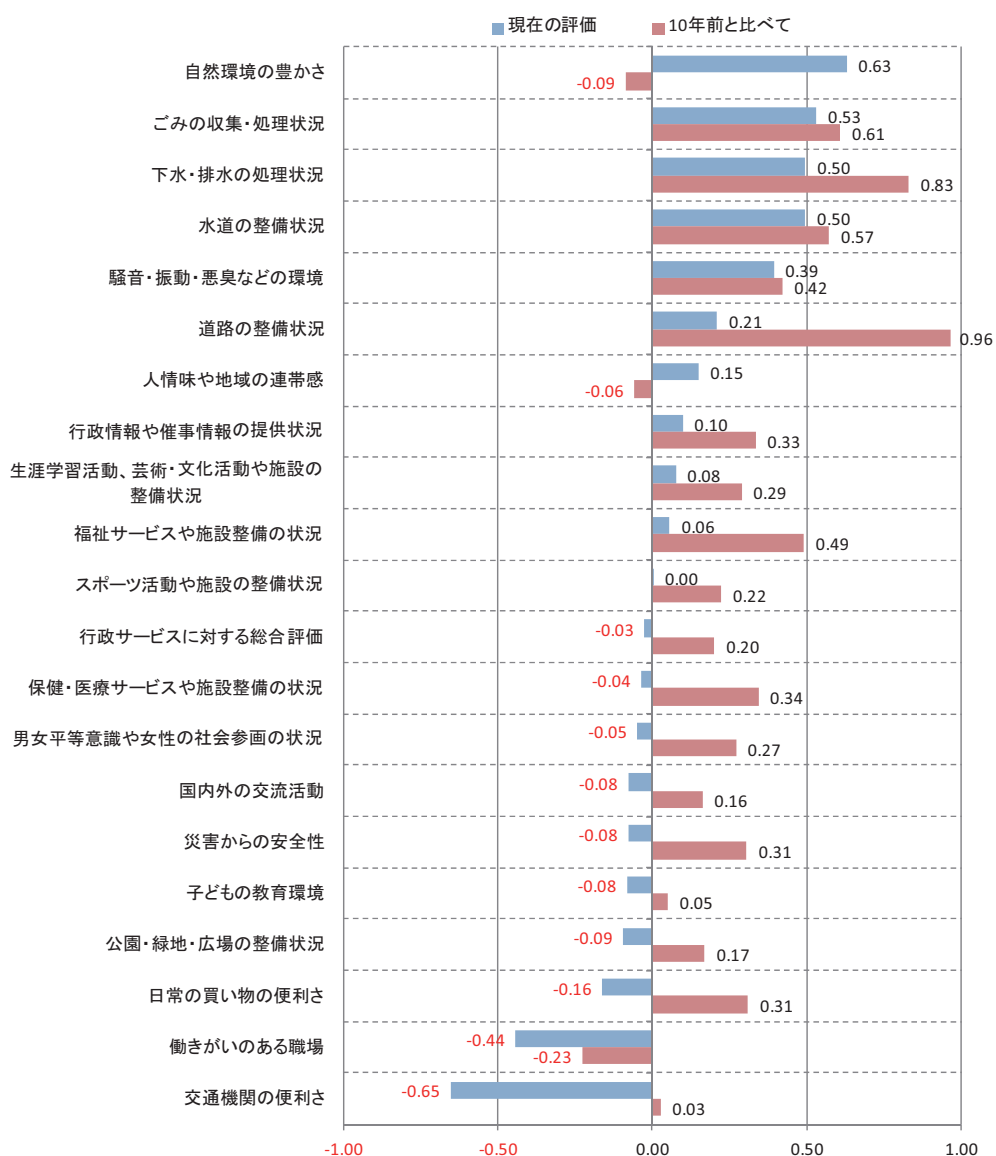


④ 志賀町の現状の評価

道路の整備状況は「良くなった」が半数以上となっていますが、一方で「交通機関の便利さ」では不満が半数以上となっています。

また、「働きがいのある職場」、「日常の買い物の便利さ」は現状・10年前との比較の両方において低評価となっています。

【志賀町の現状の評価及び10年前との比較】



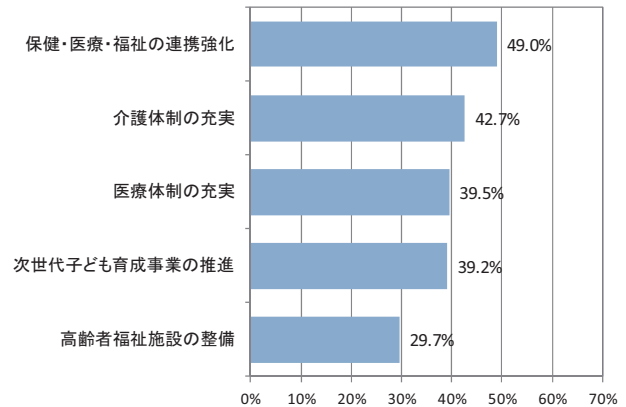
### ⑤今後の施策のあり方について

#### 【健康・福祉】

「保健・医療・福祉の連携強化」が最も多く49.0%を占め、次いで「介護体制の充実」が42.7%、「医療体制の充実」が39.5%となっています。

介護・医療・子育て支援それぞれの充実とともに、これらの福祉施策の相互連携が求められています。

#### 【健康・福祉に関して重視すべきもの】



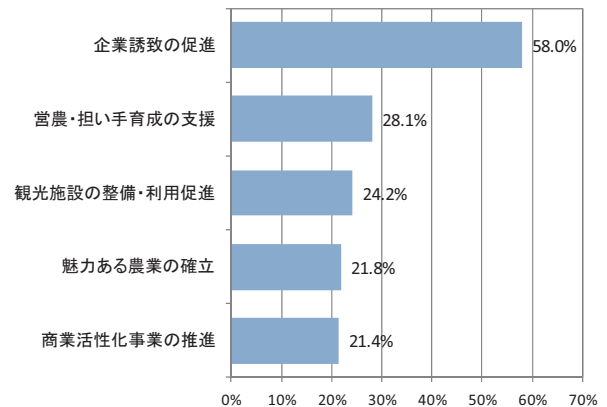
※上位5位までの項目を掲載

#### 【産業振興】

「企業誘致の促進」が最も多く58.0%を占め、次いで「営農・担い手育成の支援」が28.1%、「観光施設の整備・利用促進」が24.2%となっています。

産業では、特に企業誘致による活性化や雇用の場の確保が強く求められています。

#### 【産業振興に関して重視すべきもの】



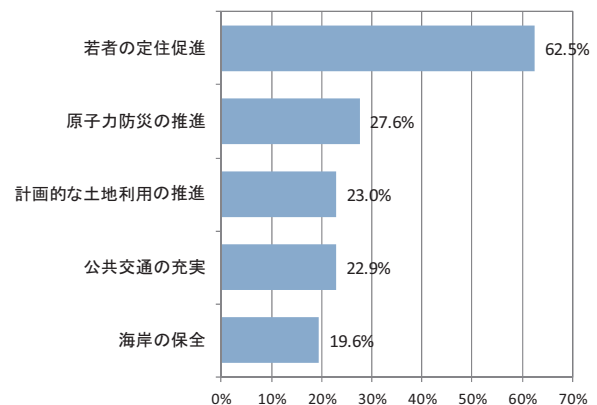
※上位5位までの項目を掲載

#### 【生活環境】

「若者の定住促進」が最も多く62.5%を占め、次いで「原子力防災の推進」が27.6%、「計画的な土地利用の推進」が23.0%となっています。

生活環境では、定住促進による人口の維持や流出抑制が強く求められています。

#### 【生活環境に関して重視すべきもの】



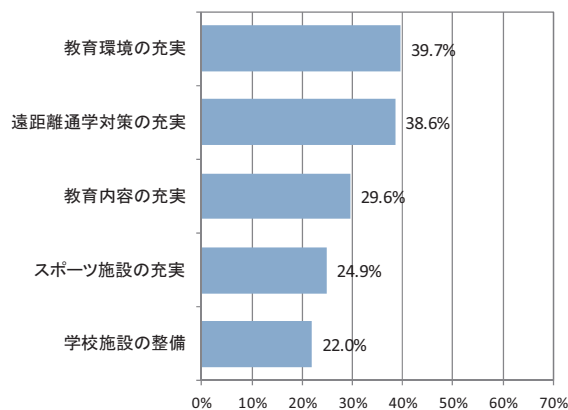
※上位5位までの項目を掲載

### 【教育・文化】

「教育環境の充実」が最も多く39.7%を占め、次いで「遠距離通学対策の充実」が38.6%、「教育内容の充実」が29.6%となっています。

町内の教育環境の充実とともに、町外へと通学する生徒への対策が求められています。

【教育・文化に関して重視すべきもの】



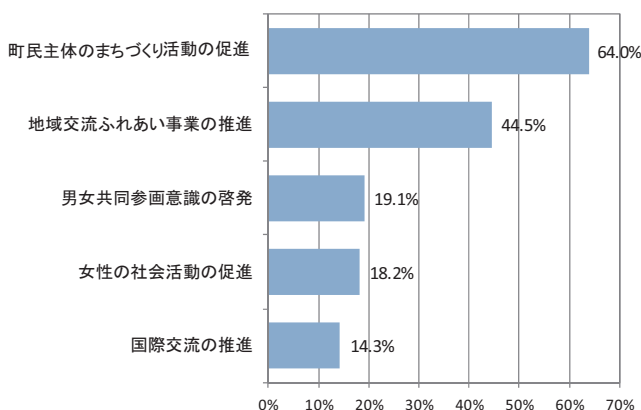
※上位5位までの項目を掲載

### 【住民参画・地域間交流】

「町民主体のまちづくり活動の促進」が最も多く64.0%を占め、次いで「地域交流ふれあい事業の推進」が44.5%、「男女共同参画意識の啓発」が19.1%となっています。

行政主導ではなく、町民が主体となったまちづくりが強く求められています。

【住民参画・地域間交流に関して重視すべきもの】



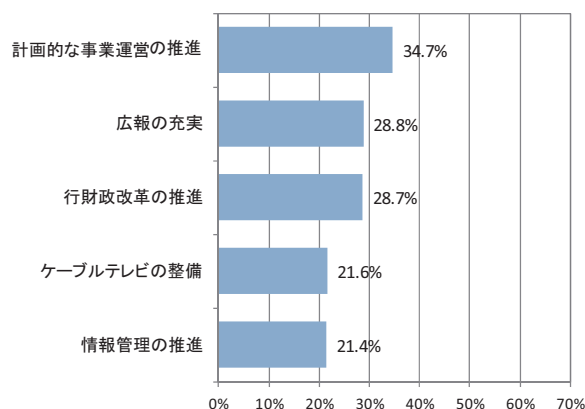
※上位5位までの項目を掲載

### 【行財政運営】

「計画的な事業運営の推進」が最も多く34.7%を占め、次いで「広報の充実」が28.8%、「行財政改革の推進」が28.7%となっています。

計画的かつ確実なまちづくりの推進が求められています。

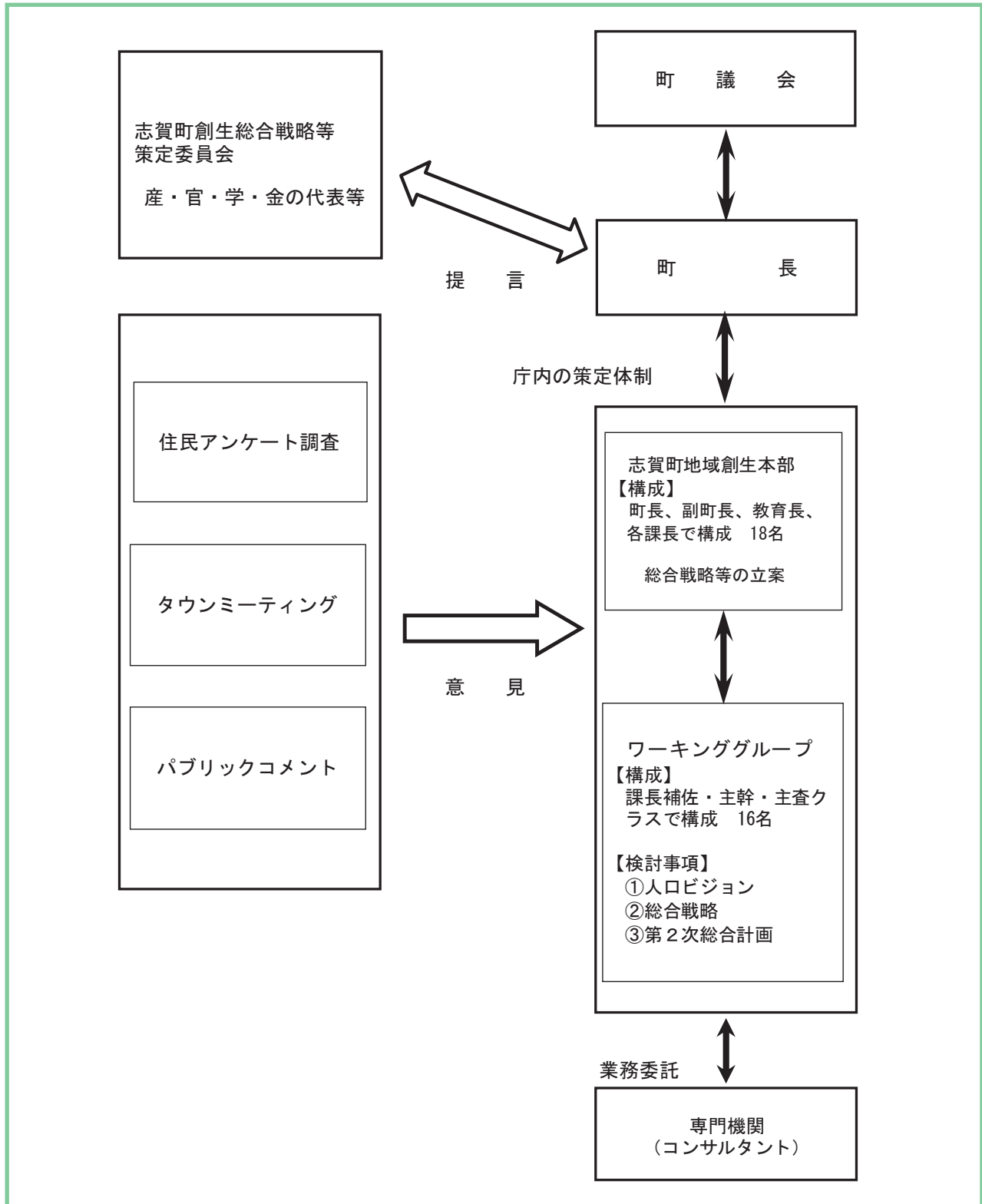
【行財政運営に関して重視すべきもの】



※上位5位までの項目を掲載

## 2 策定体制

### 【第2次志賀町総合計画策定体制】





### 3 策定の経緯

年 月 日	内 容	摘 要
平成28年2月2日	ワーキンググループ会議（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定スケジュールについて</li> <li>施策シートの検討</li> </ul>
平成28年2月14日	金沢大学タウンミーティング in志賀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を活用した地方創生</li> </ul>
平成28年4月15日	ワーキンググループ会議（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の構成（案）について</li> <li>将来施策確認シートの検討</li> </ul>
平成28年5月9日	創生本部会議（第4回） ワーキンググループ会議（第5回） 合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定スケジュールについて</li> <li>総合計画の概要・体系（案）の検討</li> </ul>
平成28年6月14日	策定委員会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定スケジュールについて</li> <li>総合計画の体系（案）の審議</li> </ul>
平成28年6月15日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定スケジュールについて</li> <li>総合計画の体系（案）の審議</li> </ul>
平成28年8月22日	ワーキンググループ会議（第6回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の骨子（案）の検討</li> </ul>
平成28年8月26日	創生本部会議（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の骨子（案）の検討</li> </ul>
平成28年8月31日	策定委員会（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の骨子（案）の審議</li> </ul>
平成28年10月7日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の骨子（案）の審議</li> </ul>
平成28年10月12日	ワーキンググループ会議（第7回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画（案）の検討</li> <li>総合計画における成果指標の検討</li> </ul>
平成28年11月1日	創生本部会議（第6回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画（案）の検討</li> <li>総合計画における成果指標の検討</li> </ul>
平成28年11月7日	志賀町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画（案）の審議</li> </ul>
平成28年11月9日	策定委員会（第6回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画（案）の審議</li> </ul>
平成28年11月29日	第4回志賀町議会定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次志賀町総合計画基本構想の策定について、議案上程</li> </ul>
平成28年11月30日	ワーキンググループ会議（第8回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画の基本計画（案）の検討</li> </ul>
平成28年12月13日	第4回志賀町議会定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次志賀町総合計画基本構想の策定について、議決</li> </ul>

年 月 日	内 容	摘 要
平成29年2月9日	ワーキンググループ会議（第9回）	・総合計画の基本計画（案）の検討
平成29年2月21日	志賀町議会全員協議会	・総合計画（案）の審議
平成29年2月21日 ～2月28日	パブリックコメント	・第2次志賀町総合計画策定に係る パブリックコメントを募集
平成29年2月28日	策定委員会（第7回）	・総合計画（案）の審議

## 4 関連する条例・要綱

### ○志賀町議会の議決すべき事件を定める条例

平成28年9月15日

条例第30号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、志賀町議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決事件の指定)

第2条 議決すべき事件は、志賀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ○志賀町創生総合戦略等策定委員会設置要綱

平成27年6月1日

告示第58号

#### (設 置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく、志賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び行政運営の総合的な指針となる計画である志賀町総合計画（以下「総合戦略等」という。）を策定するため、志賀町創生総合戦略等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、町長に提言するものとする。

- (1) 志賀町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 志賀町創生総合戦略の策定に関すること。
- (3) 第2次志賀町総合計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

#### (組 織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役職員又は職員
- (3) 関係機関の役職員又は職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

#### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(そ の 他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

## 5 志賀町創生総合戦略等策定委員会 委員一覧

(五十音順：22人)

	氏名	役職名
◎	浅野 秀重	金沢大学地域連携推進センター副センター長
	岩上 順子	志賀町PTA連合会副会長
	裏 貴大	(株)ゆめうらら代表取締役社長
	狩野 光博	大和ハウス工業(株) 金沢支社森林住宅営業所長
	川端 典秀	石川サンケン(株) 代表取締役社長
	黒氏 雄平	ジョブカフェ石川能登サテライト所長
	小泉 亨	富来商工会青年部長
	坂元 勲	のと共栄信用金庫高浜支店副支店長
	谷本 互	まち&むら研究所代表
	杖村 修司	(株)北國銀行専務取締役
	寺岡 才治	志賀町移住・交流協会会長
	徳野 外茂男	志賀町観光協会会長
○	中坪 治	志賀町区長会会長
	新田 恵美子	志賀町乳幼児保育園園長
	橋本 信広	石川県漁業協同組合西海支所販売課長
	東 正和	志賀町商工会青年部長
	前田 順一郎	能登中核工業団地協議会会長
	松平 玄三	志賀町社会教育委員議長
	松村 和子	志賀町民生児童委員協議会会長
	村山 康子	志賀町女性団体協議会会長
	室谷 加代子	志賀町男女共同参画推進委員
	谷内 雅人	志賀農業協同組合総務部部長兼企画審査課長

※◎委員長 ○副委員長

任期：平成27年8月4日～平成29年3月31日

役職名は委員就任時点

## 第2次志賀町総合計画

平成29年3月発行

発行：石川県志賀町

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL：0767-32-1111 FAX：0767-32-3933

<http://www.town.shika.lg.jp>

E-mail [kikaku-zaisei@town.shika.lg.jp](mailto:kikaku-zaisei@town.shika.lg.jp)

編集：志賀町企画財政課



## 第2次志賀町総合計画

魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち